

# 一、本会議の審議概要

○平成二年二月二十七日 火曜日

開会 午前十時一分

日程第一 議席の指定

議長は、議員の議席を指定した。

議長は、新たに当選した議員針生雄吉君を議院に紹介した。

特別委員会設置の件

右の件は、議長発議により、科学技術振興に関する諸問題を調査しその対策樹立に資するため委員二十名から成る科学技術特別委員会、公害及び環境保全に関する諸問題を調査しその対策樹立に資するため委員二十名から成る環境特別委員会、災害に関する諸問題を調査しその対策樹立に資するため委員二十名から成る災害対策特別委員会、選挙制度に関する調査のため委員二十五名から成る選挙制度に関する特別委員会、沖縄及び北方問題に関する対策樹立に資するため委員二十名から成る沖縄及び北方問題に関する特別委員会を設置することに全会一致をもって決し、議長は、特別委員を指名した。

永年在職議員表彰の件

右の件は、議長発議により、国会議員として在職二十五年に達した議員土屋義彦君を院議をもって表彰することに決し、議長は、次の表彰文を朗読した。

備

考

議員土屋義彦君 君は国会議員としてその職にあること二十五年に及び常に憲政のために力を尽くされました

参議院は君の永年の功勞に対しここに院議をもって表彰します

赤桐操君は、祝辞を述べた。

土屋義彦君は、謝辞を述べた。

休憩 午前十時十五分

再開 午前十時十六分

永年在職議員表彰の件

右の件は、議長發議により、国会議員として在職二十五年に達した議員小野明君、黒柳明君を院議をもって表彰することに決し、議長は、次の表彰文を朗読した。

議員小野明君 君は国会議員としてその職にあること二十五年に及び常に憲政のために力を尽くされました

参議院は君の永年の功勞に対しここに院議をもって表彰します

議員黒柳明君 君は国会議員としてその職にあること二十五年に及び常に憲政のために力を尽くされました

参議院は君の永年の功勞に対しここに院議をもって表彰します

長田裕二君は、両君に対し祝辞を述べた。

小野明君、黒柳明君は、それぞれ謝辞を述べた。

休憩 午前十時三十一分

再開 午後二時三十一分

元議員八木一郎君逝去につき哀悼の件

右の件は、議長發議により院議をもって弔詞をささげることに関し、議長は、弔詞を朗読した。

日程第二 会期の件

右の件は、全会一致をもって百二十日間とすることに決した。

日程第三 内閣総理大臣の指名

右の件は、記名投票の結果（投票総数二四六、過半数一二四）、いずれも投票の過半数を得たものがないので、その最多数を得た衆議院議員海部俊樹君（一一〇票）同土井たか子君（九一票）について決選投票の結果（投票総数二四六）、海部俊樹君が一一一票をもって指名された。

散会 午後三時十四分

○平成二年三月二日 金曜日

開会 午後三時一分

日程第一 国務大臣の演説に関する件

海部内閣総理大臣は施政方針に関し、中山外務大臣は外交に関し、橋本大蔵大臣は財政に関し、相沢国務大臣は経済に関してそれぞれ演説をした。

国務大臣の演説に対する質疑は、延期することに決した。

散会 午後四時四十一分

二・二七 衆議院会期議決  
（百二十日間）

三・二 開会式

（衆議院）

三・二 国務大臣の演説

五、六 演説に対する質疑

三・二、四 内閣総理大臣の海外出張  
（日米首脳会談）

○平成二年三月六日 火曜日

開会 午前十時二分

日程第一 一 国務大臣の演説に関する件(第二日)

赤桐操君、平井卓志君は、それぞれ質疑をした。

残余の質疑は、延期することに決した。

散会 午後零時五十二分

○平成二年三月七日 水曜日

開会 午前十時一分

裁判官弾劾裁判所裁判員予備員及び裁判官訴追委員辞任の件

右の件は、裁判官弾劾裁判所裁判員予備員齋藤文夫君、裁判官訴追委員大島友治君の辞任を許可することに決した。

裁判官弾劾裁判所裁判員予備員等各種委員の選挙

右の選挙は、動議によりその手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、裁判官弾劾裁判所裁判員予備員に田辺哲夫君、裁判官訴追委員に鈴木省吾君、日本ユネスコ国内委員会委員に小野清子君を指名した。

日程第一 一 国務大臣の演説に関する件(第三日)

三木忠雄君、山中郁子君は、それぞれ質疑をした。

休憩 午前十一時三十三分

再開 午後零時五十五分

議員横溝克己君逝去につき哀悼の件

右の件は、議長からすでに弔詞をささげた旨報告し、その弔詞を朗読した。次いで、仲川幸男君が哀悼の辞を述べた。

休憩前に引続き、国務大臣の演説に対し、井上哲夫君、橋本孝一郎君、田英夫君は、それぞれ質疑をした。

議長は、質疑が終了したことを告げた。

暴力行為の排除に関する決議案（下条進一郎君外九名発議）（委員会審査省略要求事件）

右の議案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決し、下条進一郎君から趣旨説明があった後、全会一致をもって可決された。

長谷川法務大臣は、右の決議について所信を述べた。

散会 午後三時十三分

○平成二年三月二十六日 月曜日

開会 午後五時一分

議長は、新たに当選した議員星野朋市君を議院に紹介した後、同君を農林水産委員に指名した。

日程第一 国家公務員等の任命に関する件

右の件は、人事官に石坂誠一君、弥富啓之助君、臨時脳死及び臓器移植調査会委員に井形昭弘君、宇野收君、梅原猛君、金平輝子君、木村榮作君、齋藤明君、永井道雄君、萩原太郎君、早石修君、原秀男君、平野龍一君、三浦知壽子君、森亘君、山岸章君、山下眞臣君、日本銀行政策委員会委員に両角良彦君を任命することに同意することに決した。

平成元年度一般会計補正予算（第2号）

平成元年度特別会計補正予算（特第2号）

平成元年度政府関係機関補正予算（機第2号）

右の三案は、日程に追加し、予算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、否決された。

租税特別措置法の一部を改正する法律案（趣旨説明）

右は、日程に追加し、橋本大蔵大臣から趣旨説明があつた後、前畑幸子君、峯山昭範君がそれぞれ質疑をした。

休憩 午後六時二十四分

再開 午後七時一分

平成元年度一般会計補正予算（第2号）外二件両院協議会の協議委員の選挙

右の選挙は、動議によりその手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、協議委員を指名した。

休憩 午後七時三分

再開 午後十時二分

（衆議院議決）

三・二二 平成元年度一般会計補正

予算（第2号）

平成元年度特別会計補正

予算（特第2号）

平成元年度政府関係機関

補正予算（機第2号）

平成元年度一般会計補正予算（第2号） 外二件両院協議会参議院協議委員長報告

右は、平成元年度一般会計補正予算（第2号） 外二件両院協議会参議院協議委員長  
矢田部理君から平成元年度一般会計補正予算（第2号） 外二件両院協議会において  
成案を得なかった旨の報告があった。

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、日程に追加し、建設委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつ  
た後、全会一致をもって可決された。

地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、日程に追加し、地方行政委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつ  
た後、可決された。

厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、日程に追加し、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつ  
た後、可決された。

農林漁業金融公庫法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議  
院送付）

右の議案は、日程に追加し、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつ  
た後、全会一致をもって可決された。

散会 午後十時十八分

平成元年度一般会計補正予算（第2号） 外二件両院協議会  
参議院協議委員長

議長 矢田部 理君  
副議長 太田 淳夫君

穂山 篤君  
菅野 久光君  
鈴木 和美君  
安恒 良一君  
高木 健太郎君  
吉岡 吉典君  
池田 治君  
足立 良平君

○平成二年三月二十九日 木曜日

開会 午後一時二十一分

日程第一 通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、通信委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

国立劇場法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、日程に追加し、文教委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

散会 午後一時二十七分

○平成二年三月三十日 金曜日

開会 午後四時一分

日程第一 関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表（日本国の譲許表）

に掲げる譲許を修正し又は撤回するためのアメリカ合衆国との交渉の結果に関する文書の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

日程第二 関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表（日本国の譲許表）

に掲げる譲許の変更についての欧州経済共同体との合意に関する文書の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）



日程第三 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の三件は、外務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、日程第一及び第二は承認することに決し、日程第三は全会一致をもって可決された。

日程第四 国土調査促進特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第五 明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の両案は、建設委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第六 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第七 地方税法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第八 過疎地域活性化特別措置法案（衆議院提出）

右の両案は、地方行政委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があり、渕上貞雄君から日程第七に対する修正案の趣旨説明があつて、日程第七に対する討論の後、渕上貞雄君外七名提出の修正案を可決、次いで修正部分を除いた原案を可決、よつて日程第七は修正議決された。次いで日程第八は全会一致をもって可決された。

所得税法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）  
租税特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

（衆議院議決）

三・二八 地方税法の一部を改正する法律案（閣法第一一号）

租税特別措置法の一部を改正する法律案

（閣法第八号）

三・三〇 地方税法の一部を改正する法律案（閣法第一一号）  
（参議院回付案に同意）

関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の三案は、日程に追加し、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、第一の議案は全会一致をもって可決、第二及び第三の議案は可決された。砂糖の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

山村振興法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

右の両案は、日程に追加し、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、第一の議案は可決、第二の議案は全会一致をもって可決された。

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

右の議案は、日程に追加し、災害対策特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、日程に追加し、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件（衆議院送付）

右の件は、日程に追加し、通信委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、承認することに決した。

休憩 午後四時五十七分

再開するに至らなかった。

○平成二年四月四日 水曜日

開会 午後四時十一分

日程第一 平成二年度一般会計暫定予算

日程第二 平成二年度特別会計暫定予算

日程第三 平成二年度政府関係機関暫定予算

右の三案は、予算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、否決された。

参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件

右の件は、議長発議に係る参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案を可決した。

休憩 午後四時二十一分

再開 午後五時二十一分

平成二年度一般会計暫定予算外二件両院協議会の協議委員の選挙

右の選挙は、動議によりその手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、協議委員を指名した。

休憩 午後五時二十三分

再開 午後六時五十一分

平成二年度一般会計暫定予算外二件両院協議会参議院協議委員議長報告

右は、平成二年度一般会計暫定予算外二件両院協議会参議院協議委員議長矢田部理君から平成二年度一般会計暫定予算外二件両院協議会において成案を得なかった旨の

(衆議院議決)

四・三 平成二年度一般会計暫定予算

平成二年度特別会計暫定予算

平成二年度政府関係機関暫定

予算

平成二年度一般会計暫定予算外二件  
両院協議会

参議院協議委員

議長 矢田部 理 君

副議長 太田 淳 夫 君

穂山 篤 君

菅野 久 光 君

鈴木 和 美 君

安恒 良 一 君

和田 教 美 君

吉岡 吉 典 君

栗森 喬 君

足立 良 平 君

報告があった。

散会 午後六時五十六分

○平成二年四月二十五日 水曜日

開会 午前十時一分

日程第一 副議長の選挙

右の選挙は、無名投票の結果（投票総数二三二、過半数一二七）、小山一平君が二三二票をもって当選した。

議長は、副議長小山一平君を議院に紹介した。

副議長小山一平君は、就任の挨拶をした。

岡田広君は、副議長に対し祝辞を述べた。

副議長小野明君逝去につき哀悼の件

右の件は、議長発議により院議をもって弔詞をささげることになり、議長は、弔詞を朗読した。次いで、長田裕二君が哀悼の辞を述べた。

日程第二 千九百八十九年七月三日に国際コーヒー理事会決議によって承認された千九百八十三年の国際コーヒー協定の有効期間の延長の受諾について承認を求めるの件

日程第三 千九百八十九年のジュート及びジュート製品に関する国際協定の締結について承認を求めるの件

四・二七 参議院副議長故小野明参議院葬儀

（築地本願寺第二伝道会館）

右の両件は、外務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって承認することに決した。

日程第 四 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律案（内閣提出）

右の議案は、社会労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第 五 取引所税法案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第 六 農業者年金基金法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

散会 午前十時四十九分

○平成二年五月十八日 金曜日

開会 午後三時三十四分

日程第一 一 国家公務員等の任命に関する件

右の件は、国家公安委員会委員に坂本朝一君を任命することに同意することに決した。

平成二年度一般会計暫定補正予算(第1号)

平成二年度特別会計暫定補正予算(特第1号)

平成二年度政府関係機関暫定補正予算(機第1号)

右の三案は、日程に追加し、予算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、否決された。

休憩 午後三時四十三分

再開 午後四時五十二分

平成二年度一般会計暫定補正予算(第1号) 外二件両院協議会の協議委員の選挙

右の選挙は、動議によりその手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、協議委員を指名した。

休憩 午後四時五十四分

再開 午後六時十一分

平成二年度一般会計暫定補正予算(第1号) 外二件両院協議会参議院協議委員議長報告

右は、平成二年度一般会計暫定補正予算(第1号) 外二件両院協議会参議院協議委員議長矢田部理君から平成二年度一般会計暫定補正予算(第1号) 外二件両院協議会において成案を得なかった旨の報告があった。

散会 午後六時十六分

(衆議院議決)

五・一七 平成二年度一般会計暫定補

正予算(第1号)

平成二年度特別会計暫定補正予算(特第1号)

平成二年度政府関係機関暫定補正予算(機第1号)

平成二年度一般会計暫定補正予算(第1号) 外二件両院協議会

参議院協議委員

議長 矢田部 理 君

副議長 太田 淳 夫 君

穂山 篤 君

鈴木 和 美 君

本岡 昭 次 君

安恒 良 一 君

猪熊 重 二 君

吉岡 吉 典 君

池田 治 君

足立 良 平 君

○平成二年五月二十五日 金曜日

開会 午後零時十一分

日程第一 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とタイとの間の条約の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

右の件は、外務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、承認することに決した。

日程第二 皇室経済法施行法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第三 即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の両案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

散会 午後零時十八分

五・二五 盧泰愚・大韓民国大統領の

演説（衆議院議場）

○平成二年五月三十日 水曜日

開会 午後五時二十一分

日程第一 恩給法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第二 水産業協同組合法の一部を改正する法律案（内閣提出）

日程第三 海洋水産資源開発促進法の一部を改正する法律案（内閣提出）

右の両案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、日程に追加し、沖縄及び北方問題に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

自然環境保全法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、日程に追加し、環境特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

散会 午後五時三十六分



○平成二年六月七日 木曜日

開会 午後零時三十六分

平成二年度一般会計予算

平成二年度特別会計予算

平成二年度政府関係機関予算

右の三案は、日程に追加し、予算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、記名投票をもつて採決の結果、賛成一一〇、反対一三一にて否決された。

日程第一 国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第二 天皇陛下御即位記念のための十萬円の貨幣の発行に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の両案は、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第三 簡易生命保険法の一部を改正する法律案（内閣提出）

日程第四 簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

日程第五 簡易保険郵便年金福祉事業団法の一部を改正する法律案（内閣提出）

右の三案は、通信委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、日程第三

平成二年度一般会計予算

平成二年度特別会計予算

平成二年度政府関係機関予算

〔衆議院予算委員会〕

四・一七、一八 公聴会

四・二三、二四 集中審議

四・二六、二七 分科会

五・九 可決

〔衆議院本会議〕

五・一〇 可決

〔参議院予算委員会〕

五・二四 公聴会

五・三一、六・一 委嘱審査

六・四、五 集中審議

六・七 否決

〔参議院本会議〕

六・七 否決

〔両院協議会〕

六・七 成案を得ず

及び第五は全会一致をもって可決、日程第四は可決された。

日程第六 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）  
右の議案は、商工委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第七 国民健康保険法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）  
右の議案は、社会労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

休憩 午後二時二十八分

再開 午後三時二十一分

平成二年度一般会計予算外二件両院協議会の協議委員の選挙

右の選挙は、動議によりその手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、協議委員を指名した。

休憩 午後三時二十三分

再開 午後五時三十一分

平成二年度一般会計予算外二件両院協議会参議院協議委員長報告

右は、平成二年度一般会計予算外二件両院協議会参議院協議委員長矢田部理君から平成二年度一般会計予算外二件両院協議会において成案を得なかった旨の報告があった。

散会 午後五時三十六分

平成二年度一般会計予算外二件両院協議会

参議院協議委員

議長

矢田部 理君

副議長

太田 淳夫君

穂山 篤君

菅野 久光君

鈴木 和美君

安恒 良一君

白浜 一良君

吉岡 吉典君

池田 治君

足立 良平君

○平成二年六月十三日 水曜日

開会 午前十時一分

元本院副議長森八三二君逝去につき哀悼の件

右の件は、議長からすでに弔詞をささげた旨報告し、その弔詞を朗読した。

日程第一 向精神薬に関する条約の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

右の件は、外務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって承認することに決した。

日程第二 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第三 麻薬取締法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の両案は、社会労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第四 特定通信・放送開発事業実施円滑化法案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、逓信委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第五 国立学校設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、文教委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

散会 午前十時十四分

○平成二年六月十五日 金曜日

開会 午後零時二分

議長は、新たに当選した議員三重野栄子君を議院に紹介した後、同君を法務委員に指名した。

国家公務員等の任命に関する件

右の件は、公正取引委員会委員に佐藤謙一君、土地鑑定委員会委員に久保田誠三君、中央更生保護審査会委員長に石原一彦君を任命することに同意することに決し、公害等調整委員会委員に宮瀬洋一君、和田善一君、土地鑑定委員会委員に新井清光君、枝村利一君、川井健君、小林忠雄君、高橋敏君、横須賀博君、漁港審議会委員に安倍幸雄君、池尻文二君、榎田トクノ君、齋藤兵助君、坂井溢郎君、蛟島泰佑君、土屋孟君、中谷岸造君、早野仙平君を任命することに全会一致をもって同意することに決した。第十八回オリンピック冬季競技大会長野招致に関する決議案（下条進一郎君外八名発議）（委員会審査省略要求事件）

右の議案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決し、下条進一郎君から趣旨説明があった後、全会一致をもって可決された。保利文部大臣は、右の決議について所信を述べた。

日程第一 水質汚濁防止法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、環境特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第二 地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、商工委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第三 日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を図るために平成二年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）  
右の議案は、運輸委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第四 市民農園整備促進法案（内閣提出、衆議院送付）  
右の議案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第五 証券取引法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第六 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律附則第三項の別に法律で定める日を定める法律案（衆議院提出）

右の両案は、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、日程第五は可決、日程第六は全会一致をもって可決された。

日程第七 地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、地方行政委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第八 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）  
右の議案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

（衆議院議決）

六・五 地方交付税法等の一部を改正する法律案  
（閣法第一四号）（修正）

五・三一 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案  
（閣法第一九号）

日程第九 労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第一〇 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）  
右の両案は、社会労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

国会議員互助年金法の一部を改正する法律案（衆議院提出）  
国会議員の秘書の給与等に関する法律案（衆議院提出）

右の両案は、日程に追加し、議院運営委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、第一の議案は可決、第二の議案は全会一致をもって可決された。

散会 午後零時四十二分

○平成二年六月十八日 月曜日

開会 午後零時六分

老人福祉法等の一部を改正する法律案（趣旨説明）

右は、日程に追加し、津島厚生大臣から趣旨説明があった後、日下部禎代子君、木庭健太郎君、勝木健司君がそれぞれ質疑をした。

臨時行政改革推進審議会設置法案（趣旨説明）

右は、日程に追加し、塩崎国務大臣から趣旨説明があった後、角田義一君、吉川春子君、星川保松君がそれぞれ質疑をした。

日程第一 スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、環境特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

散会 午後二時四十二分

○平成二年六月二十日 水曜日

開会 午前十時一分

生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律案（趣旨説明）

右は、日程に追加し、保利文部大臣から趣旨説明があった後、森暢子君が質疑をした。

日程第一 地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、地方行政委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第二 簡易郵便局法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第三 放送法及び電波法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の両案は、通信委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第 四 国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第 五 船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第 六 地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、関東運輸局埼玉陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に関し承認を求めるの件（衆議院送付）

右の両件は、運輸委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、日程第五は可決、日程第六は全会一致をもって承認することに決した。

日程第 七 商品取引所法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、商工委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

散会 午前十時五十四分

○平成二年六月二十二日 金曜日

開会 午前十時一分

日程第 一 水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

右の議案は、環境特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

（衆議院議決）

六・二二 消費税法及び租税特別措置  
法の一部を改正する法律案  
（閣法第一〇号）



日程第二 不正競争防止法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、商工委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第三 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第四 老人福祉法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第五 優生保護法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

右の三案は、社会労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第六 大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第七 都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の両案は、建設委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、日程第六は全会一致をもって可決、日程第七は可決された。

日程第八 郵便貯金法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第九 郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の両案は、逓信委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第一〇 商法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

（衆議院議決）

六・一五 老人福祉法等の一部を改正する法律案

（閣法第六二号）

日程第一 商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案  
(内閣提出、衆議院送付)

右の両案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

散会 午前十時二十四分

○平成二年六月二十六日 火曜日

開会 午後一時十一分

国立国会図書館の館長の任命に関する件

右の件は、加藤木理勝君の任命を全会一致をもって承認することに決した。

日程第一 道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第二 自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

右の両案は、地方行政委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもって可決された。

千九百七十二年二月二十六日に東京で署名された原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府とフランス共和国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

右の件は、日程に追加し、外務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、

(衆議院議決)

六・一一 千九百七十二年二月二十六

日に東京で署名された原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府とフランス共和国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件  
(閣条第四号)

討論の後、承認することに決した。

臨時行政改革推進審議会設置法案（内閣提出、衆議院送付）

日本国憲法第八条の規定による議決案（衆議院送付）

右の両案は、日程に追加し、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、日程に追加し、文教委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

外交・総合安全保障に関する調査の中間報告

右の件は、中間報告を聴取することに決し、外交・総合安全保障に関する調査会理事から報告があった。

国民生活に関する調査の中間報告

右の件は、中間報告を聴取することに決し、国民生活に関する調査会長から報告があった。

産業・資源エネルギーに関する調査の中間報告

右の件は、中間報告を聴取することに決し、産業・資源エネルギーに関する調査会長から報告があった。

日程第三及び第四の請願

法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願外二百二十七件の請願

右の請願は、環境特別委員長外七委員長の報告を省略し、全会一致をもって各委員会

（衆議院議決）

六・一五 臨時行政改革推進審議会  
設置法案（閣法第六五号）

六・一九 生涯学習の振興のための  
施策の推進体制等の整備  
に関する法律案  
（閣法第六四号）

決定のとおり採択することに決した。

委員会及び調査会の審査及び調査を閉会中も継続するの件

右の件は、次の案件について委員会及び調査会の審査及び調査を閉会中も継続することに決した。

内閣委員会

一、国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査

一、国の防衛に関する調査

地方行政委員会

一、地方行政の改革に関する調査

法務委員会

一、検察及び裁判の運営等に関する調査

外務委員会

一、国際情勢等に関する調査

大蔵委員会

一、育児休業手当特別会計法案（参第五号）

一、租税及び金融等に関する調査

文教委員会

一、学校教育法の一部を改正する法律案（参第六号）

一、学校教育法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案（参第七号）

一、女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律の一部を改正する

法律案（参第八号）

一、教育、文化及び学術に関する調査

社会労働委員会

一、育児休業法案(参第三号)

一、原子爆弾被爆者等援護法案(参第四号)

一、社会保障制度等に関する調査

一、労働問題に関する調査

農林水産委員会

一、農林水産政策に関する調査

商工委員会

一、産業貿易及び経済計画等に関する調査

運輸委員会

一、運輸事情等に関する調査

逓信委員会

一、郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査

建設委員会

一、建設事業及び建設諸計画等に関する調査

予算委員会

一、予算の執行状況に関する調査

決算委員会

一、昭和六十二年度一般会計歳入歳出決算、昭和六十二年度特別会計歳入歳出決算、昭和六十二年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和六十二年度政府関係

機関決算書

一、昭和六十二年国国有財産増減及び現在額総計算書

一、昭和六十二年国国有財産無償貸付状況総計算書

一、国家財政の経理及び国国有財産の管理に関する調査

議院運営委員会

一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件

科学技術特別委員会

一、科学技術振興対策樹立に関する調査

環境特別委員会

一、公害及び環境保全対策樹立に関する調査

災害対策特別委員会

一、災害対策樹立に関する調査

選挙制度に関する特別委員会

一、選挙制度に関する調査

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

一、沖縄及び北方問題に関する対策樹立に関する調査

外交・総合安全保障に関する調査会

一、外交・総合安全保障に関する調査

国民生活に関する調査会

一、国民生活に関する調査

産業・資源エネルギーに関する調査会

一、産業・資源エネルギーに関する調査

常任委員長辞任の件

右の件は、次の各常任委員長の辞任を許可することに決した。

|         |    |      |
|---------|----|------|
| 内閣委員長   | 板垣 | 正君   |
| 地方行政委員長 | 渡辺 | 四郎君  |
| 法務委員長   | 黒柳 | 明君   |
| 外務委員長   | 山東 | 昭子君  |
| 大蔵委員長   | 藤井 | 孝男君  |
| 文教委員長   | 柳川 | 覺治君  |
| 社会労働委員長 | 浜本 | 万三君  |
| 農林水産委員長 | 仲川 | 幸男君  |
| 商工委員長   | 倉田 | 寛之君  |
| 運輸委員長   | 中野 | 鉄造君  |
| 通信委員長   | 青木 | 薪次君  |
| 建設委員長   | 対馬 | 孝且君  |
| 予算委員長   | 林田 | 悠紀夫君 |
| 決算委員長   | 千葉 | 景子君  |
| 懲罰委員長   | 赤桐 | 操君   |

常任委員長の選挙

右の選挙は、動議によりその手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、次のとおり各常任委員長を指名した。

|         |         |     |
|---------|---------|-----|
| 内閣委員長   | 井上      | 孝君  |
| 地方行政委員長 | 野田      | 哲君  |
| 法務委員長   | 矢原      | 秀男君 |
| 外務委員長   | 岡野      | 裕君  |
| 大蔵委員長   | 大河原太一郎君 |     |
| 文教委員長   | 下稲葉     | 耕吉君 |
| 社会労働委員長 | 福岡      | 知之君 |
| 農林水産委員長 | 吉川      | 博君  |
| 商工委員長   | 名尾      | 良孝君 |
| 運輸委員長   | 中川      | 嘉美君 |
| 通信委員長   | 一井      | 淳治君 |
| 建設委員長   | 矢田部     | 理君  |
| 予算委員長   | 平井      | 卓志君 |
| 決算委員長   | 及川      | 一夫君 |
| 懲罰委員長   | 久保      | 亘君  |

休憩 午後二時四分

再開 午後二時五分

議院運営委員長から税制問題等に関する両院合同協議会の設置について報告があり、委員長報告のとおり了承することに決した。

議長は、今国会の議事を終了するに当たり挨拶をした。

散会 午後二時九分



## 二、両院協議会の審議概要

○平成元年度一般会計補正予算（第2号）外二件両院協議会

| 案 件                   | 請 求 |               | 請求の理由  | 請 求 日  | 本<br>議<br>院<br>協<br>議<br>会<br>員<br>の<br>選<br>挙<br>日 | 両院協議会  |                  | 成 案 の 議 決 | 備 考                           |
|-----------------------|-----|---------------|--------|--------|-----------------------------------------------------|--------|------------------|-----------|-------------------------------|
|                       | 議 院 | 議 院           |        |        |                                                     | 開 会 日  | 参 議 院            |           |                               |
| 平成元年度一般会計補正予算（第2号）外二件 | 衆議院 | 参議院が衆議院送付案を否決 | 二、三、二六 | 二、三、二六 | 二、三、二六                                              | 二、三、二六 | 協議会において成案を得なかった。 |           | 憲法第六十条第二項により衆議院の議決が国会の議決となった。 |

平成元年度一般会計補正予算（第2号）外二件

両院協議会参議院協議委員長報告

平成元年度一般会計補正予算（第2号）外二件両院協議会の経過及び結果について御報告申し上げます。

本院協議委員は、先ほどの本会議におきまして議長より指名せられました後、直ちに協議委員長及び副議長の互選を行い、その結果、協議委員長に私、矢田部理が、副議長に太田淳夫君がそれぞれ選任されました。

なお、衆議院側におきましては、野田毅君が協議委員長に、近藤鉄雄君が副議長に選任されました。

両院協議会の初会の議長はくじにより決することとなっておりますので、開会に先立ち抽せんを行いました結果、参議院側協議委員長は私、矢田部が議長に当選いたしました。協議会におきましては、まず、衆議院側佐藤信二君から、本補正予算は災害復旧等事業費、国家公務員の給与改善費、地方交付税交付金、厚生保険特別会計への繰り入れなど特に緊要となった事項に措置を講じているもので、国民生活にと

って極めて重要なものである等の理由で賛成、次に、本院側安恒良一君から、本補正予算三案には、財政法第二十九条の趣旨から見て必ずしも計上すべきか否か疑問とも言える経費があること、本補正予算には、税の過小見積もりに伴う税収増を歳出拡大に充て、本来税の取り過ぎは減税等に回すべきなのにこれがなされていないこと、三兆二千億円の税の自然増収がありながら公債発行額の縮減が十分に行われていないこと、消費税を撤廃ないし凍結して国民合意の税制改革を進めることは最重要課題であるのに、その配慮がなされていないことなどの理由によって反対と、それぞれ議決の趣旨の説明が行われました。

次に、協議に移りましたところ、参議院側から、両院協議会として参議院側が指摘をした補正予算三案に反対する理由として掲げた諸事項を除去することによって、本補正予算が成立できるよう衆議院側に協力を要請する旨の意見が、また、衆議院側から、本補正予算は、国民生活にとって極めて重要なものであり、原案どおり成立することが望ましい旨の意見がそれぞれ述べられました。結局、意見の一致を見るに至らず、成案が得られませんでした。

以上、御報告申し上げます。

○平成二年度一般会計暫定予算外二件両院協議会

| 案 件              | 請 求 |               | 請求の理由         | 請 求 日         | 本議院<br>委員協<br>員日 | 両院協議会<br>開 会 日 | 成 案 の 議 決        |     | 備 考                           |
|------------------|-----|---------------|---------------|---------------|------------------|----------------|------------------|-----|-------------------------------|
|                  | 議 院 | 参議院           |               |               |                  |                | 参議院              | 衆議院 |                               |
| 平成二年度一般会計暫定予算外二件 | 衆議院 | 参議院が衆議院送付案を否決 | 二、<br>四、<br>四 | 二、<br>四、<br>四 | 二、<br>四、<br>四    | 二、<br>四、<br>四  | 協議会において成案を得なかった。 |     | 憲法第六十条第二項により衆議院の議決が国会の議決となった。 |

平成二年度一般会計暫定予算外二件

両院協議会参議院協議委員議長報告

平成二年度一般会計暫定予算外二件両院協議会の経過及び結果について御報告申し上げます。

本院協議委員は、先ほどの本会議におきまして議長より指名せられました後、直ちに協議委員議長及び副議長の互選を行い、その結果、協議委員議長に私、矢田部理が、副議長に太田淳夫君がそれぞれ選任されました。

なお、衆議院側におきましては、野田毅君が協議委員議長に、近藤鉄雄君が副議長に選任されました。

両院協議会の初会の議長はくじにより決することとなっておりますので、開会に先立ち抽せんを行いました結果、衆議院側協議委員議長の野田君が議長に当選されました。

協議会におきましては、まず、衆議院側佐藤信二君から、本暫定予算は、暫定期間中における人件費、事務費等の経常経費のほか、社会保障関係費等既定施策に係る経費について行政運営上必要最小限の金額を計上し、また、新規施策については教育及び社会政策上の配慮から特に措置することが適当と認められるもの以外は計上しておらず、国民生活にとって必要不可欠との理由で賛成、次に、本院側亀山篤君から、本暫定予算は、国民が撤廃ないし凍結を求めている消費税が

組み込まれていること、暫定予算期間中に係る税収入を過小に見積もったり、消費税収入があるのに意図的に暫定予算から落したりしていること、本暫定には、本来暫定予算の性格として計上すべきでない政策経費が計上されていること等の理由によって反対と、それぞれ議決の趣旨の説明が行われました。

次に、協議に移りましたところ、参議院側から、両院協議会として、本院側が指摘した暫定予算三案に反対する理由として掲げた諸事項を除去すること等によって本暫定予算が成立できるよう衆議院側に協力を要請する旨の意見が、また衆議院側から、本暫定予算は、国民生活にとって必要不可欠でかつその成立が急がれるため、原案どおり成立することが望ましい旨の意見が、それぞれ述べられました。結局、意見の一致を見るに至らず、成案が得られませんでした。

以上、御報告申し上げます。

○平成二年度一般会計暫定補正予算（第1号）外二件両院協議会

| 案 件                             | 請 求 |                       | 請求の理由      | 請 求 日      | 議 院        | 本 院 員 協 議 員 | 両院協議会      |                      | 成 案 の 議 決                             | 備 考 |
|---------------------------------|-----|-----------------------|------------|------------|------------|-------------|------------|----------------------|---------------------------------------|-----|
|                                 | 議 院 | 議 院                   |            |            |            |             | 開 会 日      | 参 議 院                |                                       |     |
| 平成二年度一般会計<br>暫定補正予算（第1<br>号）外二件 | 衆議院 | 参議院が衆<br>議院送付案<br>を否決 | 二、<br>五、一八 | 二、<br>五、一八 | 二、<br>五、一八 | 二、<br>五、一八  | 二、<br>五、一八 | 協議会において成案を得<br>なかった。 | 憲法第六十条第二項に<br>より衆議院の議決が国<br>会の議決となった。 |     |

平成二年度一般会計暫定補正予算（第1号）外二件

両院協議会参議院協議委員長報告

平成二年度一般会計暫定補正予算（第1号）外二件両院協議会の経過及び結果について御報告申し上げます。

本協議委員は、先ほどの本会議におきまして議長より指名せられました後、直ちに協議委員長及び副議長の互選を行い、その結果、協議委員長に私、矢田部理が、副議長に太田淳夫君がそれぞれ選任されました。

なお、衆議院側におきましては、野田毅君が協議委員長に、近藤鉄雄君が副議長に選任されました。

両院協議会の初会の議長はくじにより決することとなっておりますので、開会に先立ち抽せんを行いました結果、参議院側協議委員長は私、矢田部が議長に当選いたしました。協議会におきましては、まず、衆議院側佐藤信二君から、本暫定補正予算は、既定の暫定予算に準じて、補正後暫定予算期間中における人件費、事務費等の経常的経費のほか、既定施策に係る経費については行政運営上必要最小限の計上にとどめ、また、新規施策については教育及び社会政策上の配慮から特に措置することが適当と認められるもの以外は計上しておらず、国民生活にとって必要、不可欠との理由で賛成、次に、本院側穂山篤君から、本暫定補正予算は、政府・自民

党の協調なき国会運営の結果、既定の五十日の暫定期間中に本予算の成立が不可能となり、さらに、十九日間の暫定補正を必要とせざるを得なくし、国政運営に遅滞を生じさせたこと、歳出面において本予算で消費税引き当てに組まれた経費の暫定期間見合い相当額について計上を行っていること、歳入面において、暫定補正の追加税収入を含め、暫定期間を通ずる税収が過小見積りとなっており、税収入の計上に疑問があること、租税収入のうち、消費税収入があるのに、既定の暫定予算に引き続き本暫定補正においても全くこれを計上せず、暫定予算に係る歳入計上を意図的にゆがめていること等の理由によって反対と、それぞれ議決の趣旨の説明が行われました。

次に、協議に移りましたところ、参議院側から、両院協議会として本院側が指摘した暫定補正予算三案に反対する理由として掲げた諸事項を除去することによって、本暫定補正予算が成立できるよう衆議院側に協力を要請する旨の意見が、また、衆議院側から、本算定補正予算は、国民生活にとって必要不可欠で、かつその成立が急がれるため、原案どおり成立することが望ましい旨の意見がそれぞれ述べられましたが、結局、意見の一致を見るに至らず、成案が得られませんでした。

以上、御報告申し上げます。

○平成二年度一般会計予算外二件両院協議会

| 案 件                | 請 求 |                       | 請求の理由         | 請 求 日         | 議院<br>本<br>議<br>員 | 両院協議会      |               | 備 考                                   |
|--------------------|-----|-----------------------|---------------|---------------|-------------------|------------|---------------|---------------------------------------|
|                    | 議 院 | 議 院                   |               |               |                   | 成 案 の 議 決  | 開 会 日         |                                       |
| 平成二年度一般会計<br>予算外二件 | 衆議院 | 参議院が衆<br>議院送付案<br>を否決 | 二、<br>六、<br>七 | 二、<br>六、<br>七 | 二、<br>六、<br>七     | 参議院<br>衆議院 | 二、<br>六、<br>七 | 憲法第六十条第二項に<br>より衆議院の議決が国<br>会の議決となった。 |

平成二年度一般会計予算外二件

両院協議会参議院協議委員長報告

平成二年度一般会計予算外二件両院協議会の経過及び結果  
について御報告申し上げます。

本院協議委員は、先ほどの本会議におきまして議長より指名せられました後、直ちに協議委員長及び副議長の互選を行い、その結果、協議委員長に私、矢田部理が、副議長に太田淳夫君がそれぞれ選任されました。

なお、衆議院側におきましては、越智伊平君が協議委員長に、近藤鉄雄君が副議長に選任されました。

両院協議会の初会の議長はくじにより決することとなっておりますので、開会に先立ち抽せんを行いました結果、参議院側協議委員長は私、矢田部が議長に当選いたしました。協議会におきましては、まず、衆議院側佐藤信二君から、平成二年度予算三案は、現状において編成し得る最良、最善の予算であって、特例公債依存体質からの脱却という財政再建の第一目標を達成したこと、社会保障関係費の拡充をはじめとして国民生活の充実等、時代の要請に適切に対応した予算となっていること、我が国が経済大国として国際社会で積極的に貢献する予算となっていること、消費税の見直しが行われていること等の理由で賛成、次に、本院側安恒良一君か

ら、平成二年度予算三案には、国民が撤廃ないし凍結を求めている消費税は、一たん撤廃ないし凍結すべきであるにもかかわらず、これを歳入歳出に組み込んで予算を編成していること、最近における政府の税収の過小見積りは異常であり、連年の異常見積りをベースにした平成二年度の税収見込は適正さに疑問があること、適正な国民負担率実行の構想がなく、公正な税制確立の手順が示されないこと、国際軍事情勢が対決から協調へ劇的に変化する一方で、豊かさを実感できる国民生活への対応が必要となっている時、防衛費突出、国民生活軽視の予算となっていること、国会審議並びに議決の対象として政府が提出している予算書及び租税収入見込みの中身が国会審議にふさわしい内容となっていないこと等の理由によって反対と、それぞれ議決の趣旨の説明が行われました。

次に協議に移りましたところ、種々の意見の交換がありました。次が、その詳細は、両院協議会会議録をもって御承知願いたいと存じます。

最後に両院を代表して、参議院側から、両院協議会として、参議院側が指摘した予算三案に反対する理由として掲げた諸事項を除去することによって、平成二年度予算が成立できるよう衆議院側に協力を要請する旨の意見が述べられました。また、衆議院側から、平成二年度予算は、国民生活にとって

不可欠な極めて重要なものばかりであり、原案どおり成立することがのぞましい旨の意見が述べられました。

結局、意見の一致をみるに至らず、成案が得られませんでした。

以上、御報告申し上げます。



### 三、議案の審議経過

(1) 議案件数表

| 規程案 | 決議案 | 決算<br>その他 |    | 予備費等 | 承認 | 議決 | 条約 | 予算 | 衆法 | 参法 | 閣法 |     |    |
|-----|-----|-----------|----|------|----|----|----|----|----|----|----|-----|----|
|     |     | 継続        | 新規 |      |    |    |    |    |    |    |    |     |    |
| 一   | 二   | 九         |    | 七    | 二  | 一  | 七  | 一二 | 一六 | 八  | 七〇 | 提出  |    |
| 一   | 二   |           |    |      | 二  | 一  | 七  | 一二 | 八  |    | 六六 | 成立  |    |
|     |     | 三         |    |      |    |    |    |    |    | 六  |    | 参議院 | 継続 |
|     |     | 六         |    |      |    |    |    |    |    | 二  | 一  |     | 未了 |
|     |     |           |    | 七    |    |    |    |    | 四  |    | 三  | 衆議院 | 継続 |
|     |     |           |    |      |    |    |    |    | 四  |    |    |     | 否決 |
|     |     |           |    |      |    |    |    |    |    |    |    |     | 未了 |
|     |     |           |    |      |    |    |    |    |    |    |    | 備考  |    |

(2) 議案件名一覧

(件名の上の数字は提出番号、件名の下の(修)は本院修正、(修)は衆議院修正を示す。)

◎内閣提出法律案(七〇件)

●両院通過(六六件)

- |                                      |                                                     |
|--------------------------------------|-----------------------------------------------------|
| 一 厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案               | 一四 地方交付税法等の一部を改正する法律案(修)                            |
| 二 国立劇場法の一部を改正する法律案                   | 一五 明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法の一部を改正する法律案   |
| 三 通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律案              | 一六 皇室経済法施行法の一部を改正する法律案(修)                           |
| 四 住宅金融公庫法の一部を改正する法律案                 | 一七 恩給法等の一部を改正する法律案(修)                               |
| 五 地方交付税法等の一部を改正する法律案                 | 一九 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案                              |
| 六 農林漁業金融公庫法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案(修) | 二〇 沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案                           |
| 七 所得税法の一部を改正する法律案                    | 二一 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案                              |
| 八 租税特別措置法の一部を改正する法律案                 | 二二 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案 |
| 九 取引所税法案                             | 二三 砂糖の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案                        |
| 一一 地方税法の一部を改正する法律案(修)                | 二四 国民健康保険法の一部を改正する法律案(修)                            |
| 一二 国土調査促進特別措置法の一部を改正する法律案            | 二五 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案(修)                      |
| 一三 国立学校設置法の一部を改正する法律案(修)             |                                                     |

- 二六 農業者年金基金法の一部を改正する法律案
- 二七 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律案
- 二八 地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律の一部を改正する法律案
- 二九 日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を図るために平成二年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案
- 三〇 船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案
- 三一 特定通信・放送開発事業実施円滑化法案
- 三二 労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案
- 三三 国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案
- 三四 関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案
- 三五 国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

- 三六 即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律案
- 三七 自然環境保全法等の一部を改正する法律案
- 三八 簡易郵便局法の一部を改正する法律案
- 三九 放送法及び電波法の一部を改正する法律案
- 四〇 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案
- 四一 水質汚濁防止法等の一部を改正する法律案
- 四二 簡易生命保険法の一部を改正する法律案
- 四三 簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案
- 四四 簡易保険郵便年金福祉事業団法の一部を改正する法律案
- 四五 商法等の一部を改正する法律案
- 四六 商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案
- 四七 天皇陛下御即位記念のための十萬円の貨幣の発行に関する法律案
- 四八 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律案

四九 国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案

五〇 地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案

五一 麻薬取締法等の一部を改正する法律案

五二 水産業協同組合法の一部を改正する法律案

五三 海洋水産資源開発促進法の一部を改正する法律案

五四 商品取引所法の一部を改正する法律案（修）

五五 郵便貯金法の一部を改正する法律案

五六 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案（修）

五七 大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案

五八 都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案

五九 証券取引法の一部を改正する法律案

六〇 郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律案

六一 市民農園整備促進法案

六二 老人福祉法等の一部を改正する法律案

六三 スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律案

六四 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律案

六五 臨時行政改革推進審議会設置法案

六六 不正競争防止法の一部を改正する法律案

六八 道路交通法の一部を改正する法律案

六九 自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律案

●衆議院継続（三件）

一八 防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案

六七 医療法の一部を改正する法律案

七〇 地方自治法の一部を改正する法律案

●本院未了（一件）

一〇 消費税法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案

◎本院議員提出法律案（八件）

●本院継続（六件）

- 三 育児休業法案
- 四 原子爆弾被爆者等援護法案
- 五 育児休業手当特別会計法案
- 六 学校教育法の一部を改正する法律案
- 七 学校教育法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案
- 八 女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案

●本院未了（二件）

- 一 短時間労働者保護法案
- 二 労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案

◎衆議院議員提出法律案（一六件）

●両院通過（八件）

- 一 山村振興法の一部を改正する法律案

●衆議院継続（四件）

- 二 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案
- 三 過疎地域活性化特別措置法案
- 八 水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案
- 一三 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律附則第三項の別に法律で定める日を定める法律案
- 一四 国会議員互助年金法の一部を改正する法律案
- 一五 国会議員の秘書の給与等に関する法律案
- 一六 優生保護法の一部を改正する法律案
- 九 学校教育法等の一部を改正する法律案
- 一〇 公立幼稚園の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案
- 一一 公立の障害児教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準等に関する法律案
- 一二 空き缶、空き瓶等の回収に関する法律案

●衆議院否決（四件）

- 四 消費税法を廃止する法律案
- 五 消費譲与税法を廃止する法律案
- 六 地方交付税法の一部を改正する法律案
- 七 税制再改革基本法案

◎予算（一二件）

●憲法第六十条第二項の規定により衆議院の議決が国会の議決となり成立（一二件）

- 一 平成元年度一般会計補正予算（第2号）
- 二 平成元年度特別会計補正予算（特第2号）
- 三 平成元年度政府関係機関補正予算（機第2号）
- 四 平成二年度一般会計予算
- 五 平成二年度特別会計予算
- 六 平成二年度政府関係機関予算
- 七 平成二年度一般会計暫定予算
- 八 平成二年度特別会計暫定予算
- 九 平成二年度政府関係機関暫定予算
- 一〇 平成二年度一般会計暫定補正予算（第1号）
- 一一 平成二年度特別会計暫定補正予算（特第1号）

- 一二 平成二年度政府関係機関暫定補正予算（機第1号）

◎条約（七件）

●両院通過（七件）

- 一 関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表（日本国の譲許表）に掲げる譲許を修正し又は撤回するためのアメリカ合衆国との交渉の結果に関する文書の締結について承認を求めるの件
- 二 関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表（日本国の譲許表）に掲げる譲許の変更についての欧州経済共同体との合意に関する文書の締結について承認を求めるの件
- 三 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とタイとの間の条約の締結について承認を求めるの件
- 四 千九百七十二年二月二十六日に東京で署名された原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府とフランス共和国政府との間の

協定を改正する議定書の締結について承認を  
求めるの件

五 向精神葉に関する条約の締結について承認を  
求めるの件

六 千九百八十九年七月三日に国際コーヒー理事  
会決議によって承認された千九百八十三年の  
国際コーヒー協定の有効期間の延長の受諾に  
ついて承認を求めるの件

七 千九百八十九年のジュート及びジュート製品  
に関する国際協定の締結について承認を求め  
るの件

◎議決を求めるの件（一件）

●両院通過（一件）

一 日本国憲法第八条の規定による議決案

◎承認を求めるの件（二件）

●両院通過（二件）

一 地方自治法第一百五十六条第六項の規定に基づ

き、関東運輸局埼玉陸運支局の自動車検査登  
録事務所の設置に関し承認を求めるの件

二 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承  
認を求めるの件

◎予備費等承諾を求めるの件（七件）

●衆議院継続（七件）

○昭和六十三年一般会計予備費使用総調書及び各省各庁  
所管使用調書（その2）

○昭和六十三年特別会計予備費使用総調書及び各省各庁  
所管使用調書（その2）

○昭和六十三年特別会計予算総則第十二条に基づく経費  
増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書

○昭和六十三年特別会計予算総則第十三条に基づく経費  
増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）

○平成元年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管  
使用調書（その1）

○平成元年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管  
使用調書（その1）

○平成元年度特別会計予算総則第十二条に基づく経費増額

総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）

◎決算その他（九件）

●継続（三件）

○昭和六十二年度一般会計歳入歳出決算、昭和六十二年度特別会計歳入歳出決算、昭和六十二年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和六十二年度政府関係機関決算書（第百十四回国会提出）

○昭和六十二年度国有財産増減及び現在額総計算書（第百十四回国会提出）

○昭和六十二年度国有財産無償貸付状況総計算書（第百十四回国会提出）

●未了（六件）

○日本放送協会昭和六十二年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書（第百十四回国会提出）

○昭和六十三年一般会計歳入歳出決算、昭和六十三年特別会計歳入歳出決算、昭和六十三年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和六十三年度政府関係機関決算書

（第百十七回国会提出）

○昭和六十三年一般会計国庫債務負担行為総調書（第百十七回国会提出）

○昭和六十三年度国有財産増減及び現在額総計算書（第百十七回提出）

○昭和六十三年度国有財産無償貸付状況総計算書（第百十七回国会提出）

○日本放送協会昭和六十三年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書（第百十七回国会提出）

◎決議案（二件）

●可決（二件）

- 一 暴力行為の排除に関する決議案
- 二 第十八回オリンピック冬季競技大会長野招致に関する決議案

◎規程案（一件）

●可決（一件）

○参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案



## (3) 委員会別の成立した法律・条約等の要旨及び本会議における委員長報告（議案審議表付）

## ○内閣委員会

内閣提出法律案（七件）

（注）※は予算関係法律案

| 号 番 | 件 名                        | 院議先 | 提 出 日      | 参 議 院             |             |            | 衆 議 院      |                          |       | 備 考              |
|-----|----------------------------|-----|------------|-------------------|-------------|------------|------------|--------------------------|-------|------------------|
|     |                            |     |            | 委員会付託             | 委員会議決       | 本会議議決      | 委員会付託      | 委員会議決                    | 本会議議決 |                  |
| 16※ | 皇室経済法施行法の一部を改正する法律案        | 衆   | 二、<br>三、一三 | 二、<br>三、二二<br>（予） | 可 決<br>五、二四 | 二、<br>五、二五 | 二、<br>三、一三 | 二、<br>四、一九<br>二、<br>四、一九 |       |                  |
| 17※ | 恩給法等の一部を改正する法律案            | ク   | 三、一三       | 三、二二<br>（予）       | 可 決<br>五、二九 | 五、三〇       | 三、一三       | 四、二六<br>四、二七             |       |                  |
| 19※ | 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案        | ク   | 三、一三       | 六、一               | 可 決<br>六、一四 | 六、一五       | 五、一七       | 五、二九<br>五、三一             |       | 衆本会議趣旨説明<br>五、一七 |
| 33※ | 国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案 | ク   | 三、二二       | 三、二二<br>（予）       | 可 決<br>三、三〇 | 三、三〇       | 三、二二<br>蔵  | 三、二八<br>三、二八             |       |                  |
| 36  | 即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律案     | ク   | 三、二二       | 三、二六<br>（予）       | 可 決<br>五、二四 | 五、二五       | 三、二三       | 四、一九<br>四、一九             |       |                  |
| 49  | 国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案      | ク   | 四、一八       | 四、一八<br>（予）       | 可 決<br>六、一九 | 六、二〇       | 四、一八       | 六、五<br>六、五               |       |                  |

議決案件（一件）

| 1  | 号 番 | 件 名             | 衆 | 院議先 | 月 提<br>日 出 | 参 議 院                                 | 衆 議 院                                 | 備 考 |
|----|-----|-----------------|---|-----|------------|---------------------------------------|---------------------------------------|-----|
| 決案 |     | 日本国憲法第八条の規定による議 | 衆 | 院議先 | 二、<br>六、一五 | 委員会付託<br>二、<br>六、一五<br>(予)            | 委員会議決<br>二、<br>六、二六<br>可決<br>可決<br>可決 |     |
|    |     |                 | 衆 | 院議先 | 二、<br>六、一五 | 委員会付託<br>二、<br>六、一九<br>可決<br>可決<br>可決 | 委員会議決<br>二、<br>六、一九<br>可決<br>可決<br>可決 |     |

| 6 5 | 号 番 | 件 名             | 衆 | 院議先 | 月 提<br>日 出 | 参 議 院                                 | 衆 議 院                                 | 備 考                                   |
|-----|-----|-----------------|---|-----|------------|---------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
|     |     | 臨時行政改革推進審議会設置法案 | 衆 | 院議先 | 二、<br>五、一五 | 委員会付託<br>二、<br>六、一八                   | 委員会議決<br>二、<br>六、二六<br>可決<br>可決<br>可決 | 二、六、五<br>衆本会議趣旨説明<br>六、一八<br>参本会議趣旨説明 |
|     |     |                 | 衆 | 院議先 | 二、<br>六、一五 | 委員会付託<br>二、<br>六、一四<br>可決<br>可決<br>可決 | 委員会議決<br>二、<br>六、一五<br>可決<br>可決<br>可決 |                                       |

皇室經濟法施行法の一部を改正する法律案（閣法第一六号）

要旨

本法律案は、最近の經濟情勢等にかんがみ、内廷費の定額等を改定しようとするものであって、その内容は次のとおりである。

一、内廷費の定額を三千三百万円増額して二億九千万円に改定する。

二、皇族費算出の基礎となる定額を三百五十万円増額して二千七百万円に改定する。

なお、衆議院において、施行期日について所要の修正が行われている。

委員長報告

ただいま議題となりました二法律案につきまして、御報告申し上げます。

まず、皇室經濟法施行法の一部を改正する法律案は、最近の經濟情勢等にかんがみ、内廷費の定額を三千三百万円増額して二億九千万円に改定するとともに、皇族費算出の基礎となる定額を三百五十万円増額して二千七百万円に改定しようとするものであります。

なお、衆議院におきまして、施行期日について所要の修正が行われております。

次に、即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律案は、本年十一月十二日に国の儀式として行われます天皇陛下の即位礼正殿の儀に際し、国民こぞって祝意を表するため、この日を休日としようとするものであります。

委員会におきましては、両案を一括して議題とし、日本国憲法下における即位礼、大嘗祭等皇位継承儀式の意義、大嘗祭に対する公金支出と政教分離の関係、内廷費の内訳等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して、吉川理事より両案に反対の旨の意見が述べられました。

次いで、順次採決の結果、両案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

恩給法等の一部を改正する法律案（閣法第一七号）

要旨

本法律案は、最近の経済情勢等にかんがみ、恩給年額及び各種加算額等を増額することにより、恩給受給者に対する処遇の適正な改善を図ろうとするものであって、その主な内容は、次のとおりである。

- 一、恩給年額の計算の基礎となっている仮定俸給年額を、平成二年四月分以降、二・九八％引き上げる。
- 二、普通恩給及び普通扶助料の最低保障額を、平成二年四月分以降、二・九八％引き上げる。
- 三、公務関係扶助料の最低保障額を、平成二年四月分以降、二・九八％引き上げる。また、公務関係扶助料に係る遺族加算の年額を、同月分以降、十一万四百万円（現行十万五千三百円）に引き上げる。
- 四、傷病恩給の基本年額を、平成二年四月分以降、二・九八％引き上げる。
- 五、傷病者遺族特別年金の基本年額を、平成二年四月分以降、二・九八％引き上げる。また、傷病者遺族特別年金に係る遺族加算の年額を、同月分以降、六万四千三百円（現行六万円）に引き上げる。

六、普通扶助料に係る寡婦加算の年額を、平成二年四月分以降、扶養遺族である子を二人以上有する妻にあっては二十二万九千二百円（現行二十二万千円）に、扶養遺族である子を一人有する妻及び扶養遺族である子を有しない六十歳以上の妻にあっては十三万九百円（現行十二万六千三百円）に、それぞれ引き上げる。

七、本法律は、公布の日から施行し、平成二年四月一日から適用する（衆議院において「平成二年四月一日施行」を修正）。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、御報告申し上げます。

本法律案は、最近の経済情勢等にかんがみ、恩給受給者に対する処遇の適正な改善を図るため、恩給年額及び各種恩給の最低保障額を本年四月分から、二・九八％引き上げるとともに、寡婦加算及び遺族加算についても、その額を本年四月分から、それぞれ引き上げようとするものであります。

なお、衆議院におきまして、施行期日について、所要の修正が行われております。

委員会におきましては、恩給年額の改定方式、恩給欠格者の処遇問題、戦後強制抑留者に対する慰謝事業等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、全会一致をもって附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

#### 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案（閣法第一九号）

##### 要旨

本法律案は、若年定年により退職した自衛官に対し若年定年退職者給付金を支給しようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、自衛官として引き続きいた在職期間が二十年以上である若年定年に達したことにより退職した者その他これに準ずる者に対し、若年定年退職者給付金を支給する。

二、若年定年退職者給付金は、退職の年及び退職の翌々年の二回に分割して支給する。給付金の額は、算定基礎期

間（定年年齢から六十歳までの期間）一年につき、退職時俸給月額額の六カ月分とし、第一回目の給付金にあっては支給総額の七分の二相当額を、第二回目の給付金にあっては七分の五相当額をそれぞれ支給する。

三、若年定年退職者の退職の翌年の所得金額が一定額を超える場合には、第二回目の給付金の支給額を調整することとし、また、既に支給した第一回目の給付金についても返納させることができる。なお、一定の場合には給付金を追給する。

四、題名を「防衛庁の職員の給与等に関する法律」に改めるとともに、目的の規定に、若年定年退職者給付金に関することを加える。

五、国家公務員等共済組合法等関係法律について所要の改正を行う。

六、本法律は、平成二年十月一日から施行し、施行後に定年等により退職した者について適用する。

##### 委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、御報告申し上げます。

本法律案の主な内容は、第一に、自衛官として引き続き

た在職期間が二十年以上である者で若年定年に達したことにより退職した者に対し、若年定年退職者給付金を支給すること、第二に、本給付金は、二回に分割して支給することとし、給付金の額は、定年年齢から六十歳までの期間一年につき、退職時俸給月額額の六カ月分とし、第一回目の給付金にあつては支給総額の七分の二相当額を、第二回目の給付金にあつては七分の五相当額をそれぞれ支給すること、第三に、若年定年退職者の退職の翌年の所得金額が一定額を超える場合には、第二回目の給付金の支給額を調整することとし、また、既に支給した第一回目の給付金についても返納させることができることとする一方、一定の場合には給付金を追給すること等であります。

委員会におきましては、本給付金の性格、自衛官の再就職の実態、退職後の所得額と給付金の調整問題等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して、吉川理事より、本法律案に反対の旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議を行いました。  
以上、御報告申し上げます。

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案  
(閣法第三三三号)

#### 要旨

本法律案は、国家公務員の旅行の実情等にかんがみ、国内旅行の旅費の定額を引き上げようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 一、日当、宿泊料及び食卓料の定額を約三二%引き上げる。
- 二、移転料の定額を約三四%引き上げる。
- 三、本法律は、平成二年四月一日から施行する。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして御報告申し上げます。

本法律案は、国家公務員の出張、赴任等の旅行の実情等にかんがみ、国内旅行における日当、宿泊料及び食卓料の定額を約三二%、移転料の定額を約三四%引き上げようとするものであります。

委員会におきましては、旅費の改定時期、移転料の官民

格差、旅費定額算定の根拠等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、全会一致をもって附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律案（閣法第三六号）

#### 要旨

本法律案の内容は、次のとおりである。

一、即位礼正殿の儀の行われる日（平成二年十一月十二日）を休日とする。

二、本法律に規定する日は、他の法令の規定の適用については、国民の祝日に関する法律に規定する日とする。

三、本法律は、公布の日から施行する。

#### 委員長報告

五一ページ参照

国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案（閣法第四九号）

#### 要旨

本法律案は、人事院の国会及び内閣に対する平成二年三月二十三日付けの意見の申し出にかんがみ、所要の改定を行おうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、年金たる補償の額について、年度ごとに四月一日における職員の給与水準の変動に応じて改定する。

二、長期療養者の休業補償に係る平均給与額について、年齢階層ごとの最低限度額及び最高限度額を設定する。

三、本法律は、平成二年十月一日から施行する。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、御報告申し上げます。

本法律案は、人事院の国会及び内閣に対する本年三月二

十三日付けの国家公務員災害補償法の改正に関する意見の申し出にかんがみ、所要の改正を行おうとするものでありまして、その主な内容は、年金たる補償の額について、年度ごとに四月一日における職員の給与水準の変動に応じて改定するとともに、長期療養者の休業補償に係る平均給与額について、年齢階層ごとの最低限度額及び最高限度額を設定しようとするものであります。

委員会におきましては、公務災害認定の現状及びその審査手続きのあり方、過労死の実態とその認定問題等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑終局後、日本共産党の吉岡委員より、休業補償に係る平均給与額について、年齢階層ごとの最高限度額を設定する規定を削除する修正案が提出されました。

次いで、採決の結果、修正案は否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。なお、本法律案に対し、全会一致をもって附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

#### 臨時行政改革推進審議会設置法案（閣法第六五号）

##### 要旨

本法律案は、国際的調和、国民生活の質的向上などのための公的規制の緩和、行政運営の透明性・公正の確保などを始めとして引き続き行政改革の推進が要請されている現下の情勢にかんがみ、また、本年四月十八日に提出された臨時行政改革推進審議会の最終答申を踏まえ、総理府に改めて臨時行政改革推進審議会を設置しようとするものである。

一、社会経済情勢の変化に対応した適正かつ合理的な行政の実現を推進するため、総理府に、臨時行政改革推進審議会を設置する。

二、審議会は、行政改革に関し臨時行政調査会（昭和五十六年三月十六日設置、昭和五十八年三月十五日廃止）の行った答申並びに臨時行政改革推進審議会（昭和五十八年六月二十八日設置、昭和六十一年六月二十七日廃止及び昭和六十二年四月二十日設置、平成二年四月十九日廃止）の述べた意見及び行った答申を受けて講ぜられる行政制度及び行政運営の改善に関する施策に係る重要事項について調査審議し、その結果に基づいて内閣総理大臣



に意見を述べるほか、内閣総理大臣の諮問に応じて答申する。

三、審議会は、行政の改善問題に関して優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する非常勤の委員九人をもって組織する。

四、審議会は、行政機関の長等に対して、資料の提出等の必要な協力を求めることができるほか、行政機関等の運営状況を調査することができるものとする。

五、審議会は、本法律施行の日から起算して三年を経過した日に廃止する。

六、本法律は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、審議会委員の両院の同意に関する部分は、公布の日から施行する。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました法律案及び議決案につきまして、御報告申し上げます。

まず、臨時行政改革推進審議会設置法案は、社会経済情勢の変化に対応した適正かつ合理的な行政の実現を推進するため、総理府に、改めて臨時行政改革推進審議会を設置

しようとするものであります。

審議会の構成は、行政の改善問題に関して優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する非常勤の委員九人をもって組織することとし、また、審議会は、本法律施行の日から起算して三年を経過した日に廃止されることとなっております。

委員会におきましては、海部内閣総理大臣の出席を求めるなど、熱心な審査が行われ、第三次行革審の設置目的及び調査審議事項、第二臨調以降九年間の行政改革に対する評価、審議会委員の選考方法等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同を代表して山口理事より反対、自由民主党を代表して大城理事より賛成、日本共産党を代表して吉川理事より反対、公明党・国民会議を代表して中川委員より賛成、民社党・スポーツ・国民連合を代表して田淵委員より賛成、の旨の意見がそれぞれ述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案とおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日本国憲法第八条の規定による議決案は、天皇陛下の御即位に際し、皇室が皇室経済法施行法第二条に規定

するもののほか、平成二年十二月三十一日までの間において、社会福祉事業の資に充てるため、一億円を賜与すること、並びに平成二年十一月一日から十二月二十日までの間において、内閣の定める基準により、贈与される物品を譲り受けることができるようにするものであります。

委員会におきましては、坂本内閣官房長官より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本議決案は、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

#### 日本国憲法第八条の規定による議決案（閣議第一号）

#### 要旨

本議決案は、天皇陛下の御即位に際し、皇室が、皇室経済法施行法第二条に規定するもののほか、

- 一、平成二年十二月三十一日までの間において、社会福祉事業の資に充てるため、一億円以内を賜与すること、
  - 二、平成二年十一月一日から同年十二月二十日までの間において、内閣の定める基準により、贈与される物品を譲り受けること、
- ができるようにするものである。

委員長報告

前ページ参照

○地方行政委員会

・内閣提出法律案（六件）

| 号 番        | 件 名          | 5                  | 1 1※                                                            | 1 4※                    | 5 0                   | 6 8              |
|------------|--------------|--------------------|-----------------------------------------------------------------|-------------------------|-----------------------|------------------|
|            |              | 地方交付税法等の一部を改正する法律案 | 地方税法の一部を改正する法律案                                                 | 地方交付税法等の一部を改正する法律案      | 地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案 | 道路交通法の一部を改正する法律案 |
| 院議先        | 衆            | ク                  | ク                                                               | ク                       | ク                     | ク                |
| 月 提<br>日 出 | 二、<br>二、二八   | 三、<br>六            | 三、<br>九                                                         | 四、<br>一八                | 六、<br>一               |                  |
| 参 議 院      | 委員会付託<br>(予) | 二、<br>三、二二<br>(予)  | 三、<br>二八                                                        | 六、<br>六                 | 四、<br>一八<br>(予)       | 六、<br>一<br>(予)   |
|            | 委員会議決        | 可 決                | 可 決                                                             | 可 決                     | 可 決                   | 可 決              |
|            | 本会議議決        | 可 決                | 修 正                                                             | 可 決                     | 可 決                   | 可 決              |
|            | 衆 議 院        | 二、<br>三、二六<br>(予)  | 三、<br>二九<br>三、三〇                                                | 六、<br>一四<br>六、一五        | 六、<br>一九<br>六、二〇      | 六、<br>二五<br>六、二六 |
| 衆 議 院      | 委員会付託        | 二、<br>三、<br>一      | 三、<br>二六                                                        | 四、<br>一九                | 四、<br>一八              | 六、<br>一          |
|            | 委員会議決        | 可 決                | 可 決                                                             | 修 正                     | 可 決                   | 可 決              |
|            | 本会議議決        | 可 決                | 可 決                                                             | 修 正                     | 可 決                   | 可 決              |
|            | 備 考          |                    | 修正案(湖上貞雄君外七名)提出<br>三、三〇右可決<br>衆 衆<br>三、三〇<br>三、三〇<br>衆 衆<br>同 意 | 衆 衆<br>四、一九<br>衆本会議趣旨説明 |                       |                  |

衆議院議員提出法律案（一件）

| 3                   | 号 番                     |
|---------------------|-------------------------|
| 過疎地域活性化特別措置法案       | 件 名                     |
| 地方行政委員長<br>(二、三、二七) | 提出者<br>(月日)             |
| 三、二八                | 予備送<br>付月日              |
| 三、二八                | 提出<br>本院へ               |
| (予) 三、二八            | 参 議 院                   |
| 可 決 三、二九            | 委員会付託<br>委員会議決<br>本会議議決 |
| 可 決 三、三〇            | 委員会付託<br>委員会議決<br>本会議議決 |
|                     | 衆 議 院                   |
|                     | 委員会付託<br>委員会議決<br>本会議議決 |
| 可 決 三、二八            | 委員会付託<br>委員会議決<br>本会議議決 |
|                     | 備 考                     |

| 69                            | 号 番                     |
|-------------------------------|-------------------------|
| 自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律案 | 件 名                     |
| 衆 二、六、一                       | 院議先<br>月 提<br>日 出       |
| (予) 三、一                       | 参 議 院                   |
| 可 決 三、二五                      | 委員会付託<br>委員会議決<br>本会議議決 |
| 可 決 三、二六                      | 委員会付託<br>委員会議決<br>本会議議決 |
| 交通安全<br>対策特委                  | 衆 議 院                   |
| 可 決 三、一五                      | 委員会付託<br>委員会議決<br>本会議議決 |
| 可 決 三、一五                      | 委員会付託<br>委員会議決<br>本会議議決 |
|                               | 備 考                     |

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第五号）

要旨

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

一、地方交付税総額の特例

平成元年度補正予算により同年度分の地方交付税交付金の交付税及び譲与税配付金特別会計への繰り入れが増額されることに伴い、地域振興基金の設置等に要する経費、地方債の縮減に要する経費等の財源措置を講ずるとともに、同特別会計における借入金金を六千九十六億円減額することとする。（以上の措置により、地方交付税の総額は、十三兆四千五百五十二億千六百万円となる。また、同特別会計の借入金残高は、二兆九千八百四十六億三千五百万円となる。）

二、基準財政需要額の算定方法の改正

地方債の縮減等に伴い必要となる財源を措置するため、普通交付税の額の算定に用いる単位費用の一部を改定するとともに、平成元年度に限り地域振興基金費を設けることとする。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、今回の補正予算により地方交付税が一兆五千九百五十九億円増加することに伴い、さきの給与改定費に加え、補正予算による地方負担の増加、地方債の縮減、地域振興基金の設置、財源対策債償還基金の積み立て等に要する額九千八百六十三億円を平成元年度分の地方交付税として地方公共団体に交付し、残余の額六千九十六億円を交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金の減額に充てることとし、このため、平成元年度分の地方交付税の総額について特例を設けることとするほか、地方債の縮減等に伴い必要となる財源を措置するため、単位費用の一部を改定するとともに、平成元年度の基準財政需要額の算定に用いる費目として地域振興基金費を設けること等を主な内容とするものであります。

委員会におきましては、政府より趣旨説明を聴取した後、地域振興基金費の算定、交付税特別会計借入金返済の是非等の諸問題について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論の後、採決を行いましたところ、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

## 地方税法の一部を改正する法律案（閣法第一一号）

### 要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

#### 一、道府県民税及び市町村民税

1 所得割の非課税限度額算定の基準額を三十四万円（現行三十二万円）に引き上げる。

2 個人年金保険契約等に係る生命保険料控除について、その控除限度額を三万五千元（現行三千五百円）に引き上げるほか、一定の損害保険契約等に係る保険料または掛金について、損害保険料控除を設けることとし、控除限度額を短期損害保険料について二千元、長期損害保険料について一万円、短期損害保険料と長期損害保険料がある場合は一万円とする。

#### 二、特別地方消費税

免税点を飲食等に係るものにあつては七千五百円（現行五千元）に、宿泊等に係るものにあつては一万五千元（現行一万円）に引き上げるとともに、収入額の五分の一に相当する範囲内の額を道府県から納税地所在の市町

村に交付する制度を設ける。

#### 三、自動車税及び自動車取得税

昭和五十四年自動車排出ガス規制前のディーゼルトラック、ディーゼルバスを完全廃車して新たに買い替えた昭和六十三年又は平成元年自動車排出ガス規制に適合したトラック、バスに係る自動車税の税率を二分の一とし、自動車取得税の税率を一％軽減する特例措置を二年度間に限って設ける。

#### 四、特別土地保有税

三大都市圏の特定市の市街化区域における特別土地保有税の特例措置の適用期限を二年間延長し、平成四年三月三十一日までの間に取得された土地について適用する。

### 委員長報告

ただいま議題となりました二法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、地方税法の一部を改正する法律案は、最近における社会経済情勢等にかんがみ、住民負担の軽減及び合理化を図るため、個人住民税について所得割の非課税限度額及び個人年金保険契約等に係る生命保険料控除額の引き上げ等を行うとともに、特別地方消費税の免税点の引き上げ等

を行うほか、三大都市圏の特定市の市街化区域における特別土地保有税の特例の適用期限の延長等の改正を行うことを主な内容とするものであります。

委員会におきましては、政府より趣旨説明を聴取した後、土地関連税制、非課税等特別措置の整理合理化、個人年金保険料の控除限度額、固定資産税の評価等の諸問題について質疑が行われました。

質疑を終局し、日本社会党・護憲共同の渇上委員より、原案から特別地方消費税に係る改正部分を削除することを内容とする修正案が提出され、その趣旨説明が行われました。

次いで、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して諫山委員より、修正案に賛成、原案に反対の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、過疎地域活性化特別措置法案は、平成二年三月三十一日をもって効力を失う現行の過疎地域振興特別措置法にかわり、新たに、過疎地域の活性化を図り、地域格差の是正等に寄与することを目的とし、必要な特別措置を講じ

ようとするものでありまして、過疎地域の要件、過疎地域活性化計画の策定、財政上の特別措置及び有効期間を十年とすることを主な内容とするものであります。

委員会におきましては、衆議院地方行政委員長島村宜伸君より趣旨説明を聴取した後、新法の適用対象外とする団体の経過措置等について質疑が行われ、採決を行いましたところ、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第一四号）

#### 要旨

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

##### 一、地方交付税の総額の特例

1 平成二年度分の地方交付税の総額は、地方交付税法第六条第二項の規定により算定した額に特例措置額二百三十億円を加算した額から、昭和六十年代分の地方交付税の総額の特例等に関する法律附則第二項の規定に基づく減額措置額二百三十億円、交付税及び譲与税配付金特別会計借入金利子支払額千五十三億円及び同

特別会計借入金償還額一兆四千六百億円を控除した額とする。(以上の措置により、地方交付税の総額は、十三兆七千五百九十四億四千四百万円となる。また、同特別会計の借入金残高は、一兆五千七百四十億三千五百万円となる。)

2 平成三年度分から平成八年度分までの地方交付税の総額について、新たに二千二百七十九億円を加算し、各年度の加算額を改めることとする。

## 二、基準財政需要額の算定方法の改正

平成二年度分の普通交付税の算定については、地域経済の活性化・自主的な地域づくりの推進等地域振興に要する経費、道路・街路・公園・下水道・社会福祉施設・清掃施設等住民の生活に直結する公共施設の整備及び維持管理に要する経費、教職員定数の改善・学習用教材用具の拡充・私学助成の充実・生涯学習の推進等教育施策に要する経費、高齢者の保健及び福祉の増進・生活保護基準の引き上げ等福祉施策に要する経費、地域社会における国際化・情報化への対応及び芸術文化の振興に要する経費及び消防救急対策等に要する経費の財源を措置するほか、地方財政の健全化を図るため平成二年度に限り、財源対策債償還基金費を設けることとする。

なお、衆議院において、本法律案附則に消費税に係る今回の税制改革に当たっては、平成二年度及び平成三年度以降において、地方交付税法の趣旨に基づき、地方財政の円滑な運営に資するため地方交付税の総額の安定的な確保を図られることとする一項を加える修正が行われている。

## 委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、平成二年度分の地方交付税の総額について、地方交付税法第六条第二項の額に特例措置額二百三十億円を加算した額から、昭和六十年年度分の地方交付税の総額の特例に係る一部返済額二百三十億円、交付税特別会計借入金利子支払額千五百十三億円及び同特別会計借入金償還額一兆四千六百億円を控除した額とすること、また、後年度の地方交付税の総額について、新たに二千二百七十九億円を加算するとともに、普通交付税の算定について、地域振興、公共施設の整備及び維持管理、教育施策、福祉施策等に要する経費の財源を措置するほか、平成二年度に限り、財源対策債償還基金費を設けること等を主な内容とするものであります。



なお、衆議院におきまして、本法律案附則に消費税に係る今回の税制改革に当たっての地方交付税の総額の安定的な確保に関する一項を加える修正が行われております。

委員会におきましては、政府の提案理由及び衆議院の修正趣旨の説明を聴取した後、基準財政需要額の算定方法、交付税特別会計借入金の返還、公共投資十カ年計画の策定と地方財政負担、国庫補助負担率復元の見通し、国民健康保険の現状と助成策、地方への権限委譲、固定資産税、特別土地保有税、基地交付金等に関する諸問題について熱心な質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して諫山委員より反対の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案（閣法第五〇号）

#### 要旨

本法律案は、地方公務員の災害補償制度につき、別途提

出されている「国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案」の改正内容と同様の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一、年金たる補償の額の算定の基礎として用いる平均給与額について、年度ごとの四月一日における国の職員の給与水準の変動に応じて計算する。

二、長期療養者の休業補償に係る平均給与額について、年齢階層ごとの最低限度額及び最高限度額を設定する。

三、この法律は、平成二年十月一日から施行する。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、地方公務員の災害補償制度につきまして、国家公務員の災害補償制度についての改正との均衡を考慮して、同様の措置を講じようとするものでありまして、年金たる補償の額の算定の基礎として用いる平均給与額について、年度ごとの四月一日における国の職員の給与水準の変動に応じて計算すること、長期療養者の休業補償の算定の基礎となる平均給与額について、年齢階層ごとの最低限度額及び最高限度額を設定することを主な内容とするもの

であります。

委員会におきましては、政府より趣旨説明を聴取した後、過労死と公務災害認定、地方公務員災害補償基金の業務運営、休業補償の平均給与額への最高限度額の設定等の諸問題について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して諫山委員より、反対の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対しましては、災害の予防及び職業病の発生防止のため一層努力すること等を内容とする附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

#### 道路交通法の一部を改正する法律案（閣法第六八号）

##### 要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、放置行為の防止に係る使用者の責任等に関する規定の整備

1 車両の運転者が放置行為（車両を離れて直ちに運転

することができない状態にする行為）をし、その車両につき移動等の措置が採られた場合において、放置車両の使用者が放置行為を防止するため必要な運行の管理を行っているとは認められないときは、公安委員会は、その使用者に対し、放置行為を防止するため必要な措置を採ることを指示することができることとする。

2 1の指示に係る自動車につき、指示をした後一年以内に放置行為が行われ、その自動車の使用者がその自動車を使用的ことが著しく交通の危険を生じさせ、または著しく交通の妨害となるおそれがあると認めるときは、公安委員会は、使用者に対し、三月を超えない範囲内で期間を定めて、その自動車を運転し、または運転させてはならない旨を命じることができることとする。

3 自動車の使用者等は、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、放置行為をすることを命じ、または自動車の運転者が放置行為をすることを容認してはならないこととする。

二、罰金の額及び反則金の限度額に関する規定の整備  
放置行為に係る罰金の額及び反則金の限度額を引き上げることとする。

三、転落積載物等及び交通事故に係る損壊物等の除去等に関する規定の整備

転落積載物等及び交通事故に係る損壊物等の早期排除を図るため、これらの物件について警察署長または警察官が移動、除去等の措置を採ることができることとする。

四、地域交通安全活動推進委員制度の新設

違法駐車防止活動その他地域における交通安全と円滑に資するための住民の自主的な活動を支援するため、公安委員会は、地域における交通の状況について知識を有する者のうちから、地域交通安全活動推進委員を委嘱することができるものとする。

五、この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました二法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、道路交通法の一部を改正する法律案は、放置車両及び転落積載物等が道路における危険を生じさせ、または交通の妨害となっている実情等にかんがみ、放置車両について適正な管理を行っていない使用者に対する公安委員会

による指示、運行の制限の措置を設けること、放置行為に係る罰金の額及び反則金の限度額を引き上げること、転落積載物等に係る警察署長の措置に関する規定を整備すること、地域交通安全活動推進委員の制度を設けること等を主な内容とするものであります。

次に、自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律案は、道路上の場所以外の場所に保管場所が確保されていない自動車道路における危険を生じさせ、または円滑な道路交通に支障を及ぼしている実情にかんがみ、自動車の保有者の保管場所確保義務の履行を確保するため、軽自動車を新規に運行の用に供しようとするとき及び自動車の保管場所の位置を変更したときにおける保管場所の届出を義務づけるとともに、自動車に保管場所標章を表示させる制度を導入するほか、保管場所が確保されていない自動車の運行を制限する措置を設けること等を主な内容とするものであります。

委員会におきましては、以上二法律案を一括議題として審議を進め、法改正の効果、車両の使用者の責任、地域交通安全活動推進委員の必要性とその業務、駐車問題に対する総合的対策等について熱心な質疑が行われました。

質疑を終局し、二法律案について順次採決の結果、いず

れも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両案に対しましては、現下の厳しい交通事故状況にかんがみ、交通安全対策に万全を期すること等を内容とする附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第六九号）

## 要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、自動車の保管場所の継続的確保を図るための制度の新設

1 軽自動車の保有者は、軽自動車を新規に運行の用に供しようとするときは、自動車の保管場所の位置を管轄する警察署長に、その自動車の使用の本拠の位置、保管場所の位置等を届け出なければならないこととする。

2 登録自動車及び軽自動車の保有者は、自動車の保管場所の位置を変更したときは、変更した日から十五日

以内に、変更後の保管場所の位置を管轄する警察署長に、その自動車の使用の本拠の位置、保管場所の位置等を届け出なければならないこととする。

3 警察署長は、登録自動車の保管場所証明書を交付したとき、若しくは軽自動車の保管場所の届出を受理したとき、またはこれらの自動車について保管場所の位置の変更の届出を受理したときは、自動車の保有者に対し、保管場所の位置等について表示する保管場所標章を交付しなければならないこととし、保管場所標章の交付を受けた者は、これを自動車に表示しなければならないこととする。

二、保管場所を確保していない自動車の保有者に対する措置

公安委員会は、道路上の場所以外の場所に自動車の保管場所が確保されていると認められないときは、その保有者に対し、保管場所が確保されたことについて公安委員会の確認を受けるまでの間、その自動車を運行の用に供してはならない旨を命ずることができることとする。

三、このほか、適用地域等に関する経過措置、施行日前から運行の用に供している自動車の取り扱い等に関する経過措置等所要の規定を整備する。

四、この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

#### 委員長報告

六七ページ参照

#### 過疎地域活性化特別措置法案（衆第三号）

#### 要旨

本法律案は、過疎地域の活性化を図り、地域格差の是正等に寄与することを目的とし、総合的かつ計画的な対策を実施するための必要な特別措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、次に掲げる要件に該当する市町村（地方税の収入以外の政令で定める収入の額が政令で定める金額を超える市町村を除く。）の区域を「過疎地域」とする。

（二）次のいずれかに該当すること。

1 国勢調査の結果による昭和六十年人口の昭和三十五年人口に対する減少率（次の2及び3において「人口減少率」という。）が〇・二五以上であること。

2 人口減少率が〇・二以上であって、国勢調査の結果による昭和六十年の市町村人口における六十五歳以上の人口比率が〇・一六以上であること。

3 人口減少率が〇・二以上であって、国勢調査の結果による昭和六十年の市町村人口における十五歳以上三十歳未満の人口比率が〇・一六以下であること。

（二）昭和六十一年度から昭和六十三年度までの平均財政力指数が〇・四四以下であること。

二、過疎地域活性化対策を総合的かつ計画的に推進するため、都道府県知事は、内閣総理大臣と協議して過疎地域活性化方針を定めることとし、この方針に基づき、市町村及び都道府県知事はそれぞれ過疎地域活性化計画を策定する。

三、過疎地域活性化のため、国の負担又は補助の割合の特別、過疎対策事業債の発行等の財政上の特別措置を講ずるほか、基幹道路の整備、医療の確保、高齢者の福祉の増進、農林漁業金融公庫等からの資金の貸し付け、過疎地域における事業に係る税制上の特例等について、所要の特別措置を講ずる。

四、この法律は、平成二年四月一日から施行し、平成十二年三月三十一日限りその効力を失う。

五、現行の過疎地域の市町村で本法の要件に該当しなくなるもので政令で定めるものについては、五年間過疎対策事業債の発行を認めるほか、基幹道路の整備等について所要の経過措置を講ずる。

委員長報告

六二ページ参照

○法務委員会

内閣提出法律案（三件）

| 番 号   | 件 名   | 2 1 ※               | 4 5            | 4 6                               |
|-------|-------|---------------------|----------------|-----------------------------------|
|       |       | 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案 | 商法等の一部を改正する法律案 | 商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案 |
|       |       | 衆                   | 々              | 々                                 |
|       | 提出月   | 二、<br>三、一三          | 四、一七           | 四、一七                              |
| 参 議 院 | 委員会付託 | 二、<br>三、二二<br>(予)   | 六、二二           | 六、二二                              |
|       | 委員会議決 | 二、<br>三、二九          | 可 決<br>六、二二    | 可 決<br>六、二二                       |
|       | 本会議議決 | 二、<br>三、三〇          | 可 決<br>六、二三    | 可 決<br>六、二三                       |
| 衆 議 院 | 委員会付託 | 二、<br>三、一三          | 五、一四           | 四、一七                              |
|       | 委員会議決 | 二、<br>三、二七          | 可 決<br>六、八     | 可 決<br>六、八                        |
|       | 本会議議決 | 二、<br>三、二七          | 可 決<br>六、二二    | 可 決<br>六、二二                       |
|       | 備考    |                     |                |                                   |

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第二一号）

#### 要旨

本法律案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、裁判所職員の定員を改めようとするものであり、その内容は次のとおりである。

- 一、簡易裁判所判事の員数を五人増加し、七百九十四人に改める。
- 二、裁判官以外の裁判所の職員の員数を二十五人増加し、二万四千四百二十六人に改める。
- 三、この法律は、平成二年四月一日から施行する。

#### 委員長報告

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。本法律案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、簡易裁判所判事の定員を五名増加するとともに、裁判官以外の裁判所の職員の人数を二十五名増加しようとするものでございます。

詳細は会議録において御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって

て原案どおり可決すべきものと決定いたしました。  
以上、御報告いたします。

商法等の一部を改正する法律案（閣法第四五号）

#### 要旨

本法律案は、我が国の株式会社及び有限会社の大多数を占める小規模かつ閉鎖的な会社にも適合する法制度を整備するとともに会社債権者の保護を図り会社の資金調達方法を合理化するため、商法、有限会社法及び社債発行限度暫定措置法の一部を改正しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、株式会社の設立手続の合理化を図るため、発起人数の下制限を廃止し、また、発起設立における払込等につき検査役の調査を不要するとともに、現物出資等につき少額の場合等は検査役の調査の省略を認める。これに伴い、事後設立及び新株発行の際の現物出資並びに有限会社の設立及び資本増加の場合の現物出資等に関しても同様の措置を講ずる。
- 二、譲渡制限株式につき譲渡承認請求手続、新株等引受権付与に関する制度の改善を図る。



三、会社債権者の保護を図るため、株式会社に千万円の最低資本金制度を新設し、資本の増加を容易にするため、利益の資本組入れの制度等を合理化する。また、有限会社の最低資本金額を三百万円に引き上げるとともに、出資一口の金額を五万円に引き上げる。これに伴い、既存会社には改正法施行の日から五年間はその適用を猶予する等の経過措置を設ける。

四、株式会社の資金調達の方法を合理化するため、優先株式、無議決権株式、端株及び社債に関する規定を整備するとともに、無記名株式の制度は廃止する。

五、株式会社と有限会社間の組織変更を容易にするため、その決議要件を緩和するとともに、債権者保護手続の合理化を図る。

六、社債発行限度暫定措置法による発行限度等の改善を図る。

七、この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました二法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、商法等の一部を改正する法律案は、小規模かつ閉鎖的な会社にも適合する法制度を整備するとともに、会社債権者の保護を図り、会社の資金調達方法を合理化しようとするものであります。

次に、商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案は、民法ほか三十五の関連する諸法律について、規定の整備をしようとするものであります。委員会におきましては、以上二案を一括議題として審査を進めました。その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して橋本委員より両案に反対する旨の意見が述べられました。討論を終わり、順次採決の結果、二法律案は、いずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、商法等の一部を改正する法律案に対し、六項目にわたる附帯決議を全会一致をもって付することに決しました。

以上、御報告いたします。

商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に  
関する法律案（閣法第四六号）

#### 要旨

本法律案は、商法等の一部を改正する法律の施行に伴い、  
民法ほか三十五の関連する諸法律について、規定の整備を  
するとともに、所要の経過措置を定めようとするものであ  
る。

#### 委員長報告

前ページ参照

○外務委員会

・条約（七件）

| 号 番        | 1                                                                                                           | 2                                                                                                   | 3                                                                     | 4                                                                                                         | 5                             |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|
| 件 名        | 開税及び貿易に関する一般協定に<br>附属する第三十八表（日本国の譲<br>許表）に掲げる譲許を修正し又は<br>撤回するためのアメリカ合衆国と<br>の交渉の結果に関する文書の締結<br>について承認を求めるの件 | 開税及び貿易に関する一般協定に<br>附属する第三十八表（日本国の譲<br>許表）に掲げる譲許の変更につい<br>ての欧州経済共同体との合意に関<br>する文書の締結について承認を求<br>めるの件 | 所得に対する租税に関する二重課<br>税の回避及び脱税の防止のための<br>日本国とタイとの間の条約の締結<br>について承認を求めるの件 | 千九百七十二年二月二十六日に東<br>京で署名された原子力の平和的利<br>用に関する協力のための日本国政<br>府とフランス共和国政府との間の<br>協定を改正する議定書の締結につ<br>いて承認を求めるの件 | 向精神薬に関する条約の締結につ<br>いて承認を求めるの件 |
| 院議先        | 衆                                                                                                           | ク                                                                                                   | ク                                                                     | ク                                                                                                         | ク                             |
| 月 提<br>日 出 | 二、<br>三、<br>九                                                                                               | 三、<br>九                                                                                             | 四、<br>一三                                                              | 四、<br>一三                                                                                                  | 四、<br>一三                      |
| 参 議 院      | 委員会付託                                                                                                       | 二、<br>三、<br>二二<br>（千）                                                                               | 四、<br>一三<br>（千）                                                       | 六、<br>一二                                                                                                  | 四、<br>一三<br>（千）               |
|            | 委員会議決                                                                                                       | 二、<br>三、<br>二九                                                                                      | 五、<br>二四                                                              | 六、<br>二六                                                                                                  | 六、<br>一二                      |
| 衆 議 院      | 委員会付託                                                                                                       | 二、<br>三、<br>三〇                                                                                      | 五、<br>二五                                                              | 六、<br>二六                                                                                                  | 六、<br>一三                      |
|            | 委員会議決                                                                                                       | 二、<br>三、<br>二八                                                                                      | 四、<br>二七                                                              | 六、<br>八                                                                                                   | 五、<br>二四                      |
| 衆 議 院      | 委員会付託                                                                                                       | 二、<br>三、<br>二八                                                                                      | 四、<br>二七                                                              | 六、<br>一一                                                                                                  | 五、<br>二五                      |
|            | 委員会議決                                                                                                       | 二、<br>三、<br>二八                                                                                      | 四、<br>二七                                                              | 六、<br>一一                                                                                                  | 五、<br>二五                      |
| 備 考        |                                                                                                             |                                                                                                     |                                                                       | 衆本会議題旨説明<br>二、五、一七                                                                                        |                               |

内閣提出法律案（一件）

| 号 番 | 件 名                                                                                     | 院議先 | 参 議 院              | 衆 議 院                                            | 備 考 |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------|-----|--------------------|--------------------------------------------------|-----|
| 6   | 千九百八十九年七月三日に国際コ<br>ーヒー理事会決議によって承認さ<br>れた千九百八十三年の国際コーヒ<br>ー協定の有効期間の延長の受諾に<br>ついて承認を求めるの件 | 参   | 二、<br>四、一三<br>四、一三 | 二、<br>四、二四<br>二、<br>四、二五<br>四、一三<br>六、二〇<br>六、二二 |     |
| 7   | 千九百八十九年のジュート及びジ<br>ュート製品に関する国際協定の締<br>結について承認を求めるの件                                     | 々   | 四、一三<br>四、一三       | 四、二四<br>四、二五<br>四、一三<br>六、二〇<br>六、二二             |     |

| 号 番 | 件 名                                                          | 院議先 | 参 議 院                     | 衆 議 院                                                              | 備 考 |
|-----|--------------------------------------------------------------|-----|---------------------------|--------------------------------------------------------------------|-----|
| 22※ | 在外公館の名称及び位置並びに在<br>外公館に勤務する外務公務員の給<br>与に関する法律の一部を改正する<br>法律案 | 衆   | 二、<br>三、一三<br>三、二二<br>（予） | 二、<br>三、二九<br>二、<br>三、三〇<br>二、<br>三、一三<br>二、<br>三、二七<br>二、<br>三、二八 |     |

関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表（日本の譲許表）に掲げる譲許を修正し又は撤回するためのアメリカ合衆国との交渉の結果に関する文書の締結について承認を求めるの件（閣条第一号）

#### 要旨

我が国は、一九八八年（昭和六十三年）二月の関税及び貿易に関する一般協定（ガット）理事会の勧告を受けて、一定の農産物に係る輸入割り当て制度の多くを撤廃することとした。このうち砂糖を主成分とする調製食料品についての輸入割り当て制度を撤廃すると同時に、砂糖の類似品が低関税率で輸入されることにより国内の砂糖価格の安定に対して影響を及ぼすことを防止するため、当該調製食料品の一部分について譲許税率を引き上げることとした。このため、当該調製食料品の譲許のうちの一部分を修正することについて、ガットに定める手続きに基づき原交渉国である米国と交渉を行った。本文書は、その結果を収録したものである。

一、調製食料品のうち砂糖の類似品について、我が国の譲許税率を三五％から一キログラムにつき九〇円に引き上げる。

二、右の代償として、調製食料品のうち砂糖の類似品でないもののうちの一部分について、我が国の譲許税率を三五％から三〇％に引き下げる。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました条約二件及び法律案につきまして、外務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、ガット関連の我が国と米国との文書及び我が国と欧州経済共同体との文書は、いずれも砂糖を主成分とする調製食料品の輸入割り当て制度を撤廃することに伴い、砂糖類似品の譲許税率を引き上げること、砂糖類似品以外のものの一部分の譲許税率を引き下げることと内容とするものであります。

次に、在外公館関係の法律案は、本年三月二十一日に独立したナミビアに大使館を、英国のエジンバラに総領事館をそれぞれ設置すること、最近の為替相場の変動等を勘案して、在外職員の在勤基本手当の基準額を改定すること等を内容とするものであります。

委員会におきましては、ガット関連の二文書に関して、農産物自由化の現状、砂糖生産農家の保護等の問題につい

ての質疑が、また、在外公館関係の法律案に関して、在外勤務環境の改善、ナミビアに対する我が国の協力姿勢等の問題についての質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終え、討論に入りましたところ、ガット関連の二文書について、日本共産党の立木委員より反対する旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、ガット関連の二文書はいずれも多数をもって承認すべきものと決定し、在外公館関係の法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表（日本の譲許表）に掲げる譲許の変更についての欧州経済共同体との合意に関する文書の締結について承認を求めるの件（閣条第二号）

#### 要旨

我が国は、一九八八年（昭和六十三年）二月の関税及び貿易に関する一般協定（ガット）理事会の勧告を受けて、

一定の農産物に係る輸入割り当て制度の多くを撤廃することとした。このうち砂糖を主成分とする調製食料品についての輸入割り当て制度を撤廃すると同時に、砂糖の類似品が低関税率で輸入されることにより国内の砂糖価格の安定に対して影響を及ぼすことを防止するため、当該調製食料品の一部分について譲許税率を引き上げることとした。これに関連し、右の譲許税率の引き上げに関心を表明してきた欧州経済共同体との間で砂糖を主成分とするその他の調製食料品の譲許税率の一部引き下げについて交渉を行った。本文書は、その合意を収録したものであって、内容は次のとおりである。

一、調製食料品のうち砂糖の類似品について、我が国の譲許税率を三五％から一キログラムにつき九〇円に引き上げることを確認する。

二、調製食料品のうち砂糖の類似品でないもののうちの一部について、我が国の譲許税率を三五％から三〇％に引き下げる。

#### 委員長報告

前ページ参照

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とタイとの間の条約の締結について承認を求め  
るの件（閣条第三号）

#### 要旨

本条約は、一九六三年（昭和三十八年）に締結された現  
行租税条約を全面改正するものであって、その主な内容は  
次のとおりである。

- 一、事業所得については、企業が相手国内に支店等の恒久的施設を有する場合にのみ、かつ、当該恒久的施設に帰せられる所得についてのみ相手国において課税される。
- 二、国際運輸業所得のうち、航空機所得については企業の居住地国においてのみ課税され、船舶所得については相手国において五〇％の減税が行われる。
- 三、投資所得に対する源泉地国税率は、親子会社間の配当については支払者が産業的事業に従事する法人の場合一五％、その他の場合二〇％、法人が受け取る利子については金融機関（保険会社を含む）が受領者の場合一〇％、その他の場合二五％、使用料については一五％をそれぞれ超えないものとする。
- 四、短期滞在者、両締約国政府間で合意された文化交流の

ための特別の計画に基づく活動を行う芸能人等、教授、学生等の所得については、一定の条件の下に相手国の租税が免除される。

- 五、二重課税の回避は両国とも外国税額控除方式により、また、一定の所得について我が国においてみなし外国税額控除を認める。

#### 委員長報告

ただいま議題となりましたタイとの租税条約につきまして、外務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本条約は、昭和三十八年に締結された現行条約を全面的に改正し、最近締結された他の租税条約の改善された規定をできる限り取り入れようとするものでありまして、事業所得に対する相手国の課税基準、航空機または船舶による国際運輸業所得に対する課税方法、投資所得に対する源泉地国の課税軽減、二重課税の回避方法等について規定しております。

委員会におきましては、条約改正の経緯、開発途上国との租税条約における課税権のあり方、我が国企業のタイ向け投資増加の実情等の諸問題について質疑が行われました

が、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終え、討論に入りましたところ、日本共産党の立木委員より本件に反対する旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本件は多数をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

千九百七十二年二月二十六日に東京で署名された原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府とフランス共和国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第四号）

#### 要旨

我が国とフランスとの間には一九七二年（昭和四十七年）に締結された現行の原子力協定があるが、その後、我が国は、核兵器の不拡散に関する条約を締結し、国際原子力機関（IAEA）との間で保障措置協定を締結した。またフランスも欧州原子力共同体及びIAEAとの間で保障措置協定を締結した。さらに、国際的にも、一九七四年（昭和四十九年）五月に行われたインドの核爆発実験を契機に、各国が核不拡散政策を強化し、原子力資材等の移転に関する

供給国グループの指針であるいわゆるロンドン・ガイドラインが作成されるなどの動きが見られた。このような事情を踏まえ、現行協定を改正するため、一九八八年（昭和六十三年）七月以来、六回にわたる交渉を行った結果、本年四月にパリでこの議定書の署名が行われたもので、主な内容は次のとおりである。

一、協定の対象となる核物質等についての平和的目的使用を平和的非爆発目的使用に変更する。

二、両国間で移転された機微な技術（濃縮、再処理または重水生産の設備又は施設に係る技術）に関し、平和的非爆発目的使用、移転された機微な技術に基づく設備または施設を用いて行う処理によって得られた核物質に対する保障措置の適用及び核物質防護措置の適用、管轄外移転規制等の規定を設ける。

三、両国がそれぞれIAEAとの間で締結した保障措置協定に基づく保障措置の適用を規定する。

四、協定の対象となる核物質を不法な奪取等から防護するための適切な措置が取られることを規定するとともに、防護の水準を附属書に具体的に定める。

五、協定の適用を受ける核物質等の明確化を図るとの観点から移転に先立っての事前通告に係る規定を設ける。



六、協定の解釈または適用から生ずる紛争で交渉等により解決されないものは、いずれか一方の要請により仲裁手続に付託する規定を設ける。

七、協定の有効期間は、現行協定の効力発生（一九七二年（昭和四十七年））後四十五年とする。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました日仏原子力協定の改正議定書につきまして、外務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

この議定書は、昭和四十七年に締結された現行協定を改正しようとするもので、協定の対象となる核物質等についての平和的目的使用を、平和的非爆発目的使用に改めるとともに、再処理施設等に係る機微な技術、国際原子力機関による保障措置、核物質防護、核物質等が協定の適用を受けるための要件としての事前通告、仲裁手続等に関する規定が新たに定められております。

委員会におきましては、海部内閣総理大臣、中山外務大臣及び大島科学技術庁長官の出席を求め、我が国のエネルギー政策における原子力発電の位置づけ、原子力分野の国際的協力と核不拡散体制の強化、日仏間で移転される核物

質等についての非軍事的利用の確保、原子力発電の安全性と経済性、返還プルトニウムの輸送方法、青森県六ヶ所村における核燃料サイクル施設の建設計画等の諸問題について質疑を行い、また、参考人を招いて意見を聴取いたしました。詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終え、討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同の肥田委員より反対、自由民主党の久世理事より賛成、日本共産党の立木委員より反対の意見が、それぞれ述べられました。

次いで採決の結果、本件は多数をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

向精神薬に関する条約の締結について承認を求めるの件（閣条第五号）

#### 要旨

この条約は、大麻、コカイン、ヘロイン等の麻薬の規制を目的とする「千九百六十一年の麻薬に関する単一条約」（我が国は一九六四年（昭和三十九年）に締結）の規制対象外であるLSD等の幻覚剤、ヒロポン等の覚せい剤、催

眠剤等の「向精神薬」の濫用及び不正取引を防止するため、一九七一年（昭和四十六年）二月に国連主催の条約採択会議で採択されたものであって、向精神薬の製造、取引、使用等の規制について国際的な枠組みを定めており、その主な内容は次のとおりである。

一、この条約において規制される向精神薬の範囲は、条約に附属する付表ⅠからⅣまでに掲げられたすべての物質とする（本年四月現在、付表ⅠにはLSD等の幻覚剤二物質、付表Ⅱにはヒロポン等の覚せい剤等三物質、付表Ⅲにはバルビタール系の催眠剤等八物質、付表Ⅳには精神安定剤、鎮静剤等五八物質の合計一〇一物質が掲げられている）。また、物質の付表への追記、付表間の転記及び付表からの削除は、基本的に世界保健機関の勧告を踏まえて国連麻薬委員会が決定する。

二、締約国は、向精神薬の製造、輸出入、分配、取引、使用等を医療上及び学術上の目的に制限する。

三、締約国は、付表Ⅰに掲げる物質について正当に許可された者が学術上及び極めて限られた医療上の目的のため使用する場合を除き、その使用を禁止し、製造、取引、分配、所持についての特別の免許または事前の許可の取得、医療または学術研究の従事者による記録等を義務づ

ける。

四、締約国は、付表ⅡからⅣまでに掲げる物質の製造、輸出入を含む取引及び分配を免許制度等により規制する。

ただし、医療または学術研究に従事することを正当に認められてその業務に従事している者には適用されない。

また、締約国は、前記の物質を医療上必要とする患者には、原則として処方せんによってのみ供給されるようにする。

五、締約国は、自国の憲法上の規定に妥当な考慮を払って、一般大衆に対する向精神薬の広告を禁止する。

六、締約国は、向精神薬の製造業者、輸出入者、小売業者、医療機関、学術研究機関等に対し、製造量、輸出入量、取得及び処分ごとの数量、日付等についての記録を義務づける。

七、締約国は、付表Ⅰ及びⅡに掲げる物質の各輸出入に当たり国連麻薬委員会の定める様式による輸出入許可書の取得等を、また、付表Ⅲに掲げる物質の輸出に当たり輸出者による輸出届出書の提出を義務づける。

八、締約国は、向精神薬の製造業者、輸出入者、小売業者、医療機関、学術研究機関等に対する監視制度を維持する。

九、締約国は、国連麻薬委員会が要請する資料、特にこの

条約の自国の運用に関する年次報告を国連事務総長に、また、付表ごとの物質の自国の製造量等を含む年次統計報告等を国際麻薬統制委員会に提出する。

十、締約国は、向精神薬の濫用防止及び濫用に陥った者の早期発見、治療、社会復帰等のため、あらゆる可能な措置をとり、相互に協力する。

十一、締約国は、自国の憲法上の制度等に妥当な考慮を払って、向精神薬の不正取引に対する防止及び抑圧の措置について全国的規模の調整を行うとともに、不正取引を無くすための活動における相互援助を行う。

十二、締約国は、自国の憲法上の制限に従うことを条件に、この条約に定める義務を履行するための法令に違反する故意に基づく行為を処罰すべき犯罪として取り扱い、重大な犯罪に対して相当な処罰を科することを確保する。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました「向精神薬に関する条約」につきまして、外務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

この条約は、LSD、ヒロポン等の向精神薬の濫用及び不正取引を防止するため、昭和四十六年に国連主催の条約

採択会議において、採択されたものでありまして、向精神薬の製造、輸出入を含む取引、使用等の規制について国際的な枠組みを定めております。

委員会におきましては、本条約の国会提出が遅れた理由、薬物濫用の現況と防止対策、薬物問題に対する国際協力、「麻薬等不正取引防止国連条約」批准の見通し等の諸問題について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終え、採決の結果、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

千九百八十九年七月三日に国際コーヒー理事会決議によって承認された千九百八十三年の国際コーヒー協定の有効期間の延長の受諾について承認を求める件（閣条第六号）

#### 要旨

コーヒーの国際価格の安定及び需給の均衡を図ることを目的とする国際コーヒー協定は、一九六二年（昭和三十七年）に初めて作成され、その後数次にわたる修正、更新及び有効期間の延長が行われた後、現行の「千九百八十三年

の国際コーヒー協定」に引き継がれた。

この有効期間の延長は、昨年九月三十日に終了することになっていた一九八三年の協定の有効期間を来年九月三十日まで二年間延長することを定めたものである。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました条約二件につきまして、外務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、一九八三年の国際コーヒー協定の有効期間の延長は、昨年九月三十日に終了することになっていた一九八三年の国際コーヒー協定の有効期間を二年間延長し、国際コーヒー理事会における新たな協定の交渉のために時間的余裕を与えるとともに、コーヒーに関する国際協力を継続しようとするものです。

次に、一九八九年のジュート協定は、来年一月八日に有効期間が満了することになっている現行の一九八二年のジュート協定にかわるもので、輸出国と輸入国との協力により、ジュート及びジュート製品の国際貿易の拡大及び多様化を図ることを主たる目的とするものでございます。

委員会におきましては、新たな国際コーヒー協定成立の見通し、ジュート協定が生産国に及ぼす経済的效果、国際

商品協定の現状と我が国の対応等の問題について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終え、採決の結果、両件はいずれも全会一致をもって承認すべきものと決定致しました。

以上、御報告申し上げます。

千九百八十九年のジュート及びジュート製品に関する国際協定の締結について承認を求めるの件（閣条第七号）

#### 要旨

現行の「千九百八十二年のジュート及びジュート製品に関する国際協定」は、一九七六年（昭和五十一年）の第四回国連貿易開発会議（UNCTAD）において採択された「一次産品総合計画」に基づき、一九八二年（昭和五十七年）十月にジュート及びジュート製品の競争力の強化、市場の維持及び拡大等を目的として採択されたものであり、一九八四年（昭和五十九年）一月九日に暫定的に発効し、一九八六年（昭和六十一年）八月二十六日に確定的に発効し、その後二年間、有効期間が延長された。

本協定は、明年一月九日に失効する現行協定にかわるものとして昨年十一月三日にジュネーヴで採択され、現行協

定の枠組を基本的に継承しているが、主な相違点は次のとおりである。

一、協定の目的として、環境上の側面からジュート利用の促進を図ることのほか、新用途の開発、加工度の向上等の規定を新たに設けたこと。

二、事業の策定について、国際ジュート機関の自律性を強化したこと。

三、加盟国の債務は、加盟国が負うことのできる資金上の義務の範囲に限定されることを明記したこと。

四、協定の有効期間の延長は、現行協定では二年間の延長を一回だけとしていたが、本協定では二年間の延長を二回までできるとしたこと。

#### 委員長報告

前ページ参照

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第二二号）

#### 要旨

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

一、南部アフリカのナミビア共和国に大使館を設置する。

二、英国のエジンバラに総領事館を設置する。

三、前記の新設する在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定める。

四、最近の為替相場の変動等にかんがみ、既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定する。

五、ビルマの国名変更に伴い、同国にある日本国大使館の名称を在ミャンマー日本国大使館に変更する。

#### 委員長報告

七七ページ参照

○大蔵委員会

・内閣提出法律案（八件）

| 47※                           | 35※                                                     | 34※                       | 9※          | 8※                           | 7※              | 1                    | 号 番   |
|-------------------------------|---------------------------------------------------------|---------------------------|-------------|------------------------------|-----------------|----------------------|-------|
| 天皇陛下御即位記念のための十萬円の貨幣の發行に関する法律案 | 国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案 | 關稅定率法及び關稅暫定措置法の一部を改正する法律案 | 取引所稅法案      | 租稅特別措置法の一部を改正する法律案           | 所得稅法の一部を改正する法律案 | 厚生保險特別會計法の一部を改正する法律案 | 件 名   |
| ク                             | ク                                                       | ク                         | ク           | ク                            | ク               | 衆                    | 院議先   |
| 四、一七                          | 三、二二                                                    | 三、二二                      | 三、六         | 三、六                          | 三、六             | 二、二八                 | 月 提 出 |
| 四、一七<br>(予)                   | 三、二二<br>(予)                                             | 三、二二<br>(予)               | 四、一八<br>(予) | 三、二六<br>(予)                  | 三、二七<br>(予)     | 二、二八<br>三、二六<br>(予)  | 参 議 院 |
| 可 決                           | 可 決                                                     | 可 決                       | 可 決         | 可 決                          | 可 決             | 可 決                  | 委員会付託 |
| 六、一                           | 六、一                                                     | 三、三〇                      | 四、二四        | 三、三〇                         | 三、三〇            | 二、二八<br>三、二六         | 委員会議決 |
| 可 決                           | 可 決                                                     | 可 決                       | 可 決         | 可 決                          | 可 決             | 可 決                  | 本会議議決 |
| 六、七                           | 六、七                                                     | 三、三〇                      | 四、二五        | 三、三〇                         | 三、三〇            | 二、二八<br>三、二六         | 衆 議 院 |
| 四、一七                          | 三、二二                                                    | 三、二二                      | 三、一五        | 三、二二                         | 三、一五            | 二、二八<br>三、一          | 委員会付託 |
| 可 決                           | 可 決                                                     | 可 決                       | 可 決         | 可 決                          | 可 決             | 可 決                  | 委員会議決 |
| 五、二四                          | 五、二四                                                    | 三、二八                      | 四、一七        | 三、二八                         | 三、二八            | 二、二八<br>三、二二         | 本会議議決 |
| 可 決                           | 可 決                                                     | 可 決                       | 可 決         | 可 決                          | 可 決             | 可 決                  | 衆 議 院 |
| 五、二五                          | 五、二五                                                    | 三、二八                      | 四、一九        | 三、二八                         | 三、二八            | 二、二八<br>三、二二         | 委員会議決 |
| 可 決                           | 可 決                                                     | 可 決                       | 可 決         | 可 決                          | 可 決             | 可 決                  | 本会議議決 |
|                               |                                                         |                           |             | 衆本会議趣旨説明<br>三、二六<br>参本会議趣旨説明 |                 |                      | 備 考   |

|                   |  |                           |  |                |  |            |  |                                                   |  |                                     |  |     |  |
|-------------------|--|---------------------------|--|----------------|--|------------|--|---------------------------------------------------|--|-------------------------------------|--|-----|--|
| 番 号               |  | 提 出 者<br>(月日)             |  | 予 備 送<br>付 月 日 |  | 衆 へ<br>提 出 |  | 参 議 院                                             |  | 衆 議 院                               |  | 備 考 |  |
| 5<br>育児休業手当特別会計法案 |  | 糸久八重子<br>君外七名<br>(二、五、一一) |  | 二、<br>五、一六     |  |            |  | 二、<br>六、二〇<br>委 員 会 付 託<br>委 員 会 議 決<br>本 会 議 議 決 |  | 委 員 会 付 託<br>委 員 会 議 決<br>本 会 議 議 決 |  |     |  |
|                   |  |                           |  |                |  |            |  | 継 続 審 査                                           |  |                                     |  |     |  |

本院議員提出法律案（二件）

|               |       |                                                           |  |
|---------------|-------|-----------------------------------------------------------|--|
| 番 号           |       | 1 3                                                       |  |
| 提 出 者<br>(月日) |       | 大蔵委員長<br>二、<br>六、一四                                       |  |
| 予備送<br>付月日    |       | 二、<br>六、一四                                                |  |
| 本院へ<br>提 出    |       | 二、<br>六、一四<br>(五)                                         |  |
| 参<br>議<br>院   | 委員会付託 | 二、<br>六、一四                                                |  |
|               | 委員會議決 | 二、<br>六、一四                                                |  |
|               | 本會議議決 | 二、<br>六、一五                                                |  |
| 衆<br>議<br>院   | 委員会付託 | ／                                                         |  |
|               | 委員會議決 | ／                                                         |  |
|               | 本會議議決 | 二、<br>六、一四                                                |  |
| 備 考           |       | 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律附則第三項の別に法律で定める日を定める法律案 |  |

衆議院議員提出法律案（一件）

|                   |            |             |  |
|-------------------|------------|-------------|--|
| 59                | 番 号        |             |  |
| 証券取引法の一部を改正する法律案  | 件 名        |             |  |
| 衆                 | 院議先        |             |  |
| 二、<br>四、二四        | 月 提<br>日 出 |             |  |
| 二、<br>四、二四<br>(予) | 委員会付託      | 参<br>議<br>院 |  |
| 二、<br>六、一四<br>可 決 | 委員会議決      |             |  |
| 二、<br>六、一五<br>可 決 | 本会議議決      |             |  |
| 二、<br>四、二四        | 委員会付託      | 衆<br>議<br>院 |  |
| 二、<br>五、三一<br>可 決 | 委員会議決      |             |  |
| 二、<br>六、一<br>可 決  | 本会議議決      |             |  |
|                   | 備 考        |             |  |

厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案（閣法第一号）

要旨

本法律案は、厚生保険特別会計において行う特別保健福祉事業に必要な財源の確保を図るため、同会計の業務勘定に一般会計からの繰入金等をもって充てる資金を設けることとするとともに、この資金をこれまでの厚生年金保険国庫負担繰り延べ措置についての将来の返済に資するために用いることができるようにしようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、厚生保険特別会計において、当分の間、国民の老後における健康の保持及び適切な医療の確保を図るため、次に掲げる特別保健福祉事業を行うこととする。

1 社会保険診療報酬支払基金が行う老人保健関係業務に対する補助

2 老人保健法の規定による拠出金の一部に充てるための健康勘定への繰り入れ

3 老人保健法の規定による拠出金の一部及び船員保険事業の福祉施設費に充てるための船員保険特別会計への繰り入れ

4 健康保険事業の保健施設及び福祉施設その他に係る

財政上の措置

二、厚生保険特別会計の業務勘定に特別保健福祉事業資金をおき、資金に充てるため必要があるときは、一般会計から繰り入れをすることができるとし、その資金の運用益は特別保健福祉事業に要する経費に充てることのできることにする。

三、厚生年金保険事業の長期的安定を確保するために必要があるときは、本会計の業務勘定から年金勘定に資金の額を限度として繰り入れをすることができるとし、繰り入れをした場合、当該繰入金に相当する金額は、厚生年金国庫負担繰り延べの繰り戻しとして、一般会計から年金勘定に繰り入れたものとみなすこととする。

なお、本法律施行に伴い、平成元年度補正予算（特第2号）において、一般会計から厚生保険特別会計業務勘定への繰入金一兆五千億円が計上されている。

委員長報告

ただいま議題となりました厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、平成元年度補正予算において、厚生保険特



別会計に一般会計からの繰入金により、特別保健福祉事業資金を設置し、その運用益を老人保健制度の基盤安定化の措置に充てることができるようになるとともに、この資金を過去における厚生年金保険国庫負担繰り延べ措置についての将来の返済のために用いることができるよう、所要の法的措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、厚生年金保険へのいわゆる隠れ借金の返済と本法律案との関係、平成二年度に予定している特別保健福祉事業の内容、資金及び基金設置の基準とその概要等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して近藤忠孝委員より、本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、附帯決議が付されております。以上、御報告申し上げます。

所得税法の一部を改正する法律案（閣法第七号）

## 要旨

本法律案は、最近の社会経済情勢にかんがみ、公的年金等控除額及び個人年金保険契約等に係る生命保険料控除額を引き上げる等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

### 一、公的年金等控除額の引き上げ等

#### 1 定額控除の引き上げ

年齢六十五歳以上の者 百万円（現行八十万円）

年齢六十五歳未満の者 五十万円（現行四十万円）

#### 2 最低保障額の引き上げ

年齢六十五歳以上の者 百四十万円（現行百二十万円）

円）

年齢六十五歳未満の者 七十万円（現行六十万円）

二、個人年金保険料について現行の生命保険料控除から除外して別に控除を認めることとし、控除限度額を五万円とする。（控除率は、支払個人年金保険料二万五千円までの部分については全額、二万五千円を超え五万円までの部分については二分の一、五万円を超える部分については四分の一とする。）

三、その他、寡婦（寡夫）控除の適用要件である所得限度額の五百万円（現行三百万円）への引き上げ、芸術に関

する顕著な貢献を表彰するものとして交付される金品で特定のものの非課税等の措置を講ずる。

なお、本法律施行に伴う租税の減収見込額は、平成二年度約八百二十億円である。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました三法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。所得税法の一部を改正する法律案は、最近における社会経済情勢にかんがみ、公的年金等控除額及び個人年金保険契約等に係る生命保険料控除額を引き上げる等の改正を行うおとするものであります。

租税特別措置法の一部を改正する法律案は、当面の政策的要請に対応するとの観点から、土地税制の改正、住宅取得促進税制の拡充、製品輸入の促進に資するための措置を講ずるとともに、租税特別措置の整理合理化等を行うほか、所要の税制上の措置を講じようとするものであります。

関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案は、内外経済情勢の変化に対応し、我が国の市場の一層の開放を図る等の見地から、関税率、戻し税制度、減免税還付制度等について所要の改正を行おうとするものであります。

す。

委員会におきましては、三法律案を一括して議題とし、個人年金保険料控除額拡大の理由及び今後における社会保障制度のあり方、政策効果を見きわめた租税特別措置の適宜見直しの必要性、地価急騰対策としての税制の役割と政府の認識、製品輸入促進税制創設による輸入拡大効果及び国民経済への影響、麻薬・覚せい剤等の密輸事犯増大への対処策と税関職員定員確保の必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、まず、所得税法改正案について採決に入りましたところ、本法律案は全会一致を持って原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次いで、租税特別措置法改正案及び関税定率法及び関税暫定措置法改正案について討論に入りましたところ、日本共産党を代表して近藤忠孝委員より、両法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、両法律案について順次採決の結果、いずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、三法律案に対し附帯決議が付されております。以上、御報告申し上げます。

租税特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第八号）

要旨

本法律案は、最近の社会経済情勢にかんがみ、土地税制の改正、住宅取得促進税制の拡充、製品輸入の促進に資するための措置を講ずるとともに、租税特別措置の整理合理化等を行うとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、土地税制

1 超短期所有土地等に係る譲渡益重課制度の適用期限を二年延長する。

2 土地等の譲渡所得の長期・短期を所有期間五年により区分する特例の適用期限を二年延長する。

なお、建物等の譲渡所得の長期・短期の区分についても、新たに、土地と同様に所有期間五年により区分する。

3 次の譲渡所得の特別控除額の特例を一年延長する。

イ 収用等の場合の特別控除額を五千万円とする特例

ロ 農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の特別控除額を八百万円とする特例

二、住宅税制

住宅取得促進税制について、控除期間を自己の居住の用に供した日の属する年以後六年間（現行五年間）とするとともに、適用対象となる増改築等の工事費用要件を百万円超（現行二百万円超）に引き下げた上、その適用期限を二年延長する。

三、製品輸入促進税制

卸・小売業者または製造業者が、輸入促進対象製品の輸入を基準年次に比し、一定割合以上増加させた場合に、卸・小売業者には一定の準備金の積み立て、製造業者には税額控除または割増償却を認める製品輸入促進税制を創設する。

四、租税特別措置の整理合理化等

中小企業等海外市場開拓準備金の廃止等既存の特別措置の整理合理化を図り、あわせて、特別国際金融取引勘定に係る利子の非課税、中小企業の貸倒引当金の特例、住宅資金の贈与を受けた場合の贈与税額の計算の特例等期限の到来する特別措置について実情に応じ適用期限を延長する等の措置を講ずる。

なお、本法律施行に伴う租税の減収見込額は、平成二年度約千三百六十億円である。

委員長報告

九〇ページ参照

取引所税法案（閣法第九号）

要旨

本法律案は、最近における先物取引等の実情にかんがみ、取引所税の課税の対象及び税率を見直すとともに、賦課課税を特別徴収に改める等所要の規定の整備合理化を図るため、取引所税法の全部を改正しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、課税の対象

課税対象とされていない有価証券指数等先物取引、金融指標先物取引及び通貨等先物取引並びにオプション取引を新たに加え、取引所の市場における先物取引及びオプション取引（以下「先物取引等」という。）を課税対象とする。

二、納税義務者

取引所の会員を納税義務者とする。

三、納税地

先物取引等が行われた取引所の所在地を納税地とする。

四、課税標準

課税標準は、先物取引については契約金額または取引金額、オプション取引については対価の額とする。

五、税率

税率を、先物取引については万分の〇・一、オプション取引については万分の一とすることとし、有価証券取引及び商品の先物取引の税率（現行万分の一）を引き下げる。

六、納税方法

現行の賦課課税方式から、取引所が、先物取引等が行われた際、取引所の会員から取引所税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月末までに納付する特別徴収方式に改める。

七、その他

取引所税法の全文をカタカナ文語体からひらがな口語体に改めるとともに、記帳義務に関する規定その他所要の規定の整備合理化を図る。

八、経過措置

1 米ドル短期金利先物取引及び日本円・米ドル通貨先物取引については、二年間の経過措置として、課税を延期する。

2 日本円短期金利先物取引の税率については、二年間の経過措置として万分の〇・〇一とする。

なお、本法律施行に伴う租税の増収見込額は、平成二年度約十億円である。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました取引所税法案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近における先物取引等の実情にかんがみ、現行の取引税について、その名称を取引所税に改め、その課税の対象を見直すとともに税率の調整を図り、あわせて納税方法を特別徴収方式に改める等、所要の規定の整備合理化を図るため、取引所税法の全部を改正しようとするものであります。

委員会におきましては、取引所税の税率の設定の根拠、流通課税についての基本的認識、東京金融先物市場の実態等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して近藤忠孝委員より本法律案に反対する旨の意見が

述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

関税率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案（閣法第三四号）

#### 要旨

本法律案は、最近における内外経済情勢の変化に対応し、我が国の市場の一層の開放を図る等の見地から、関税率、戻し税制度、減免税還付制度等について、所要の改正を行うおうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

##### 一、関税率等の改正

1 一層の市場アクセス改善を図る観点から、機械類を中心に千八品目の工業製品について、関税の撤廃（千四品目）・引き下げ（四品目）を行う。

2 平成二年度に輸入自由化される牛肉缶詰、りんごジュース等十九品目について、関税率の引き上げ等を行う。

##### 二、制度関係の改正

1 輸入時と同一状態で再輸出される貨物について、輸入時に所要の手續きをとることを条件に、輸入時に納付された関税の払い戻しを受けることができる制度を創設する。

2 平成二年三月三十一日に適用期限の到来する関税の減免税還付制度について、その適用期限の延長等所要の改正を行う。

三、暫定税率の適用期限の延長等平成二年三月三十一日に適用期限の到来する四千九百四十五品目の暫定税率について、適用期限を一年延長する等の改正を行う。

なお、本法律施行に伴う平成二年度一般会計の関税減収見込額は、約四百三十億円である。

#### 委員長報告

九〇ページ参照

国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第三五号）

#### 要旨

本法律案は、ともに世界銀行グループに属して、開発途上国の開発援助を促進する国際金融公社及び国際開発協会の両機関への出資の額が増額されることとなるのに伴い、我が国が両機関に対し、追加出資ができるようにするものであって、その内容は次のとおりである。

一、国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律の一部改正

政府は、開発途上国の民間企業を対象に投融資を行っている国際金融公社に対し、従来の出資の額のほか、二千三百七十三万八千合衆国ドルの範囲内において出資することができることとする。

二、国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部改正

政府は、低所得開発途上国を対象に無利子による融資を行っている国際開発協会に対し、従来の出資の額のほか、四千三百三十一億二千八百四十八万円の範囲内において出資することができることとする。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました両法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

す。

まず、国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案は、開発途上国に対する開発援助機関である国際金融公社及び国際開発協会への出資の額がそれぞれ増額されることとなるのに伴い、我が国が、国際金融公社に対して、二千三百七十三万八千ドルの追加出資を、また、国際開発協会に対して、約四千三百三十一億円の追加出資を行ういうよう、所要の措置を講じようとするものであります。

なお、この追加出資により、国際金融公社に対する我が国の出資シェアは、第五位から第二位に引き上げられることとなります。

次に、天皇陛下御即位記念のための十萬円の貨幣の発行に関する法律案は、天皇陛下の御即位を記念して、特別に十萬円の貨幣を発行できるとともに、本貨幣については、貨幣の単位及び貨幣の発行等に関する法律の關係条文を適用し、その素材、量目、発行枚数等を政令で定める等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、IMF等国際機関への出資シェア上昇に伴う我が国の役割、

援助対象国の実情に即した援助のあり方、金貨偽造事件の概要と捜査の状況、記念金貨を法定通貨とすることの適否等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して近藤忠孝委員より、両法律案に対し、反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、両法律案を順次採決の結果、いずれも多数をもって、原案どおり、可決すべきものと決定いたしました。

なお、国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律等の一部改正案について、附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

天皇陛下御即位記念のための十萬円の貨幣の発行に関する法律案（閣法第四七号）

#### 要旨

本法律案は、天皇陛下の御即位を記念して、特別に十萬円の貨幣を発行することができることとするほか、この貨幣については、通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律

の關係条文を適用し、その素材、量目、発行枚数等を政令で定めようとするものである。なお、本法律施行に伴い、十萬円記念金貨幣は、三百五十萬枚の発行が予定されている。

#### 委員長報告

九四ページ参照

証券取引法の一部を改正する法律案（閣法第五九号）

#### 要旨

本法律案は、最近の我が国証券市場における株券等の売買の実情にかんがみ、証券市場の透明性を確保し、投資者保護を一層徹底する観点から株券等の大量保有の状況に関する開示制度を導入するとともに、証券市場の国際化の進展等に伴い、諸外国における制度との調和を図る観点から公開買付制度の見直し等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、株券等の大量保有の状況に関する開示制度の導入

1 いわゆる五％ルールを導入することとし、上場会社等の発行済株式総数等の五％を超える株券等を実質的

に保有することとなった場合、その株券等の保有状況を五日以内に大蔵大臣に報告することを義務付ける。

2 1の報告を行ってから後に、株券等の保有割合の一％以上の変動があった場合にも同様とする。

3 報告書の不提出、虚偽記載等については、刑事罰則を設ける。

#### 二、公開買付制度の見直し

1 公開買付けの事前届出制を廃止し、新聞公告をもって公開買付けができることとし、公告日に公開買付届出書を大蔵大臣に提出する。

2 制度の対象範囲について、発行済株式総数の一〇％以上を所有することとなる証券市場外の買付けを、五％ルールの導入に合わせて、五％超に引き下げる。

#### 三、その他の改正

外国の証券規制当局が行う行政上の調査に関し要請があった場合には、関係人に対して報告または資料の提出を求めることができる。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました両法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。



まず、証券取引法の一部を改正する法律案は、最近の我が国証券市場における株券等の売買の実情にかんがみ、市場の透明性を確保し、投資家保護を一層徹底する観点から、株券等の大量保有の状況に関する開示制度を導入するとともに、証券市場の国際化の進展等に伴い、諸外国における制度との調和を図る観点から、公開買付制度の見直し等を行おうとするものであります。

委員会におきましては、株式等の大量保有状況に係る五％ルールの実効性、公開買付制度の実施基準を緩和する意図の有無、銀行・証券業務の相互乗り入れに伴う諸問題等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して近藤忠孝委員より、本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は、多数をもって、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。なお、本法律案に対し、附帯決議が付されております。

次に、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律附則第三項の別に法律で定める日を定める法律案は、衆議院大蔵委員長提出によるも

のでありまして、昭和五十八年のいわゆる出資法改正法附則の規定に基づき、貸金業者等の現行の貸付上限金利の年五四・七五％から本則金利の四〇・〇〇四％へ移行する時期を平成三年十月三十一日とし、その翌日から本則金利を適用することとするともに、電話担保金融については、その特殊性にかんがみ、当分の間、現行の上限金利を据え置くこととする等の措置を講じようとするものであります。委員会におきましては、採決の結果、本法律案は、全会一致をもって、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律附則第三項の別に法律で定める日を定める法律案（衆第一三三号）

#### 要旨

本法律案は、昭和五十八年のいわゆる出資法改正法の附則第四項の規定に基づき、貸金業者等の現行の貸付上限金利年五四・七五％から本則金利の四〇・〇〇四％へ移行する時期について、同法附則第三項の「別に法律で定める日」

を平成三年十月三十一日とし、その翌日から本則金利を適用することとするとともに、電話担保金融については、特別の初期費用を要すること等を考慮して、当分の間、現行の上限金利を据え置くこととする等の措置を講じようとするものである。

#### 委員長報告

九六ページ参照

○文教委員会

・内閣提出法律案（三件）

| 号 番 | 件 名                           | 院議先 | 月 提 出 | 参 議 院        |               |               | 衆 議 院        |               |               | 備 考                                   |
|-----|-------------------------------|-----|-------|--------------|---------------|---------------|--------------|---------------|---------------|---------------------------------------|
| 2   | 国立劇場法の一部を改正する法律案              | 衆   | 二、二八  | 委員会付託<br>（予） | 委員会議決<br>三、二九 | 本会議議決<br>三、二九 | 委員会付託<br>三、一 | 委員会議決<br>三、二七 | 本会議議決<br>三、二七 |                                       |
| 13※ | 国立学校設置法の一部を改正する法律案            | ク   | 三、九   | （予）          | 六、一二          | 六、一三          | 三、一五         | 修正<br>五、三〇    | 修正<br>五、三一    |                                       |
| 64  | 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律案 | ク   | 五、一一  | 六、二〇         | 可決<br>六、二六    | 可決<br>六、二六    | 六、一          | 可決<br>六、一五    | 可決<br>六、一九    | 二、六、一<br>衆本会議趣旨説明<br>六、二〇<br>参本会議趣旨説明 |

・衆議院議員提出法律案（三件）

| 号 番 | 件 名                                | 提出者<br>（月日）              | 予備送<br>付月日 | 本院へ<br>提出 | 参 議 院        |              |              | 衆 議 院        |              |              | 備 考  |
|-----|------------------------------------|--------------------------|------------|-----------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|------|
| 9   | 学校教育法等の一部を改正する法律案                  | 中西績介君<br>外一名<br>（二、五、三〇） | 二、六、四      |           | 委員会付託<br>（予） | 委員会議決<br>六、四 | 本会議議決<br>六、四 | 委員会付託<br>六、四 | 委員会議決<br>六、四 | 本会議議決<br>六、四 | 継続審査 |
| 10  | 公立幼稚園の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案        | 吉田正雄君<br>外一名<br>（五、三〇）   | 六、四        |           | （予）          | 六、四          |              | 六、四          | 継続審査         |              | 継続審査 |
| 11  | 公立の障害児教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準等に関する法律案 | 馬場昇君<br>外一名<br>（六、二）     | 六、五        |           | （予）          | 六、五          |              | 六、五          | 継続審査         |              | 継続審査 |

本院議員提出法律案（三件）

| 番 号                                      | 提 出 者<br>(月 日)           | 予 備 送<br>付 月 日 | 案 へ<br>提 出 | 参 議 院      |            |       | 衆 議 院             |       |       | 備 考 |
|------------------------------------------|--------------------------|----------------|------------|------------|------------|-------|-------------------|-------|-------|-----|
| 件 名                                      |                          |                |            | 委員会付託      | 委員会議決      | 本会議議決 | 委員会付託             | 委員会議決 | 本会議議決 |     |
| 6 学校教育法の一部を改正する法律案                       | 山本正和君<br>外 一名<br>(二六、一五) | 二六、<br>六、二〇    |            | 二、<br>六、二〇 | 継 続<br>審 査 |       | 二、<br>六、二〇<br>(予) |       |       |     |
| 7 学校教育法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案              | 小林 正君<br>外 一名<br>(六、一五)  | 六、二〇           |            | 六、二〇       | 継 続<br>審 査 |       | 六、二〇<br>(予)       |       |       |     |
| 8 女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案 | 森 暢子君<br>外 一名<br>(六、一五)  | 六、二〇           |            | 六、二〇       | 継 続<br>審 査 |       | 六、二〇<br>(予)       |       |       |     |

## 国立劇場法の一部を改正する法律案（閣法第二号）

### 要旨

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

一、法律の題名を「日本芸術文化振興会法」に改めるとともに、特殊法人国立劇場の名称を「日本芸術文化振興会」に改めること。

二、振興会の目的及び業務に、芸術その他の文化の振興又は普及を図るための活動に対する援助を行うことを追加すること。

三、右の業務に必要な経費を得るために、振興会は「芸術文化振興基金」を設けること。また、基金には政府及び政府以外の者から出えんされた金額の合計額をもって充てること。

### 委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、文教委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、我が国の芸術その他の文化の一層の向上に寄与するため、国立劇場の名称を日本芸術文化振興会に改め、これに芸術文化振興基金を設け、芸術その他の文化の

振興または普及を図るための活動に対する援助の業務を行わせようとするものであります。

委員会におきましては、文化行政に対する政府の基本認識と位置づけ、補正予算による基金設置の理由、援助業務について公正公平な運営を確保する仕組み、基金の規模拡大の見通し、文化財保存修理技術者の養成確保等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、文化予算の大幅増額の必要性等四項目から成る附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

## 国立学校設置法の一部を改正する法律案（閣法第一三号）

### 要旨

本案の主な内容は、次のとおりである。

一、東京工業大学に生命理工学部を設置すること。

二、北陸先端科学技術大学院大学を新設すること。

三、茨城大学工業短期大学部及び山口大学工業短期大学部

を廃止すること。

四、この法律は、公布の日から施行すること。ただし、北陸先端科学技術大学院大学の新設に関する規定は平成二年十月一日から、茨城大学工業短期大学部及び山口大学工業短期大学部の廃止に関する規定は平成五年四月一日から、それぞれ施行すること。

五、北陸先端科学技術大学院大学は、平成四年度から学生を入学させるものとする。なお、衆議院において、施行期日について修正が行われた。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、文教委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、東京工業大学に生命理工学部を設置するとともに、先端科学技術分野に係る高度の研究者・技術者の組織的な養成及び再教育を行うため、学部を置かない大学院のみの大学として北陸先端科学技術大学院大学を設置する等の措置を講じようとするものであります。

なお、衆議院におきまして施行期日について修正が行われております。

委員会におきましては、大学院大学の充実策、学術研究

体制の整備、生命科学の進歩と倫理観の育成、大学入学者の急増・急減対策などの諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、討論に入りましたところ日本共産党を代表して高崎委員より反対の討論が行われ、続いて採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、新構想大学院の管理運営の在り方、社会人の大学、大学院への積極的な受入れの条件整備など五項目の附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律案（閣法第六四号）

#### 要旨

本法律案は、中央教育審議会の答申を受けて、生涯学習の振興施策の推進体制及び地域における生涯学習の機会の整備を図るために、国及び地方公共団体を通じて必要な措置を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおり

りである。

一、施策における配慮等

国及び地方公共団体は、生涯学習の振興施策の実施に当たっては、学習に関する国民の自発的意思を尊重するよう配慮するとともに、職業能力の開発・向上、社会福祉等に関し生涯学習に資するための別に講じられる施策と相まって、効果的に行うよう努めるものとする。

二、生涯学習の振興に資するための都道府県の体制の整備等

1 都道府県の教育委員会は、生涯学習の機会に関する情報の収集・提供、学習の需要及び学習成果の評価に関する調査研究、学習に関する指導者等に対する研修、社会教育のための講座の開設等の事業について、これらを相互に連携させつつ推進するために必要な体制の整備を図りつつ、一体的かつ効果的に実施するよう努めるものとする。

2 文部大臣は、都道府県の教育委員会が行う前記二の1の体制の整備に関し、生涯学習審議会の意見を聴いて、望ましい基準を定めるものとする。

三、地域生涯学習振興基本構想

1 都道府県は、生涯学習の機会の総合的な提供を行う

ことが相当と認められる特定の地区において、生涯学習の機会の総合的な提供を民間事業者の能力を活用しつつ行うことに関する基本構想を作成し、文部大臣及び通商産業大臣の承認を申請することができる。

2 都道府県は、文部大臣及び通商産業大臣の承認を受けた基本構想に基づいて、生涯学習の機会総合的な提供を計画的に行うよう努めなければならない。

3 基本構想実施に際しての文部大臣及び通商産業大臣の援助、関係諸機関相互の協力等について所要の規定を設ける。

4 民間事業者の能力の活用のために、民間事業者に対する資金の融通の円滑化その他の業務を行う基金を設け、その基金に充てるための負担金を支出した場合には、損金算入の特例の適用があるものとする。

四、生涯学習審議会

1 文部省に生涯学習審議会を置くこととし、生涯学習審議会は、文部大臣が内閣の承認を経て任命する二十人以内の委員で組織すること。

2 生涯学習審議会は、この法律及び社会教育法に規定するもののほか、文部大臣の諮問に応じ、生涯学習に資するための施策に関する重要事項等を調査審議する

とともに、これらの事項に関し必要と認める事項を文部大臣又は関係行政機関の長に建議することができること。

#### 五、都道府県生涯学習審議会

1 都道府県に都道府県生涯学習審議会を置くことができること。

2 都道府県生涯学習審議会は、都道府県の教育委員会又は知事の諮問に応じ、生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項を調査審議するとともに、これらの事項に関し必要と認める事項を教育委員会又は知事に建議することができること。

#### 六、市町村の連携協力体制

市町村は、生涯学習の振興に資するため、関係機関及び関係団体等との連携協力体制の整備に努めるものとする。

#### 七、施行期日

この法律は、平成二年七月一日から施行すること。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、文教委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、生涯学習の振興を図るため、都道府県における生涯学習推進体制の整備、民間事業者の活用を含めた地域生涯学習振興基本構想の作成とその実施等について定めるとともに、生涯学習に関する重要事項を調査審議する審議会を文部省と都道府県に設置するなどの措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、生涯学習の意義と目的、自主的な学習機会の確保の必要性、民間事業者活用のは非、生涯学習審議会の構成と審議の在り方、有給教育休暇・学習施設・放送大学の拡充等生涯学習の条件整備の推進策などに関する諸問題について熱心な質疑が行われました。また、参考人の意見も聴取いたしました。これらの詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同を代表して会田委員より反対、自由民主党を代表して田沢委員より賛成、日本共産党を代表して高崎委員より反対の討論がそれぞれ行われました。

次いで採決の結果、本法律案は、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、生涯学習を振興するための基本的な法整備の必要性など八項目の附帯決議を行いました。



以上、御報告申し上げます。

○社会労働委員会

・内閣提出法律案（八件）

| 号 番 | 件 名                      | 先議院 | 提出月日       | 参議院               |           |           | 衆議院             |            |            | 備考 |
|-----|--------------------------|-----|------------|-------------------|-----------|-----------|-----------------|------------|------------|----|
| 24※ | 国民健康保険法の一部を改正する法律案       | 衆   | 二、<br>三、二〇 | 二、<br>五、二三<br>(予) | 二、<br>六、五 | 二、<br>六、七 | 二、<br>三、二〇      | 二、<br>五、二四 | 二、<br>五、二五 |    |
| 25※ | 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案 | ク   | 三、<br>二〇   | 三、<br>二〇<br>(予)   | 六、<br>二二  | 六、<br>二三  | 三、<br>二〇        | 五、<br>三一   | 六、<br>一    |    |
| 32※ | 労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案   | ク   | 三、<br>二〇   | 五、<br>二八<br>(予)   | 六、<br>二四  | 六、<br>二五  | 三、<br>二〇        | 五、<br>二五   | 五、<br>二九   |    |
| 40  | 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案    | ク   | 四、<br>一三   | 四、<br>一三<br>(予)   | 六、<br>一四  | 六、<br>一五  | 四、<br>一三        | 五、<br>二九   | 五、<br>三一   |    |
| 48  | 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律案  | 参   | 四、<br>一七   | 四、<br>一七          | 四、<br>二四  | 四、<br>二五  | 四、<br>一七<br>(予) | 六、<br>一五   | 六、<br>一九   |    |
| 51  | 麻薬取締法等の一部を改正する法律案        | 衆   | 四、<br>一八   | 四、<br>一八<br>(予)   | 六、<br>二二  | 六、<br>二三  | 四、<br>一八        | 五、<br>三一   | 六、<br>一    |    |

| 号 番 | 件 名          | 提 出 者<br>(月 日)            | 予 備 送<br>付 月 日 | 衆 議 院 へ<br>提 出 | 参 議 院                                 | 衆 議 院 | 備 考 |
|-----|--------------|---------------------------|----------------|----------------|---------------------------------------|-------|-----|
| 3   | 育児休業法案       | 糸久八重子<br>君外七名<br>(二、四、二〇) | 二、<br>四、二六     |                | 二、<br>五、二九<br>委員会付託<br>委員会議決<br>本会議議決 |       |     |
| 4   | 原子爆弾被爆者等援護法案 | 山本正和君<br>外九名<br>(五、九)     | 五、二一           |                | 六、一八<br>継続審査                          |       |     |

・本院議員提出法律案（二件）

| 号 番 | 件 名              | 提 出 者<br>(月 日)          | 予 備 送<br>付 月 日 | 本 院 へ<br>提 出                          | 参 議 院                                                    | 衆 議 院                                     | 備 考 |
|-----|------------------|-------------------------|----------------|---------------------------------------|----------------------------------------------------------|-------------------------------------------|-----|
| 16  | 優生保護法の一部を改正する法律案 | 社会労働委員<br>長<br>(二、六、一五) | 二、<br>六、一五     | 二、<br>六、一五<br>委員会付託<br>委員会議決<br>本会議議決 | 二、<br>六、二二<br>可決<br>二、<br>六、二二<br>可決<br>二、<br>六、二三<br>可決 | 委員会付託<br>委員会議決<br>委員会付託<br>委員会議決<br>委員会議決 |     |

・衆議院議員提出法律案（一件）

| 号 番 | 件 名                          | 先 議 院 | 提 出 日      | 参 議 院                                                           | 衆 議 院                                                    | 備 考                                    |
|-----|------------------------------|-------|------------|-----------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|----------------------------------------|
| 56  | 高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案 | 衆     | 二、<br>四、一九 | 二、<br>五、二八<br>(予)<br>可決<br>二、<br>六、二二<br>可決<br>二、<br>六、二三<br>可決 | 二、<br>四、一九<br>可決<br>二、<br>六、二五<br>修正<br>二、<br>六、二七<br>修正 |                                        |
| 62  | 老人福祉法等の一部を改正する法律案            | 々     | 四、二七       | 六、一八<br>可決<br>六、二二<br>可決<br>六、二三<br>可決                          | 六、一八<br>可決<br>六、一五<br>可決<br>六、一五<br>可決                   | 二、六、一八<br>衆本会議趣旨説明<br>六、一八<br>参本会議趣旨説明 |

国民健康保険法の一部を改正する法律案（閣法第二四号）

要旨

本法律案は、国民健康保険事業の運営の安定化を図るため、国及び地方公共団体の負担による保険財政の基盤の安定のための措置、国庫補助制度の拡充等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

一、保険財政基盤の安定化措置

昭和六十三年の制度改正における二年間の暫定措置、すなわち市町村が一般会計から低所得者に係る保険料軽減相当額を国民健康保険特別会計に繰り入れるとともに、国はその二分の一を、都道府県はその四分の一を負担する措置を、恒久化、制度化すること。

二、国庫補助制度の拡充等

1 療養の給付等に要する費用に対する国庫負担につき、保険財政基盤の安定化措置に係る国の負担と調整を行い、両者を合計して療養の給付等に要する費用の五〇％を負担する調整措置を廃止して、保険財政基盤の安定化措置に係る負担とは別に、療養の給付等に要する費用の五〇％を負担すること。

2 1の措置に伴う国庫負担の増額分につき、財政調整

交付金に重点的に配分すること。

3 老人保健医療費拠出金に対する国庫負担につき、国庫負担率を老人以外の被保険者に係る給付費に対する国庫負担率の水準に変更すること。

三、その他

1 国民健康保険医等の登録は、療養取扱機関等において業務に従事する医師等については当該療養取扱機関等の所在地の都道府県知事が、その他の医師等についてはその者の住所地の都道府県知事が行うこと。

2 市町村が療養の給付を受ける被保険者から一部負担金を直接に徴収するものとすることができる規定等を削ること。

3 都道府県知事が、療養取扱機関の申し出の受理を取り消すことができる事由として、保険給付に関し、診療または調剤の内容が適切さを欠くおそれがあるとして重ねて厚生大臣又は都道府県知事の指導を受けたとき等の事由を加えること。

4 保険者は、第三者に対する損害賠償金の徴収または収納の事務を国民健康保険団体連合会に委託することができることとすること。

四、施行期日

この法律は、公布の日から施行すること（衆議院修正）。ただし、国庫助成及び保険基盤安定繰入金に関する改正規定については、平成二年四月一日から適用し（衆議院修正）、三の1及び2については、平成四年四月一日から施行すること。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました国民健康保険法の一部を改正する法律案につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案は、国民健康保険制度が構造的に抱えている低所得者問題について、国、都道府県、市町村が協力して財政援助を行う仕組みを確立するとともに、国庫助成の強化等により、制度運営の安定化を図ることを目的とするものであります。

その主な内容は、第一に、昭和六十三年以降二年間の暫定措置として実施されてきた保険財政基盤安定制度を恒久化することとし、市町村は一般会計から低所得者に係る保険料軽減相当額を国民健康保険特別会計に繰り入れ、国はその二分の一、都道府県はその四分の一をそれぞれ負担すること。

第二に、国は、保険財政基盤安定制度に係る負担とは別に、療養の給付等に要する費用の五〇％を負担すること。

第三に、老人保健医療費拠出金に対する国庫負担を老人以外の被保険者に係る給付費に対する国庫負担率の水準に変更すること。

第四に、高額医療費共同事業については、引き続き国及び都道府県の助成を行うこと等であります。

委員会におきましては、医療保険制度の一元化、国民健康保険制度の財政安定化対策、国庫負担のあり方、高医療費市町村の医療費適正化、保険料負担の平準化等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は、会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党脱委員より本案に反対である旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し、附帯決議が付されております。  
以上、御報告申し上げます。

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案（閣法第二五号）

要旨

本法律案は、戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図るため、障害年金、遺族年金等の額を引き上げるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、障害年金の額引き上げ

障害年金の額を、恩給法に準じて引き上げ、公務傷病、第一項症の場合、現行の四百七十四千円を平成二年四月分から四百八十四万四千円に増額すること等とする。

二、遺族年金及び遺族給与金の額引き上げ

遺族年金及び遺族給与金の額を、恩給法に準じて引き上げ、公務死に係る額について、現行の百五十九万六千三百円を平成二年四月分から百六十四万五千四百円とするとともに、障害年金受給者が死亡（平病死）した場合に係る額についても引き上げること等とすること。

三、施行期日

この法律は、公布の日から施行し、平成二年四月一日から適用すること（衆議院修正）。

委員長報告

ただいま議題となりました二法律案につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案は、戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図るため、障害年金、遺族年金等の額を引き上げるものであります。

次に、麻薬取締法等の一部を改正する法律案は、我が国における向精神薬の乱用の防止を図り、向精神薬に関する条約の批准に備えるため、向精神薬に係る輸出入、製造、譲り渡し等の取り締まりに関する措置等を定めるものであります。

委員会におきましては、両案を一括議題として審議を進め、中国及びサハリンの残留邦人の帰国援護、遺骨収集、麻薬取り締まり体制の充実、薬物乱用防止に関する青少年の啓発等の諸問題について質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、順次採決の結果、両案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両案に対し、いずれも、附帯決議が全会一致をも

って付されております。

以上、御報告申し上げます。

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案（閣法第三二号）

#### 要旨

本法律案は、年金たる保険給付、休業補償給付等のスライド制を改善するとともに、長期療養者の休業補償給付等に係る給付基礎日額に年齢階層別の最低限度額・最高限度額を定める等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

##### 一、年金たる保険給付等に係るスライド制の改善

年金・一時金たる保険給付のスライドにつき、現行の賃金水準の六％の変動幅の要件を改めて、年度ごとに賃金水準の変動に応じて改定すること（完全自動賃金スライド制）。

##### 二、休業補償給付等に係るスライド制の改善

休業補償給付・休業給付のスライドにつき、賃金水準の変動幅の要件を現行の二〇％から一〇％に緩和するとともに、算定方式を全規模・全産業の平均賃金を用いて

一本化すること。

三、長期療養者の休業補償給付等に係る給付基礎日額への年齢階層別最低・最高限度額の設定

療養開始後一年六カ月を経過した者の休業補償給付・休業給付に係る給付基礎日額につき、年齢階層別に最低限度額・最高限度額を設定すること。

四、労働者災害補償保険法の適用事業に関する暫定措置の改正

労働者災害補償保険に特別加入している者が行う農業の事業に労働者が使用された場合、当該事業を強制適用事業とすること。

##### 五、施行期日

年金及び一時金のスライド制の改善については平成二年八月一日、休業補償給付・休業給付のスライド制の改善及びこれらの給付の給付基礎日額への最低・最高限度額の導入については同年十月一日、農業の事業への適用拡大については平成三年四月一日から施行すること。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました二法律案につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

げます。

まず、労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案の主な内容は、年金及び一時金たる保険給付・休業補償給付等のスライド制を改善すること、長期療養者の休業補償給付等に係る給付基礎日額につき年齢階層別の最低限度額及び最高限度額を定めること、農業の事業への適用拡大等であります。

次に、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案の主な内容は、中小企業退職金共済制度について、掛金月額・最高額の引き上げ、短時間労働者に係る掛金月額の下限の特例の設定、付加退職金制度の導入等を行うこととであります。

委員会におきましては、両案を一括議題として審議を進め、労災保険における特別加入制度の適用範囲の拡大、重度障害者等に対する介護補償のあり方、被災時年齢等による不均衡、パートタイム労働者の中小企業退職金共済制度への加入促進対策等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は、会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党沓脱委員より、両案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、順次採決の結果、両案は、多数をもって、

原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、両案に対し、いずれも、附帯決議が全会一致をもって付されております。

以上、御報告いたします。

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案（閣法第四〇号）

#### 要旨

本法律案は、退職金共済制度について、掛金月額の最低額・最高額の引き上げ、短時間労働者に係る掛金月額の最低額の特例の設定、付加退職金制度の導入等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

一、掛金月額の最低額及び最高額の引き上げ

掛金月額の最低額を現行の三千円から四千円に、最高額を現行の二万円から二万六千円に引き上げること。

二、短時間労働被共済者に係る掛金月額の最低額の特例

短時間労働被共済者に係る掛金月額の最低額を二千元とすること。

三、付加退職金制度の導入

現行制度では、掛金月額及び掛金納付月数に応じて一



定の金利の運用収入を前提として定まる退職金の額を、掛金月額及び納付月数に応じて定まる基本退職金の額に金利の変動に応じて定まる付加退職金の額を加えた額とすること。

#### 四、退職金の分割支給制度の導入

退職金について、被共済者の請求により、退職金を分割して支給できることとすること。

#### 五、施行期日等

この法律は平成三年四月一日から施行すること。ただし、掛金月額の最低額の引き上げ等に係る規定は、同年十二月一日から施行すること。なお、この法律の施行の際被共済者である労働者に関して、最低掛金月額までの掛金月額の引き上げについて一定の猶予期間を置くこと等の経過措置を規定すること。

### 委員長報告

一一一ページ参照

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律案（閣法第四八号）

### 要旨

本法律案は、食鳥肉等に起因する衛生上の危害の発生を防止するため、食鳥処理の事業について、その事業を都道府県知事の許可制とする等必要な規制を行うとともに、食鳥検査の制度を設ける等の措置を講ずるもので、その主な内容は、次のとおりである。

#### 一、食鳥の定義

食鳥の定義を、鶏、あひる、七面鳥その他一般に食用に供する家きんであつて政令で定めるものとする。

#### 二、食鳥処理の事業の許可

食鳥処理の事業を営もうとする者は、食鳥処理場ごとに、都道府県知事等の許可を受けなければならないものとする。

#### 三、食鳥処理業者の遵守事項

1 食鳥処理業者は、厚生省令で定める基準に従い、食鳥処理場を衛生的に管理し、食鳥等を衛生的に取り扱い、その他公衆衛生上必要な措置を講じなければならないものとする。

2 食鳥処理業者は、食鳥処理を衛生的に管理させるため、食鳥処理場ごとに、食鳥処理衛生管理者を置かなければならないものとする。

#### 四、食鳥検査等

- 1 食鳥処理業者は、食鳥の生体の状況、食鳥と体（と殺し、及び羽毛を除去した食鳥であって、その内臓を摘出する前のもの）の体表の状況又は食鳥中抜と体（食鳥と体からその内臓を摘出したもの）に係る内臓及びその体壁の内側面の状況について、都道府県知事等が行う検査を受けなければならないものとする。
- 2 認定小規模食鳥処理業者（食鳥処理をしようとする食鳥の羽数が政令で定める数以下である食鳥処理業者であって、その作成した確認規程について都道府県知事等の認定を受けたもの）は、その認定に係る食鳥処理場における食鳥処理については、食鳥検査を要しないものとする。

認定小規模食鳥処理業者は、その食鳥処理場における食鳥処理に際し、食鳥処理衛生管理者に、食鳥の生体の状況その他の状況について、厚生省令で定める基準に適合するか否かの確認をさせなければならないものとする。

- 3 何人も、食鳥検査に合格した後または厚生省令で定める基準に適合する旨の確認がされた後でなければ、食鳥と体、食鳥中抜と体または食鳥肉等を食鳥処理場

の外に持ち出してはならないものとする。

- 4 何人も、食鳥処理場以外の場所で食鳥処理をした食鳥と体、食鳥中抜と体若しくは食鳥肉等を、食品として販売の用に供する目的で譲り受けてはならないものとする。

- 5 食鳥処理業者は、食鳥検査に合格しなかった食鳥等を食用に供することができないようにする措置を講じなければならないものとする。

#### 五、指定検査機関

都道府県知事等は、厚生大臣の指定する者に、食鳥検査の全部または一部を行わせることができるものとする。

#### 六、施行期日等

- 1 この法律は、平成三年四月一日から施行するものとする。
- ただし、食鳥検査に関する規定は平成四年四月一日から施行するものとする。

- 2 食品衛生法を改正し、食鳥肉を輸入する際に輸出国の政府機関によって発行された安全性に係る証明書等の添付を義務づけるものとする。

委員長報告

ただいま議題となりました食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律案につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案は、食鳥処理事業について衛生上必要な規制を行うとともに、食鳥検査の制度を設けることにより、食鳥肉等に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とするものであります。

その主な内容は、第一に、食鳥処理業者は一定の構造・設備基準に適合した食鳥処理場ごとに都道府県知事等の許可を受けなければならないものとし、その食鳥処理場ごとに、食鳥処理衛生管理者を置き、一定の衛生管理基準に従って食鳥処理等を行わなければならないものとする。第二に、食鳥処理業者は処理を行うすべての食鳥等について都道府県知事等の行う食鳥検査を受けなければならないものとする。第三に、食鳥検査は厚生大臣の指定する者に行わせることができるものとする。等であります。

なお、一定の処理羽数以下の食鳥処理業者については、食鳥処理衛生管理者に食鳥等の状況が一定の基準に適合することを確認させること等により食鳥検査を要しないものとする。とともに、食品衛生法を改正し、食鳥肉を輸入する

際に輸出国の政府機関によって発行された安全性に係る証明書等の添付を義務づけることとしております。

委員会におきましては、検査体制のあり方、中小処理業者に対する配慮、輸入食品の安全対策等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、本法律案に対し附帯決議が全会一致をもって付されております。

以上、御報告申し上げます。

麻薬取締法等の一部を改正する法律案（閣法第五一号）

#### 要旨

本法律案は、睡眠薬、精神安定剤等の向精神薬について我が国における濫用の防止を図り、かつ「向精神薬に関する条約」の批准に備えるため、向精神薬に係る輸出入、製造、譲渡等の取り締まりに関する措置等を定めるもので、その主な内容は次のとおりである。

一、麻薬取締法の改正

1 法律の目的に、向精神薬について必要な取り締まりを行うことを加えるとともに、法律の題名を「麻薬及び向精神薬取締法」に改めること。

2 向精神薬が医療または研究以外に用いられないよう、向精神薬の製造、輸出入、卸売、小売等を業として行う者については免許制度を、向精神薬の試験研究施設の設置者については登録制度を設け、向精神薬の譲渡先をこれらの免許業者、登録施設の設置者等に限定すること。

3 免許業者等に製造、輸出入等に関する記録を義務づけるとともに、濫用による危害の大きい特定の向精神薬について、輸出入ごとの許可または届出の制度を設けること。

4 向精神薬の一般向け広告の禁止、罰則の整備等の改正を行うこと。

二、覚せい剤取締法及び大麻取締法の改正  
覚せい剤及び大麻の一般向け広告の禁止、罰則の整備等の改正を行うこと。

### 三、施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

### 委員長報告

一一〇ページ参照

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第五六号）

### 要旨

本法律案は、労働大臣が高年齢者等職業安定対策基本方針を策定するとともに、定年到達者の安定した雇用の確保のための諸施策の充実を図る等の措置を講ずるものである。なお、衆議院において、定年制度等の状況に関する事業主の報告義務等について所要の修正がなされている。

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、労働大臣は、高年齢者等職業安定対策基本方針を策定し、六十五歳までの高年齢者の雇用機会の増大の目標や事業主が行うべき条件整備のための指針等を定めること。  
二、六十歳以上六十五歳未満の定年到達者が定年後も同一の事業主に雇用されることを希望するときは、当該事業主は、諸条件の整備を行ってもなおその者の能力に応じた雇用の機会が得られない場合等を除き、その者が六十五歳に達するまでの間、雇用するように努めなければならない。

らないものとする。

三、公共職業安定所長は、定年到達者の安定した雇用の確保を図るため必要と認めるときは、事業主に対し、諸条件の整備等の実施に関して必要な勧告をすることができ、るものとする。

四、事業主は、毎年一回、労働省令で定めるところにより、定年に関する制度の状況その他高齢者雇用に関する状況を労働大臣に報告しなければならないものとする（衆議院修正による追加）。

五、政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、改正後の高齢者雇用安定法の施行状況を勘案し、必要があると認めるときは、同法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする（衆議院修正による追加）。

六、この法律は、平成二年十月一日から施行すること。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました三法律案につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を

改正する法律案の主な内容は、労働大臣は高齢者等職業安定対策基本方針を策定するものとともに、定年到達者の再雇用に関する事業主の努力義務を定めること等であります。

委員会におきましては、六十歳定年の完全定着、定年到達者の再雇用努力義務、高齢者雇用率制度の検討等について質疑が行われましたが、その詳細は、会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は、全会一致をもって、原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、本法律案に対し、附帯決議が全会一致をもって付されております。

次に、老人福祉法等の一部を改正する法律案の主な内容は、特別養護老人ホーム等及び身体障害者更生援護施設への入所決定等の事務を町村へ移譲すること、ホームヘルプサービス等の在宅福祉サービスに関する規定を整備すること、市町村及び都道府県は老人保健福祉計画を策定すること、在宅福祉サービスや精神薄弱者福祉ホーム、視聴覚障害者情報提供施設を経営する事業等を社会福祉事業に位置づけること、その他、社会福祉協議会及び共同募金の活動の推進、社会福祉・医療事業団における基金の設置、有料

老人ホームに対する規制等の措置を行うものであります。

委員会におきましては、高齢者保健福祉推進十カ年戦略の推進、福祉における国の責任と財政措置、マンパワーの育成・確保、介護手当・介護休暇制度、身体障害者福祉法の目的に係る改正等の諸問題につきまして質疑が行われましたが、その詳細は、会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は、全会一致をもって、原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、本法律案に対し、附帯決議が全会一致をもって付されております。

次に、優生保護法の一部を改正する法律案は、都道府県知事の指定を受けて受胎調節の実地指導を行う者が、受胎調節のために必要な医薬品を販売することができる期間を五年間延長するものであります。

採決の結果、本法律案は、全会一致をもって、原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、本法律案に対し、附帯決議が付されております。  
以上御報告申し上げます。

老人福祉法等の一部を改正する法律案（閣法第六二号）

## 要旨

本法律案は、高齢者、身体障害者等の福祉の一層の増進を図るため、これらの者の居宅における生活を支援する福祉施策と施設における福祉施策とを地域の実情に応じて一体的に実施する体制づくりを進めるもので、その主な内容は次のとおりである。

一、特別養護老人ホーム等及び身体障害者更生援護施設への入所決定等の事務の町村への移譲等

1 特別養護老人ホーム等及び身体障害者更生援護施設への入所決定等の事務を都道府県から町村に移譲すること。

2 市町村は、要介護老人及び身体障害者とその心身の状況、環境等に応じて最も適切な処遇が受けられるよう、居宅における介護等の措置及び施設への入所措置の総合的な実施に努めることとする。

3 1に伴い、都道府県及び市町村の事務並びに福祉事務所の事務を再編するとともに、身体障害者更生相談所の市町村に対する技術的支援、調整機能を強化すること。

## 二、居宅における介護等の措置

老人福祉法、身体障害者福祉法、精神薄弱者福祉法、

児童福祉法等において、居宅における介護等の措置に関する規定を整備すること。また、市町村は、要介護老人及び身体障害者に対するこれらの措置その他地域の実情に応じたきめ細かな措置の積極的な実施に努めるものとする。

### 三、老人保健福祉計画の策定

老人福祉法に基づく福祉の措置及び老人保健法に基づく機能訓練、訪問指導等について、市町村においてはその実施に関する計画を、都道府県においてはその実施に必要な体制の確保及び老人保健施設の整備に関する計画を策定するものとする。

### 四、社会福祉事業の追加等

老人福祉法、身体障害者福祉法等に定める居宅介護等事業、デイサービス事業または短期入所事業等を社会福祉事業に追加するとともに、新たに精神薄弱者福祉ホーム、精神薄弱者通所寮、視聴覚障害者情報提供施設を経営する事業等を社会福祉事業とすること。

### 五、共同募金及び社会福祉協議会

1 災害復旧のため重点的に配分する場合等は、共同募金の過半数配分を行わなくてもよいこととする。ともに、共同募金会連合会が寄附金募集をするときは、都

道府県の共同募金会の意見を聴かなければならないものとする。

2 市町村協議会及び指定都市の区を単位とする地区協議会は、社会福祉を目的とする事業を企画し、実施するよう努めなければならないものとする。

### 六、その他の事項

1 精神薄弱者福祉法における都道府県の事務等を指定都市等の事務等とすること。

2 在宅福祉等の充実のため、社会福祉・医療事業団に基金を設置すること。

3 有料老人ホームについて、設置の事後届出を事前届出に改める等の改正を行うこと。

### 七、施行期日等

1 この法律は、平成三年一月一日から施行すること。

ただし、六の2については公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から、五及び六の3については平成三年四月一日から、一、三及び六の1については平成五年四月一日から施行すること。

2 政府は、老人及び身体障害者に対する居宅における介護等の措置の推進のための方策及びこれに伴う国の

費用負担の方式については、平成五年度以降において、市町村の居宅における介護等の措置に係る供給体制の確保の状況その他の事情を総合的に勘案して検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

#### 委員長報告

一一七ページ参照

優生保護法の一部を改正する法律案（衆第一六号）

#### 要旨

本法律案は、都道府県知事の指定を受けて受胎調節の実地指導を行う者が、受胎調節のために必要な医薬品で厚生大臣の指定するものを販売することができる期間を、平成七年七月三十一日まで延長するものである。

#### 委員長報告

一一七ページ参照



○農林水産委員会

内閣提出法律案（六件）

| 号 番  | 件 名                             | 院議先 | 月 提<br>日 出    | 参 議 院                   |                   |                   |                        | 衆 議 院                   |                         | 備 考 |
|------|---------------------------------|-----|---------------|-------------------------|-------------------|-------------------|------------------------|-------------------------|-------------------------|-----|
| 6    | 農林漁業金融公庫法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案 | 衆   | 二、<br>三、<br>二 | 委員会付託<br>二、<br>三、<br>二二 | 委員会議決<br>三、<br>二六 | 本会議議決<br>三、<br>二六 | 委員会付託<br>二、<br>三、<br>二 | 委員会議決<br>二、<br>三、<br>二二 | 本会議議決<br>二、<br>三、<br>二二 |     |
| 2 3  | 砂糖の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案       | 〃   | 三、<br>一三      | 三、<br>二二<br>(予)         | 三、<br>三〇          | 三、<br>三〇          | 三、<br>一三               | 三、<br>二七                | 三、<br>二七                |     |
| 2 6※ | 農業者年金基金法の一部を改正する法律案             | 〃   | 三、<br>二〇      | 四、<br>一八<br>(予)         | 四、<br>二四          | 四、<br>二五          | 四、<br>九                | 四、<br>一八                | 四、<br>一九                |     |
| 5 2  | 水産業協同組合法の一部を改正する法律案             | 参   | 四、<br>一九      | 四、<br>一九                | 五、<br>二九          | 五、<br>三〇          | 四、<br>一九<br>(予)        | 六、<br>一三                | 六、<br>一四                |     |
| 5 3  | 海洋水産資源開発促進法の一部を改正する法律案          | 〃   | 四、<br>一九      | 四、<br>一九                | 五、<br>二九          | 五、<br>三〇          | 四、<br>一九<br>(予)        | 六、<br>一三                | 六、<br>一四                |     |
| 6 1  | 市民農園整備促進法案                      | 衆   | 四、<br>二四      | 四、<br>二四<br>(予)         | 六、<br>一四          | 六、<br>一五          | 四、<br>二四               | 五、<br>三一                | 六、<br>一                 |     |

衆議院議員提出法律案（一件）

| 号 番         | 1                           |
|-------------|-----------------------------|
| 件 名         | 山村振興法の一部を改正する法律案            |
| 提出者<br>(月日) | 安倍晋太郎君<br>外一四名<br>(二、三、二、三) |
| 予備送<br>付月日  | 二、<br>三、二六                  |
| 本院へ<br>提出   | 二、<br>三、二八                  |
| 参 議 院       | 委員会付託<br>二、<br>三、二六<br>(予)  |
|             | 委員会議決<br>可 三、<br>決 三〇       |
|             | 本会議議決<br>可 三、<br>決 三〇       |
| 衆 議 院       | 委員会付託<br>二、<br>三、二六         |
|             | 委員会議決<br>可 三、<br>決 二八       |
|             | 本会議議決<br>可 三、<br>決 二八       |
| 備考          |                             |

農林漁業金融公庫法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案（閣法第六号）

要旨

本法律案は、農業をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、農林漁業金融公庫の業務に、特定の農業部門の経営規模の拡大とその効率化を総合的かつ計画的に推進するのに必要な資金及び農業生産条件が不利な一定地域の農林畜水産物加工の増進等を図るのに必要な資金の貸し付けを加えるとともに、これに関連して、農林漁業信用基金が行う農業信用保険に付することができ資金の範囲を拡大する等所要の措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、農林漁業金融公庫法の一部改正

1 土地利用型農業の経営改善を図るため、経営規模の拡大を促進することが特に必要な特定の農業部門について、経営面積の拡大等を総合的に推進するのに必要な農地等の所有権または利用権の取得等に要する資金を、公庫が一括して貸し付けることとする。

2 地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な一定の地域における農業の健全な発展を図るため、

公庫が、これらの地域における農林漁業の総合的な振興のための資金を貸し付けることとする。

3 貸付対象者の範囲拡大、主務大臣指定施設資金の償還期限延長等の融資内容の改善を行うとともに、公庫の余裕金の運用範囲拡大、金利改定の簡素合理化等を図ることとする。

二、農業信用保証保険法の一部改正

農業者の事業等に必要な資金のうち農家経済の安定に資するものを、その融通の一層の円滑化を図るため、農林漁業信用基金が行う農業信用保険等の対象に加えることとする。

なお、衆議院において、施行期日を「公布の日」から「平成二年四月一日」に改める修正がなされている。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、最近における農業をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、農林漁業金融公庫の業務として、特定の農業部門における農業経営の規模の拡大とその効率化を総合的かつ計画的に推進するのに必要な資金及び農業の生産条件が

不利な一定の地域の農林畜水産物の加工の増進等を図るのに必要な資金の貸し付けを加えるとともに、これに関連して、農林漁業信用基金が行う農業信用保険に付することができる資金の範囲を拡大する等所要の措置を講じようとするものであります。

なお、衆議院におきまして施行期日を平成二年四月一日とする修正が行われております。

委員会におきましては、新たに創設される資金の意義、中山間地域として地域指定を行う際の基準、農林漁業金融公庫の貸付対象者の範囲の拡大、農業信用保証保険制度の今後のあり方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知を願います。

質疑終局の後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し五項目にわたる附帯決議を行いました。

以上、御報告いたします。

砂糖の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第二三三号）

## 要旨

本法律案は、最近における砂糖と他の糖とを混合した糖（以下「混合糖」という。）、異性化糖及び異性化糖と他の糖とを混合した糖（以下「異性化糖等」という。）の輸入に係る事情の変化に対処して、輸入に係る砂糖に加え、輸入に係る混合糖につきその価格調整を図るための措置を定めるとともに、国内産の異性化糖に加え、輸入に係る異性化糖等につき砂糖との価格調整を図るための措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、輸入される混合糖について、輸入糖と同様の一定の場合に蚕糸砂糖類価格安定事業団（以下「事業団」という。）による売買を行うことにより、これに含まれる砂糖分について価格調整を行うこととする。また、この場合の売買差額は、砂糖の含有率に応じて輸入糖の場合と同様の方法により算出される額とする。

二、輸入される異性化糖等について、国内産異性化糖と同様の一定の場合に事業団による売買を行うことにより、砂糖との価格調整を行うこととする。また、この場合の売買差額は、輸入される異性化糖については、国内産異性化糖と同様の方法により算出される額とするとともに、

輸入される異性化糖と他の糖とを混合した糖については、異性化糖の含有率に応じた額とする。

なお、輸入される混合糖及び異性化糖等の事業団売買については、平成二年四月一日以後に輸入申告をするものから行うこととする。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました両法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、砂糖の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案は、混合糖及び異性化糖等をめぐる事情の変化に対処して、輸入に係る混合糖及び異性化糖等について砂糖との価格調整を図る等所要の措置を講じようとするものです。

委員会におきましては、異性化糖等の輸入見通し、輸入異性化糖等の価格調整方法、加糖調製品の輸入動向、でん粉の需給動向と糖化業界の現状、甘味関連作物の生産状況、輸入食品の安全性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知を願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して林委員より反対である旨の発言がありました。

討論終局の後、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し三項目にわたる附帯決議を行いました。

次に、山村振興法の一部を改正する法律案は、最近における山村をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、農林漁業金融公庫が行う振興山村における農林漁業の振興のために必要な資金の貸付対象範囲を拡大しようとするものであります。委員会におきましては、別に質疑もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

農業者年金基金法の一部を改正する法律案（閣法第二六号）

#### 要旨

本法律案は、最近における農業事情その他の社会経済情勢等にかんがみ、農業者年金事業の安定を図るため給付等の適正化を行うとともに、経営移譲年金について農業経営の近代化と農地保有の合理化を一層推進するための措置を講ずるほか、農業者年金の受給資格要件の拡充、農業者年

金基金の行う離農給付金の支給業務の延長等所要の措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、経営移譲年金を終身同一水準の年金に変更し、支給開始時期は六十歳以降六十五歳までの間で農業者の選択に委ねることとする。また、年金額については、どの支給開始時期を選択しても均衡のとれたものとする。なお、現行制度と同様に、経営移譲の相手方に応じて、年金額について一定の差を設けることとする。

二、経営移譲年金の給付に要する費用につき、現行の定率の国庫助成に加えて、当分の間国庫から所要の追加助成を行うこととする。また、保険料を段階的に引き上げるとともに、既受給権者の年金額につき従前の額を保障しつつ、必要な範囲で物価スライドを停止することとする。

三、経営移譲農地を分割して相当部分の農地を農業者年金の被保険者などに処分し、被用者年金に加入している後継者などにその他の農地を処分する経営移譲方式を新たに設けることとする。

四、農業者年金の被保険者が被用者年金加入者となった場合において、被用者年金加入期間のうち一定の期間を農業者年金の年金給付の受給資格期間として通算する措置

等を講ずることとする。

五、農業者年金の被保険者等が死亡した場合において、死亡の時にその配偶者であった者について、一定の期間を農業者年金の年金給付の受給資格期間として通算する措置等を講ずることとする。

六、離農給付金支給業務について、離農者の処分面積に応じて給付金額を設定するなど一定の見直しを行った上で、さらに十年間延長実施することとする。

七、この法律は、平成三年四月一日から施行することとする。ただし、離農給付金支給業務の改正に関する規定については、平成二年五月十六日から、保険料の改定等に関する規定については、平成四年一月一日から施行することとする。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、最近における農業事情その他の社会経済情勢等にかんがみ、農業者年金事業の安定を図るため給付等の適正化を行うとともに、経営移譲年金について農業経営の近代化と農地保有の合理化を一層推進するための措置を

講ずるほか、農業者年金の受給資格要件の拡充、農業者年金基金の行う離農給付金の支給業務の延長等所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、参考人を招いてその意見を聴取するとともに、農業者年金制度の現状と今後のあり方、給付体系の変更、保険料の引き上げ、遺族年金の創設、婦人の年金加入、担い手不足地域における経営移譲の円滑化等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知を願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して林委員より反対である旨の発言がありました。

討論終局の後、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し八項目にわたる附帯決議を行いました。

以上、御報告いたします。

水産業協同組合法の一部を改正する法律案（閣法第五二号）

#### 要旨

本法律案は、最近における社会経済情勢の変化に対応し

て、水産業協同組合の体質強化及び機能の充実を図るため、水産業協同組合について、その業務範囲の拡充、組合員資格要件の緩和、回転出資金制度の導入、信用事業の統合に必要な規定の整備等所要の措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、最近における海洋性レクリエーションへの需要の増大に対応して、漁業協同組合が、新たに、組合員の労働力を利用して、遊漁船業、海釣り施設の設置・運営事業等、漁場の安定的な利用関係の確保のための漁場の総合的な利用を促進する事業を行うことができるようにするとともに、水産物に対する消費者ニーズの多様化に対応して、漁業協同組合及び水産加工業協同組合が、シーフードレストラン等の事業を弾力的に行うことができるようにするため、その販売事業に係る員外利用制限を緩和することができるとする。また、最近における金融自由化の急速な進展に伴って悪化しつつある信用事業の収益性を向上させるため、漁業協同組合等の信用事業の実施権能を拡充することとする。

二、最近における組合員の経営規模の拡大の動向等を踏まえて、漁業協同組合及び水産加工業協同組合の法人正組合員の資格要件を緩和するとともに、漁業協同組合の施

設を利用することが相当な遊漁船業者、組合員の家族等をその准組合員とすることができるようになることとする。

三、漁業協同組合等の自己資本の増強を図る観点から、事業利用分量に応じた配当金の全部または一部を、五年を限り出資させる回転出資金制度を導入することとする。なお、この回転出資金は、漁業協同組合等に損失が生じた場合には、損失の補てんに充当することができるとする。

四、漁業協同組合等の信用事業について事業統合による規模拡大を図るため、信用事業の全部の譲渡については総会の特別決議を経るものとするとともに、債権者に対する異議の申出を行うべき旨の公告、信用事業の全部の譲渡をした場合の公告等所要の規定を整備することとする。

五、漁業協同組合等の合併が推進された結果、漁業協同組合連合会等が会員数の減少により法定解散する場合において、その会員たる資格を有する漁業協同組合等が、その連合会の権利義務を包括承継できるようにすることとする。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました両法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、水産業協同組合法の一部を改正する法律案は、水産業協同組合について、その体質強化及び機能の充実を図るため、業務範囲の拡充、組合員資格要件の緩和、回転出資金制度の導入等所要の措置を講じようとするものであります。

また、海洋水産資源開発促進法の一部を改正する法律案は、漁業者等が行う海洋水産資源の自主的な管理を促進するための措置を定めるとともに、海洋水産資源開発センターが水産資源の利用の合理化を図るための調査等を行うことができるよう所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、審査を行いました。

質疑の主な内容は、両法律案が提出された背景、漁場の利用を促進する事業についての対応、合併、統合等信用事業の体質強化対策、自主的な資源管理の取り組みの現状、資源管理協定制度的内容、資源保護において漁業法や水産資源保護法の果たすべき役割、減船に対する補償のあり方、海洋水産資源開発センターの新しい事業の内容、邦人乗り



組みの外国さけ・ます漁船のだ捕問題等であります、その詳細は、会議録によって御承知を願います。

質疑を終局し、採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。なお、両法律案に対し、それぞれ附帯決議を行いました。以上、御報告いたします。

海洋水産資源開発促進法の一部を改正する法律案（閣法第五三号）

#### 要旨

本法律案は、最近における漁業を取り巻く諸情勢の推移にかんがみ、海洋水産資源の利用の合理化を一層推進するため、漁業者またはその団体が行う海洋水産資源の自主的な管理を促進するための措置を定めるとともに、海洋水産資源開発センターが海洋水産資源の利用の合理化を図るための調査等を行うことができるよう所要の措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、「海洋水産資源の開発を図るための基本方針」の名称を「海洋水産資源の開発及び利用の合理化を図るための基本方針」とするとともに、基本方針において定める事

項として、海洋水産資源の自主的な管理の促進に関する事項及び海洋の漁場における新漁業生産方式の企業化の促進に関する事項を加えることとする。

二、漁業者団体等は、一定の海域において水産動植物の採捕の方法、期間等を適切にすることにより安定的な漁業生産を確保するため、海洋水産資源の自主的な管理に関する協定を締結し、その協定が適当である旨の行政庁による認定を受けることができることとする。また、その認定を受けた協定については、行政庁による参加のあつせん、協定を遵守するために行う定款の変更等についての水産業協同組合法上の手続の特例措置及び協定の目的を達成するために必要な漁業法等による措置を講ずることとする。

三、海洋水産資源開発センターの目的に海洋水産資源の利用の合理化を図るための調査を行うこと等を加えるとともに、同センターの業務に、海洋の漁場における新漁業生産方式の企業化のための調査、海洋の漁場の生産力の増進等を図るために必要な漁場の自然的経済的条件に関する総合的な調査等を加えることとする。また、委託を受けて、海洋生物資源の合理的な保存、管理及び利用のために必要な調査並びにこれらの調査を行う者の養成及

び確保の業務を行うことができることとする。

## 委員長報告

一二八ページ参照

## 市民農園整備促進法案（閣法第六一号）

### 要旨

本法律案は、市民農園の適正かつ円滑な整備を促進するための措置を講ずることにより、健康的でゆとりのある国民生活の確保を図るとともに、良好な都市環境の形成と農村地域の振興に資することを目的とするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 一、都道府県知事は、市民農園の適正かつ円滑な整備を図ることが必要と認めるときは、市民農園の整備に関する基本方針を定めるものとする。
- 二、市町村は、市民農園として利用することが適当と認められること等の要件に該当する区域を市民農園区域として指定することができることとする。
- 三、市町村は、市民農園区域内の土地を含む一定の土地に関し交換分合を行うことができることとする。

四、市民農園区域内または市街化区域内において市民農園を開設しようとする者は、市民農園の整備運営計画を定め、当該市民農園の開設が適当である旨の市町村の認定を受けることができることとする。

認定を受けた市民農園については、農地の貸し付け及び転用についての農地法の特例措置を講ずるとともに、一定の市民農園施設の整備のための開発行為について都市計画法の特例措置を講ずることとする。

### 委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、最近におけるレクリエーションその他の余暇活動等として行う農作物の栽培に対する関心の高まりに対応して、市民農園の適正かつ円滑な整備の促進を図るため、市民農園区域の指定とその実効を確保するための交換分合の制度を整備するとともに、市民農園の開設につき市町村の認定を受けた者に対し、農地法等の適用の特例措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、市民農園区域の指定方法、市民農園開設の認定方法、市街化区域内の市民農園のあり方、

委員長報告

一二五ページ参照

農地税制、農村地域の活性化の方策、都市農業のあり方、市民農園の現状等について質疑が行われましたが、その詳細は、会議録によって御承知を願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、六項目にわたる附帯決議を行いました。

以上、御報告いたします。

山村振興法の一部を改正する法律案（衆第一号）

要旨

本法律案は、最近における振興山村をめぐる状況にかんがみ、山村振興対策の一層の充実を図るため、農林漁業金融公庫が、振興山村において農林漁業を営む者の組織する法人に対し、その法人が作成して都道府県知事の認定を受けた農林漁業の振興のための計画を実施するために必要な資金の貸し付けの業務を行うことができることとするものである。

○商工委員会

內閣提出法律案（四件）

| 6 6                | 5 4               | 2 8                                      | 2 7 ※                  | 号 番        |       |
|--------------------|-------------------|------------------------------------------|------------------------|------------|-------|
| 不正競争防止法の一部を改正する法律案 | 商品取引所法の一部を改正する法律案 | 地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律の一部を改正する法律案 | 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律案 | 件          | 名     |
| ク                  | ク                 | ク                                        | 衆                      | 院議先        |       |
| 五、二四               | 四、一九              | 三、二〇                                     | 二、三、二〇                 | 月 提<br>日 出 |       |
| 五、二四<br>(予)        | 六、一四              | 三、二〇<br>(予)                              | 二、四、二五<br>(予)          | 委員会付託      | 参 議 院 |
| 可 決<br>六、二二        | 可 決<br>六、一九       | 可 決<br>六、一四                              | 可 決<br>六、五             | 委員会議決      |       |
| 可 決<br>六、二三        | 可 決<br>六、二〇       | 可 決<br>六、一五                              | 可 決<br>六、七             | 本会議議決      |       |
| 五、二四               | 五、二三              | 三、二〇                                     | 二、三、二〇                 | 委員会付託      | 衆 議 院 |
| 可 決<br>六、一三        | 修 正<br>六、一二       | 可 決<br>五、二五                              | 可 決<br>四、二五            | 委員会議決      |       |
| 可 決<br>六、一四        | 修 正<br>六、一四       | 可 決<br>五、二九                              | 可 決<br>四、二七            | 本会議議決      |       |
|                    |                   |                                          |                        | 備 考        |       |

## 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律案（閣法第二七号）

### 要旨

本法律案は、最近の技術水準の飛躍的な向上等を背景に、工業所有権に関する出願内容の高度化、出願件数の増大等工業所有権制度をめぐる諸情勢が変化していることに対処し、その手続の円滑な処理及び情報の利用の促進を図るため、現行の工業所有権関係四法の特例を定めようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、電子情報処理組織による手続等の導入

特許出願等の手続をする者は、電子情報処理組織（いわゆるオンライン）または磁気ディスクを用いて行うことができるようにする。また、書面の提出により行う手続については、電子情報化のための補足的措置が必要となるものの、今後とも存続させることとする。

さらに、特許庁が行う処分、通知、閲覧等についてもオンラインを活用できるようにする。

#### 二、磁気ディスクによる公報の発行

特許公報または実用新案公報は、磁気ディスクをもって発行できるものとする。

#### 三、手数料等の予納制度の導入

特許出願人等があらかじめ納めた手数料等の見込額から、手続の都度、所要の金額を引き落とし、手数料等の納付に充てることができるものとする。

#### 四、特許庁外の指定機関の活用

特許庁長官は、書面による手続に関し必要となる電子情報化業務を、指定情報処理機関に行わせることができるものとし、また、特許等の審査に必要な先行技術調査を、指定調査機関に行わせることができるものとする。

#### 五、罰則

指定情報処理機関または指定調査機関の役職員等に関する罰則について規定するものとする。

#### 六、要約書の導入

「特許法」及び「実用新案法」を一部改正し、特許出願人等は、発明または考案の要約書を願書に添付して提出するものとし、要約書の記載内容を特許公報等に掲載することとする。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました工業所有権に関する手続等の特例に関する法律案につきまして、商工委員会における審

査の経過と結果を御報告申し上げます。

最近、我が国におきましては、技術水準の飛躍的な向上等を背景に、工業所有権に関する出願件数が増大し、その出願の内容も高度化かつ複雑化してきており、そのために特許・実用新案の審査などに要する期間が長期化しております。

本法律案は、こうした状況に対処し、いわゆるオンライン・システムの使用等により、工業所有権に関する手続の円滑な処理及び情報の利用の促進を図るため、工業所有権関係四法の特例を定めようとするものであります。

委員会におきましては、従来の書面出願の取扱い、電子出願に必要な機器の開発と普及、特許特別会計の収支状況、審査官等の増員及び待遇改善、ペーパーレスシステムとその安全対策、工業所有権をめぐる国際情勢等の諸問題について、熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論もなく、採決の結果、本法律案は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、書面による出願に要する費用の低減に努めること等八項目の附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第二八号）

#### 要旨

諸機能の東京一極集中は依然として進行しており、東京と地方圏との格差の拡大等はますます深刻化している。本法律案は、最近におけるこうした経済的環境の変化に対応して、特定事業の集積の程度が特に著しく高い地域から、承認集積促進地域への特定事業所等の移転を特に促進することが、当該地域における特定事業の集積を促進し、産業の配置の適正化に資することにかんがみ、地域振興整備公団に当該移転に関し、必要な資金の貸し付けを行う業務を追加する等所要の改正を行おうとするものである。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

諸機能の東京一極集中の傾向は、依然として進行しており、東京都と地方圏との格差の拡大はますます深刻になっております。

本法律案は、このような状況に対応して、研究所やソフトウェア業などのいわゆる産業の「頭脳部分」たる特定事業の集積の程度が特に著しい過度集積地域たる東京都区部から、承認集積促進地域への特定事業の移転を特に促進することが当該地域における特定事業の集積を促進し、及び産業の配置の適正化に資することにかんがみ、地域振興整備公団に当該移転に関し、必要な資金の貸付けを行う業務を追加する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、東京一極集中の背景、産業立地政策と地方自治体の財政負担、承認集積促進地域の現状等の諸問題について熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党市川委員より反対の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

商品取引所法の一部を改正する法律案（閣法第五四号）

#### 要旨

本法律案は、商品市場をめぐる内外の諸情勢に対応して、我が国の商品市場の健全な発展及び国際化を図るため、商品取引制度の整備、商品取引における委託者保護の強化等所要の措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、商品の定義の変更等

商品、商品市場等の定義を変更するとともに、先物取引として指数先物取引、オプション取引、現金決済方式による先物取引等新種の取引を導入する。

#### 二、私設先物市場の開設禁止規定の整備

商品の定義の変更等に伴い、商品市場類似施設の開設禁止規定を整備する。

#### 三、試験的上場制度の導入

商品の上場を円滑かつ的確に行うため、試験上場の導入及び上場の取消しが可能となるよう、商品取引所の存立時期及び商品市場の開設期限を設けることができるようにする。

#### 四、外国法人等への会員資格付与等

外国法人等が会員となれるよう会員資格要件を整備するほか、一定要件に該当する商品取引員は株式会社に限定すること等商品取引員制度も併せて整備する。

#### 五、商品取引員協会の設立

受託業務に関する苦情の解決等の業務を行うため、商品取引員を会員とする商品取引員協会を設立できるようにする。

六、取引資格の拡大及びクリアリングハウスの選択的導入  
商品市場における取引資格を、一定要件に該当する当該商品取引所の会員以外の者にも与えることができるようにするほか、商品取引所みずからが、会員に代わって取引決済における当事者となりうる方式（クリアリングハウス）を導入することができるようにする。

#### 七、委託者保護の強化

外務員登録制の整備、受託に係る財産の分離保管制度の導入、受託業務保証金制度の改善、商品取引所の紛争処理体制の整備等を行う。

#### 八、合併規定の整備

商品取引所の合併が可能となるよう、合併の要件、手続き、効果、登記等について所要の規定を設ける。

#### 九、罰則

一定事項につき新たに罰則を設けるほか、既存の罰金、過料規定については、その額を引き上げる。

#### 十、施行日

本法律は、一部の規定を除き、平成二年十月一日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

なお、本法律案は、衆議院において、罰則規定第百五十二条中「取引」の下に「若しくはその受託」を加え、商品市場における取引の受託のため、風説の流布等行った者も刑罰の対象とする修正が行われた。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました商品取引所法の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、商品価格変動リスクの増大とリスクヘッジの必要性の高まり、海外における先物取引の発展等に適切に対応するため、私設先物市場の開設禁止規定の整備、受託に係る財産の分離保管制度の導入等委託者保護の一層の充実を図りつつ、我が国商品市場が国際的に通用する先物市場の整備に必要なオプション取引等新種の取り引きの導



入、試験上場制度の創設、外国法人への会員資格付与等の措置を講じようとするものであります。なお、衆議院におきまして罰則の該当事項に商品取引市場における「取引の受託」を加える修正が行われております。

委員会におきましては、委託者財産の分離保管の適正運用、不当な勧誘行為と罰則のあり方、新型取引が及ぼす市場機能への影響、商品取引員協会設立とその運営のあり方等の諸問題について熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党市川委員より反対の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって、原案どおり、可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、委託者保護の充実が図られるよう、商品取引所制度の適正な運営に一層努めること等五項目の附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

不正競争防止法の一部を改正する法律案（閣法第六六号）

要旨

本法律案は、技術革新の進展、経済社会の情報化等を反映して営業秘密の重要性が増大し、これを保護する必要が高まっている現状に対応し、また、知的財産分野における国際的な制度の調和の要請に應えるため、営業秘密の不正な取得行為等営業秘密に係る不正な競争行為に対する民事的な救済手段として、営業秘密の保有者に差止請求権等を認める措置等を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、営業秘密に係る不正行為の差止請求権

秘密として管理されている事業活動に有用な技術上または営業上の情報であって公然と知られていないもの（営業秘密）を保有する事業者（保有者）は、この営業秘密を窃取、詐欺等の不正な手段により取得、使用、開示する行為、不正な利益を図る目的または保有者に損害を加える目的で営業秘密を使用、開示する行為等の不正な競争行為に対して、当該行為の差止めを請求することができるものとする。

#### 二、営業秘密に係る不正行為の差止めに必要な措置の請求権

保有者は、一の差止請求を行うに際して、営業秘密に係る不正行為を組成した物、使用した設備等の廃棄その

他の営業秘密に係る不正行為の停止又は予防に必要な措置を請求することができるものとする。

### 三、営業秘密に係る不正行為者の損害賠償責任

故意または過失によって他人の営業上の利益を営業秘密に係る不正行為によって害した者は、その損害を賠償する責に任ずるものとする。

### 四、営業秘密に係る不正行為に係る信用回復の措置

営業秘密に係る不正行為によって他人の営業上の信用を害した者に対し、裁判所は、被害者の請求により、損害賠償に代えまたは損害賠償とともに、営業上の信用を回復するために必要な措置を命じることができるものとする。

### 五、その他

不正行為の存在に善意・無重過失で営業秘密を取得した者の保護に関する規定、差止請求権の短期消滅時効に関する規定を設け、原産地を虚偽表示した者等に対する罰金を引き上げる。

## 委員長報告

ただいま議題となりました不正競争防止法の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過

と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、技術革新の進展、経済社会の情報化等に伴い、営業秘密を保護する必要が高まっている現状に対応するとともに、知的財産分野における国際的な要請に応えるため、営業秘密の不正な取得行為等に対する民事的な救済手段として営業秘密の保有者に不正競争行為の差止請求権、損害賠償請求権、信用回復の措置等を認めようとするものであります。

委員会におきましては、営業秘密の保護が営業活動の自由、職業選択の自由に及ぼす影響、本法によって保護される営業秘密の範囲、本法と改正刑法草案との関係等の諸問題について熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党市川委員より反対の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は、多数をもって、原案どおり可決すべきものと決定致しました。

以上御報告いたします。

○運輸委員会

内閣提出法律案（二件）

| 号 番 | 件 名                                                   | 院議先 | 月 提<br>日 出 | 参<br>議<br>院       | 衆<br>議<br>院                                                        | 備<br>考 |
|-----|-------------------------------------------------------|-----|------------|-------------------|--------------------------------------------------------------------|--------|
| 29※ | 日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を図るために平成二年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案 | 衆   | 二、<br>三、二〇 | 二、<br>五、二八<br>(予) | 二、<br>六、一四<br>二、<br>六、一五<br>二、<br>三、二〇<br>二、<br>五、二九<br>二、<br>五、三一 |        |
| 30※ | 船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案                          | 々   | 三、<br>二〇   | 三、<br>二〇<br>(予)   | 六、<br>一九<br>六、<br>二〇<br>六、<br>五<br>六、<br>七                         |        |

国会の承認を求めるの件（一件）

| 号 番 | 件 名                                                        | 院議先 | 月 提<br>日 出 | 参<br>議<br>院       | 衆<br>議<br>院                                                      | 備<br>考 |
|-----|------------------------------------------------------------|-----|------------|-------------------|------------------------------------------------------------------|--------|
| 1   | 地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づき、関東運輸局埼玉陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に関し承認を求めるの件 | 衆   | 二、<br>三、二〇 | 二、<br>三、二〇<br>(予) | 二、<br>六、一九<br>二、<br>六、二〇<br>二、<br>三、二〇<br>二、<br>六、五<br>二、<br>六、七 |        |

日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を図るために平成二年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案（閣法第二九号）

#### 要旨

本法律案は、日本国有鉄道清算事業団（以下、「事業団」という。）の処理すべき債務の着実な減少が図られるようにするための事業団の財政基盤の整備に資するため、平成二年度において特別措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、政府が、帝都高速度交通営団に対する事業団の出資持ち分の全部について譲渡を受けるとともに、当該出資持ち分の適正な価額に相当する額の事業団の有利子債務等を一般会計において承継すること。

二、事業団の政府からの無利子貸付金について、据置期間を延長することができるようにすること。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、日本国有鉄道清算事業団の処理すべき債務

が累増している事態に対処して、政府が平成二年度において、帝都高速度交通営団に対する清算事業団の出資持ち分を全部を譲り受けるとともに、当該出資持ち分の適正な価額に相当する額の清算事業団の有利子債務等を一般会計において承継する等の措置を講じようとするものであります。委員会におきましては、国鉄長期債務処理の進め方、土地処分及びＪＲ株式売却のあり方、既設新幹線施設の買い取り問題等各般にわたる質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党小笠原委員より反対の意見が述べられ、採決の結果、本法律案は、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第三〇号）

#### 要旨

本案は、日本船舶への外国人船員の導入の拡大が実施される等の我が国船員をめぐる環境の変化を踏まえ、外国船

への配乗を促進する等日本人船員について海上職域を確保し、その雇用の一層の促進と安定を図るため、船員雇用促進センターが船員労務供給事業を行うことができるようにするとともに、当該事業の適正な運営を確保するための措置、当該事業に従事する船員の職業と生活の安定を図るための関係法律の特例適用等の措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、船員雇用促進センターの事業として、船員労務供給事業を追加し、これに伴い、船員職業安定法の船員労務供給事業の禁止等の規定は、同センターについては適用しないこととする。

二、船員雇用促進センターが行う船員労務供給事業は、一定の基準に適合する者の中から同センターが雇用する者について行い、一定の場合においては、同センターが行う登録を受けた者についても行うことができることとする。

三、船員雇用促進センターは、労務供給船員の雇用の手続きに関する事項、船員労務供給契約において定める事項等に関し船員労務供給規程を定め、運輸大臣の認可を受けなければならないこととする。

四、船員雇用促進センターが雇用し、外国船へ労務供給さ

れる船員についても船員法及び船員保険法の規定を適用する等関係法律の適用に関する特例措置を講ずる。

五、この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました法律案及び承認案件につきまして、運輸委員会における審査の経過と結果をご報告いたします。

まず、船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案は、日本船舶への外国人船員の導入が実施されるなど、我が国船員をめぐる環境の変化を踏まえ、外国船への配乗を促進する等日本人船員について海上職域を確保し、その雇用の一層の促進と安定を図るため、船員雇用促進センターが新たに船員労務供給事業を実施できるようにするとともに、当該事業の適正な運営を確保するための措置並びに当該事業に従事する船員の職業及び生活の安定を図るため、関係法律の特例適用等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、我が国外航海運の位置付け、内航船員の労働条件の改善、新マルシップ混乗船の今後の見

通し、今後の外航船員の確保・育成対策等各般にわたる質疑が行われましたが、その詳細は、会議録によって、御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党小笠原委員より、反対の意見が述べられ、採決の結果、本法律案は、多数をもって、原案どおり、可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、田淵理事より、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、連合参議院及び民社党・スポーツ・国民連合の五会派共同提案に係る七項目の附帯決議案が提出され全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

次に、地方自治法第五十六条第六項の規定に基づき、関東運輸局埼玉陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に関し承認を求めるの件は、埼玉県南東部地域における自動車の検査及び登録事務の現状にかんがみ、埼玉県春日部に、関東運輸局埼玉陸運支局春日部自動車検査登録事務所を設置するため、国会の承認を求めようとするものであります。

委員会におきましては、採決の結果、本件は、全会一致をもって原案どおり承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

地方自治法第五十六条第六項の規定に基づき、関東運輸局埼玉陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に関し承認を求めるの件（閣承認第一号）

#### 要旨

本承認案件は、埼玉県の南東部地域における自動車の検査及び登録に関する事務の円滑化を図り、あわせて当該地域の住民の利便を増進するため、運輸省設置法第四十三条の規定により、埼玉県春日部に、関東運輸局埼玉陸運支局春日部自動車検査登録事務所を設置するに当たり、地方自治法第五十六条第六項の規定に基づき、国会の承認を求めようとするものである。

#### 委員長報告

前ページ参照

○通信委員会

・内閣提出法律案（九件）

| 番号  | 件名                                   | 先議院 | 提出月日 | 参議院           |        |        | 衆議院    |        |  | 備考 |
|-----|--------------------------------------|-----|------|---------------|--------|--------|--------|--------|--|----|
| 3   | 通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律案                | 衆   | 二、二八 | 二、三、二二<br>(予) | 二、三、二九 | 二、三、二九 | 二、三、二七 | 二、三、二七 |  |    |
| 31※ | 特定通信・放送開発事業実施円滑化法案                   | 〃   | 三、二〇 | 三、二〇<br>(予)   | 六、一二   | 六、一三   | 五、三〇   | 五、三一   |  |    |
| 38  | 簡易郵便局法の一部を改正する法律案                    | 〃   | 四、一〇 | 四、一〇<br>(予)   | 六、一九   | 六、二〇   | 六、一三   | 六、一四   |  |    |
| 39  | 放送法及び電波法の一部を改正する法律案                  | 〃   | 四、一〇 | 四、一〇<br>(予)   | 六、一九   | 六、二〇   | 六、一三   | 六、一四   |  |    |
| 42  | 簡易生命保険法の一部を改正する法律案                   | 参   | 四、一六 | 四、一六          | 六、五    | 六、七    | 六、二〇   | 六、二一   |  |    |
| 43  | 簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案 | 〃   | 四、一六 | 五、二二          | 六、五    | 六、七    | 六、二〇   | 六、二一   |  |    |
| 44  | 簡易保険郵便年金福祉事業団法の一部を改正する法律案            | 〃   | 四、一六 | 四、一六          | 六、五    | 六、七    | 六、二〇   | 六、二一   |  |    |

|                                  |                    |                        |             |
|----------------------------------|--------------------|------------------------|-------------|
| 60                               | 55                 | 号 番                    |             |
| 郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律案 | 郵便貯金法の一部を改正する法律案   | 件 名                    |             |
| 々                                | 衆                  | 院議先                    |             |
| 四、二四                             | 二、<br>四、一九         | 月 提<br>日 出             |             |
| 四、二四<br>(予)                      | 二、<br>四、一九<br>(予)  | 委員<br>会付託              | 参<br>議<br>院 |
| 可<br>決<br>可<br>決                 | 二、<br>六、二二<br>六、二三 | 委員<br>会議決<br>本会<br>議議決 |             |
| 四、二四                             | 二、<br>四、一九         | 委員<br>会付託              | 衆<br>議<br>院 |
| 可<br>決<br>可<br>決                 | 二、<br>六、一四<br>六、一五 | 委員<br>会議決<br>本会<br>議議決 |             |
|                                  |                    | 備<br>考                 |             |

・国会の承認を求めるの件（二件）

|                             |       |     |  |
|-----------------------------|-------|-----|--|
| 2                           | 番号    |     |  |
| 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件 | 件名    |     |  |
| 衆                           | 院議先   |     |  |
| 二、<br>三、二〇                  | 月提出日  |     |  |
| 二、<br>三、二二<br>(予)           | 委員会付託 | 参議院 |  |
| 承認                          | 委員会議決 |     |  |
| 承認                          | 本会議議決 |     |  |
| 二、<br>三、二〇                  | 委員会付託 | 衆議院 |  |
| 承認                          | 委員会議決 |     |  |
| 承認                          | 本会議議決 |     |  |
|                             | 備考    |     |  |

NHK決算（二件）

| 件名                                        | 提出月日                      | 参議院        |       |       | 衆議院       |       |       | 備考                                             |
|-------------------------------------------|---------------------------|------------|-------|-------|-----------|-------|-------|------------------------------------------------|
|                                           |                           | 委員会付託      | 委員会議決 | 本会議議決 | 委員会付託     | 委員会議決 | 本会議議決 |                                                |
| 日本放送協会昭和六十二年財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書 | 二、<br>元、一、二七<br>(第百十四回国会) | 二、<br>二、二七 |       |       | 二、<br>三、一 |       |       | 第百十四回国会<br>第百十五回国会<br>第百十六回国会<br>第百十七回国会<br>未了 |
| 日本放送協会昭和六十三年財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書 | 二、<br>一、一九<br>(第百十七回国会)   | 二、<br>二、二七 |       |       | 三、<br>一   |       |       | 第百十七回国会<br>未了                                  |



通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律案（閣法第三号）

#### 要旨

本法律案は、地形その他の自然的条件等によりテレビ放送を視聴できない難視聴地域において日本放送協会の衛星放送の普及を図るため、通信・放送衛星機構（以下「機構」という。）に衛星放送受信対策基金を設け、衛星放送受信設備を設置する者に対し助成金を交付する業務を行わせるために、所要の規定を整備しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一、機構は、当分の間、従来の業務のほか、難視聴地域において日本放送協会の衛星放送を受信することのできる受信設備を設置する者に対し助成金を交付する業務等を行うこととする。

二、機構は、一の業務に必要な経費の財源をその運用によって得るため、政府の全額出資により、衛星放送受信対策基金を設ける。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律案につきまして、通信委員会における審査

の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、地形その他の自然的条件等によりテレビジョン放送の受信が困難な難視聴地域において日本放送協会の衛星放送の普及を図るため、通信・放送衛星機構に衛星放送受信対策基金を設け、衛星放送受信設備を設置する者に対し助成金を交付する業務を行わせるために、所要の規定を整備しようとするものであります。

委員会におきましては、辺地難視聴地域の現状及びその解消策、衛星放送受信対策基金の創設に至る経緯、通信・放送衛星機構に助成業務を行わせる理由等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知を願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

特定通信・放送開発事業実施円滑化法案（閣法第三二号）

#### 要旨

本案は、特定通信・放送開発事業の実施の円滑化に必要な措置を講ずること等により、電気通信による情報の円滑

な流通を促進し、もって我が国における情報化の均衡ある発展を図ろうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、特定通信・放送開発事業の事業類型

特定通信・放送開発事業を通信・放送新規事業、地域通信・放送開発事業及び通信・放送共同開発事業の三類型とする。

#### 二、実施指針の策定

郵政大臣は、全国及び地域における電気通信による情報の円滑な流通の促進、特定通信・放送開発事業の内容及び実施方法等に関して実施指針を定める。

#### 三、実施計画の認定

通信・放送新規事業又は通信・放送共同開発事業を実施しようとする者は、その実施計画が適当である旨の郵政大臣の認定を受けることができる。

#### 四、通信・放送衛星機構の業務の追加

通信・放送衛星機構の業務として、郵政大臣の認定を受けた実施計画に係る資金を調達するために発行する社債及び当該資金の借入れについての債務保証、通信・放送新規事業の実施に必要な資金の出資、地域通信・放送開発事業の実施に必要な資金の貸し付けについての利

子補給金の支給、通信・放送事業分野に関する情報の提供等の業務を追加する。

#### 五、社債発行限度の特例

郵政大臣の認定を受けた特定通信・放送開発事業の実施のために発行する新株引受権付社債については、商法に定められている限度を超えて募集することができる。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました特定通信・放送開発事業実施円滑化法案につきまして、通信委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法案は、社会経済の情報化の進展に伴い、国民経済及び国民生活における情報の流通の重要性が増大していることにかんがみ、特定通信・放送開発事業の実施に関する指針の策定及び実施計画の認定等について定めるとともに、通信・放送衛星機構の業務に特定通信・放送開発事業の実施を支援する業務を追加する措置を講ずること等により、電気通信による情報の円滑な流通の促進を図り、もって我が国における情報化の均衡ある発展を図ろうとするものであります。

委員会におきましては、特定通信・放送開発事業の類型

ごとに支援措置が異なる理由、地域の情報化推進のための人材育成策、本法案と既存のテレトピア構想の支援措置との関連、通信・放送衛星機構に支援措置を行わせる理由等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して山中郁子委員より、本法案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法案は、多数をもって、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

#### 簡易郵便局法の一部を改正する法律案（閣法第三八号）

##### 要旨

本法律案は、大都市において郵便局の設置が著しく困難になっている社会経済情勢の推移にかんがみ、経済的に、郵政事業の役務の一層の普及を図るため、郵政窓口事務を委託することができる場合を拡大するとともに、受託者の資格を追加すること等を行おうとするものである。

##### 委員長報告

ただいま議題となりました二法律案につきまして、通信委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、簡易郵便局法の一部を改正する法律案は、大都市において、郵便局の設置が著しく困難になってきている社会経済情勢の推移にかんがみ、経済的に、郵政事業の役務の一層の普及を図るため、郵政窓口事務を委託することができる場合を拡大するとともに、受託者の資格を追加すること等を行おうとするものであります。

委員会におきましては、簡易郵便局の設置方針、郵便物増加に伴う業務運行対策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、松前理事より、三項目からなる附帯決議案が提出され、全会一致をもって、本委員会の決議とすることに決しました。

次に、放送法及び電波法の一部を改正する法律案は、テレビジョン放送の受信障害対策の円滑な実施に資するため受信障害対策中継放送に関する規定を整備し、あわせて、ファクシミリ方式によるテレビジョン多重放送の実用化に

伴い、テレビジョン多重放送に関する規定を整備しようとするものであります。

委員会におきましては、受信障害の現状及び解消方策、受信障害対策中継放送の導入目的、多重放送の動向等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

放送法及び電波法の一部を改正する法律案（閣法第三九号）

#### 要旨

本案は、テレビジョン放送の受信障害対策の円滑な実施に資するため受信障害対策中継放送に関する規定を整備し、また、ファクシミリ方式によるテレビジョン多重放送の実用化に伴いテレビジョン多重放送に関する規定を整備しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

##### 一、受信障害対策中継放送

放送事業者の定義から受信障害対策中継放送を行う放送局の免許を受けた者を除くこととし、また同者が行う

放送等について、本法の適用に関し、必要な規定を整備すること。

##### 二、テレビジョン多重放送

テレビジョン多重放送に係る補完利用努力義務の及ぶ範囲をテレビジョン放送及びテレビジョン文字多重放送またはテレビジョン音声多重放送を行う者に限定する。

#### 委員長報告

前ページ参照

簡易生命保険法の一部を改正する法律案（閣法第四二号）

#### 要旨

本法律案は、最近における社会経済情勢の推移及び保険需要の動向にかんがみ、簡易生命保険及び郵便年金の一元化並びに加入者に対する保障内容の充実を図るため、郵便年金制度を簡易生命保険制度に統合するとともに、保険金及び年金の保障を一体として提供する生涯保障保険を創設しようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

##### 一、簡易保険と郵便年金の制度の統合

① 簡易生命保険法に、郵便年金に相当する年金保険を設けること。

② 年金の加入限度額等は、郵便年金法と同様のものとする。

③ 郵便年金の各制度を簡易保険の制度に一元化し、保険料等の用語を統一すること。

## 二、生涯保障保険の創設

保険金及び年金の保障を一体として提供する簡易生命保険の制度を創設すること。

## 三、その他の改正

① 従来の簡易保険の商品から生涯保障保険へ変更できるようにする等保険契約の変更の制度を整備すること。

② 郵便年金法は廃止し、郵便年金、郵便年金事業、郵便年金法等の語句を用いている関係法律について所要の改正を行うこと。

## 四、施行期日

本法律は、平成三年四月一日から施行すること。

## 委員長報告

ただいま議題となりました三法律案につきまして、通信委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、簡易生命保険法の一部を改正する法律案は、加入者に対する保障内容の充実等を図るため、郵便年金制度を簡易生命保険制度に統合するとともに、保険金及び年金の保障を一体として提供する簡易生命保険の制度を創設する等の改正を行うものであります。

次に、簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案は、加入者の利益を増進するため、簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金をもって取得した債券を金融機関等に貸し付けることができるようにするものであります。

次に、簡易保険郵便年金福祉事業団法の一部を改正する法律案は、簡易保険郵便年金福祉事業団の適切かつ能率的な業務の遂行に資するため、同事業団の委託によりその業務の一部を行う事業に同事業団が出資することができるようにするものであります。

委員会におきましては、三法律案を一括して審査し、簡易生命保険と郵便年金の果たす役割、生涯保障保険の創設の意義、簡保と郵便年金の加入限度額の引き上げ、積立金の運用制度の改善、債券貸し付けの安全性、新型加入者ホームの入居基準等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案について日本共産党を代表して山中委員より反対の旨の意見が述べられました。

続いて採決を行ったところ、簡易生命保険法の一部を改正する法律案については、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案については、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

簡易保険郵便年金福祉事業団法の一部を改正する法律案については、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第四三号）

#### 要旨

本法律案は、金融・経済環境の変化に適切に対応し、資金の一層の効率的運用を図ることにより、簡易生命保険及

び郵便年金の加入者の利益を増進するため、簡易生命保険及び郵便年金の積立金をもって取得した債券を金融機関等に貸し付けることができるようにするものである。

#### 委員長報告

前ページ参照

簡易保険郵便年金福祉事業団法の一部を改正する法律案（閣法第四四号）

#### 要旨

本法律案は、簡易生命保険及び郵便年金の加入者の福祉の増進を図り、簡易保険郵便年金福祉事業団の適切かつ能率的な業務の遂行に資するため、同事業団の委託により簡易生命保険及び郵便年金の加入者福祉施設に係る業務を行う事業のうち政令で定める事業に同事業団が出資することができるようにするものである。

#### 委員長報告

前ページ参照

郵便貯金法の一部を改正する法律案（閣法第五五号）

要旨

本法律案は、郵便貯金の金融自由化対策資金の一層の有利運用を図ることにより、金融自由化に適切に対応した郵便貯金事業の健全な経営の確保に資するため、同資金をもって取得した債券を金融機関等に貸し付けることができるように改正を行おうとするものである。

委員長報告

ただいま議題となりました二法律案につきまして通信委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、郵便貯金法の一部を改正する法律案は、金融自由化に適切に対応した郵便貯金事業の健全な経営の確保に資するため、金融自由化対策資金をもって取得した債券を金融機関等に貸し付けることができるようにするものであります。

次に、郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律案は、民間の発意に基づく開発途上にある海外の地域の住民の福祉の向上に寄与する等のための援助の充実に資するため、郵便貯金の預金者がその利子の

寄附を郵政大臣に委託する制度を実施しようとするものであります。

委員会におきましては、二法律案を一括して審査し、債券貸付と金融自由化対策資金の運用対象の多様化、金利自由化と郵便貯金金利の在り方、国際ポランティア貯金制度の創設の意義と役割、寄附金充当分の利子について非課税の早期実施、寄附金の配分の在り方等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、二法律案について日本共産党を代表して山中委員より反対の旨の意見が述べられました。

続いて、順次採決の結果、いずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。なお、二法律案について、松前理事より、附帯決議案が提出され、いずれも多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律案（閣法第六〇号）

## 要旨

本法律案は、民間の発意に基づく開発途上にある海外の地域の住民の福祉の向上に寄与する等のための援助の充実に資するため、郵便貯金の預金者がその利子の寄附を郵政大臣に委託する制度を実施しようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

### 一、利子の寄附委託

通常郵便貯金の預金者は、その利子の全部又は一部を民間の海外援助事業を行う団体に寄附することを郵政大臣に委託することができること。

### 二、寄附金の処理

1 郵政大臣は、委託があつた通常郵便貯金について、利子を元金に加えるようにすることに、その利子から、寄附の委託に係る部分を控除すること。

2 郵政大臣は、寄附金の配分を希望する民間の海外援助事業を行う団体を公募し、その申請を受けた上、寄附金の配分団体及び配分金額を決定し、その内容を公示すること。

3 郵政大臣は、配分団体及び配分金額を決定するには、関係行政機関の長と協議し、かつ、政令で定める審議会に諮問しなければならないこと。

4 郵政大臣は、配分団体に対し、配分金の使途について監査をするものとする。

5 郵政大臣は、配分団体がその事業の全部又は一部を行わない等のときは、配分金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

### 三、施行期日

本法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

### 委員長報告

前ページ参照

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件  
(閣承認第二号)

### 委員長報告

ただいま議題となりました承認案件につきまして、逋信委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本件は、日本放送協会の平成二年度収支予算、事業計画及び資金計画について国会の承認を求めようとするものであります。



収支予算についてその概要を申し上げます。受信料額につきまして、今後五カ年の経営計画のもとに、四月から現行のカラー契約を千三百七十円に、衛星カラー契約を二千三百円に、それぞれ改定するなどしております。

一般勘定事業収支におきましては、事業収入四千八百四十五億九千万円、事業支出四千四百八十億四千万円となっており、この事業収支差金三百六十五億五千万円のうち百五十億九千万円を債務償還に充て、残余の二百十四億六千万円を翌年度以降の財政安定のための繰越金とすることとしております。

事業計画におきましては、その重点を公正な報道と豊かな放送番組の提供、衛星放送の普及促進、国際放送の受信改善、新受信料額の早期定着などに置いております。

なお、本件にはおおむね適当である旨の郵政大臣の意見が付されております。

委員会におきましては、経営計画の妥当性、受信料額改定の根拠、衛星放送の普及促進策などの諸問題について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して山中委員から反対する旨の意見が述べられました。討論を終わり、採決の結果、本件は賛成多数をもって承

認すべきものと決定いたしました。

なお、本件に対し松前理事より、放送の不偏不党の堅持、経営委員会の機能の充実など七項目から成る附帯決議案が、提出され、本委員会の決議とすることに決しました。

以上、御報告申し上げます。

○建設委員会

・内閣提出法律案（五件）

| 号 番 | 件 名                                            | 院議先 | 月 提<br>日 出     | 参 議 院                 |                |                | 衆 議 院         |                |                | 備 考 |
|-----|------------------------------------------------|-----|----------------|-----------------------|----------------|----------------|---------------|----------------|----------------|-----|
| 4   | 住宅金融公庫法の一部を改正する法律案                             | 衆   | 二、<br>二、<br>二八 | 二、<br>三、<br>三二<br>(予) | 二、<br>三、<br>二六 | 二、<br>三、<br>二六 | 二、<br>三、<br>一 | 二、<br>三、<br>二二 | 二、<br>三、<br>二三 |     |
| 12※ | 国土調査促進特別措置法の一部を改正する法律案                         | ク   | 三、<br>九        | 三、<br>三二<br>(予)       | 三、<br>二九       | 三、<br>三〇       | 三、<br>九       | 三、<br>二七       | 三、<br>二八       |     |
| 15※ | 明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法の一部を改正する法律案 | ク   | 三、<br>一三       | 三、<br>二二<br>(予)       | 三、<br>二九       | 三、<br>三〇       | 三、<br>一三      | 三、<br>二七       | 三、<br>二八       |     |
| 57  | 大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案        | ク   | 四、<br>一九       | 五、<br>二八<br>(予)       | 六、<br>二二       | 六、<br>二二       | 四、<br>一九      | 六、<br>八        | 六、<br>一一       |     |
| 58  | 都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案                        | ク   | 四、<br>一九       | 六、<br>一一              | 六、<br>二二       | 六、<br>二三       | 四、<br>二七      | 六、<br>八        | 六、<br>一一       |     |

## 住宅金融公庫法の一部を改正する法律案（閣法第四号）

### 要旨

本法律案は、住宅金融公庫の昭和六十三年度までの特別損失を平成元年度において交付金の交付により一括して整理するとともに、平成二年度から平成六年度までの各年度の特別損失について平成十二年度までに交付金を交付して整理する等の措置を講ずるものである。

### 委員長報告

ただいま議題となりました住宅金融公庫法の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、住宅金融公庫の財政の健全化を図るため、公庫の昭和六十三年度までの特別損失を平成元年度において交付金の交付により一括して整理するとともに、平成二年度から平成六年度までの各年度の特別損失について平成十二年度までに交付金を交付して整理する措置を講じようとするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録によって御承知を願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

## 国土調査促進特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第一二号）

### 要旨

本法律案は、内閣総理大臣が、新たに、平成二年度を初年度とする国土調査事業十カ年計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないとするものである。

### 委員長報告

ただいま議題となりました二法案につきまして、建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、国土調査促進特別措置法の一部を改正する法律案は、国土調査事業の緊急かつ計画的な実施の促進を図るため、新たに平成二年度を初年度とする国土調査事業十カ年計画の案を策定し、閣議の決定を求めなければならないとするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録によって御承知願います。

ます。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し二項目の附帯決議を付することに決定いたしました。

次に、明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法の一部を改正する法律案は、明日香村整備計画の円滑な推進を図るため、計画に基づいて明日香村が国から負担金または補助金の交付を受けて行う事業に係る経費に対する国の負担または補助の割合の特例について、対象となる事業を平成十一年度までに行われる事業とするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し四項目の附帯決議を付することに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第一五号）

#### 要旨

本法律案は、明日香村整備計画に基づいて、明日香村が国から負担金または補助金の交付を受けて行う事業（間接補助事業を含む。）に係る経費に対する国の負担または補助の割合の特例について、対象となる事業を平成十一年度までに行われる事業とするものである。

#### 委員長報告

前ページ参照

大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第五七号）

#### 要旨

本法律案は、大都市地域において居住環境の良好な住宅に対する著しい需要が存する現状にかんがみ、住宅及び住宅地の供給を促進するため、次の措置を講じようとするものである。

一、建設大臣が、首都圏、近畿圏及び中部圏の各圏域ごとに、新たに住宅及び住宅地の供給に関する基本方針を策定することとし、政令で定める都府県はこれに即して住宅及び住宅地の供給に関する計画を策定することとする。

二、国及び関係地方公共団体は、供給基本方針及び供給計画の達成のため、住宅または住宅地の供給事業の実施等必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととする。

三、大都市地域の建設大臣が指定する都市計画区域に係る市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発または保全の方針においては、供給計画に適合するように、住宅市街地の開発整備の方針を定めなければならないこととする。

四、宅地開発協議会の構成員に住宅・都市整備公団を加えることとする。

五、土地区画整理促進区域の面積に関する要件を二ヘクタール（現行五ヘクタール）に引き下げることとする。

六、住宅街区整備促進区域の対象区域に第二種住居専用地域及び住居地域内の土地の区域を加えることとする。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました二法律案につきまして、建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案は、大都市地域において、地価の高騰により、一般勤労者が居住環境の良好な住宅を確保することが著しく困難となっている現状にかんがみ、住宅及び住宅地の供給を促進するため、大都市地域の各圏域ごとに建設大臣が住宅及び住宅地の供給に関する基本方針を策定するとともに、関係都府県は、これに即して住宅及び住宅地の供給に関する計画を策定することとし、あわせて土地区画整理促進区域及び住宅街区整備促進区域について要件の緩和を行う等の措置を講じようとするものであります。

次に、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案は、大都市地域を中心として住宅宅地需給がひっ迫している現状にかんがみ、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の増進を図るため、良好な住宅市街地の開発整備を行うための住宅地高度利用地区計画制度を創設し、当該住宅地高度利用地区計画の区域内における建築物等に対する制限の特例を定めるとともに、合理的な土地利用を促進するため、地区計画制度を拡充して住居と住居以外の用途

別に容積率の最高限度を定めることができることとし、あわせて遊休土地転換利用促進地区制度を創設し、遊休土地の有効かつ適切な利用を促進するための措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、両案を一括して議題とし、質疑を行い、また、参考人から意見を聴取いたしました。その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して上田委員より、大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案に賛成し、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案に反対する意見が述べられました。

討論を終わり、順次採決の結果、大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案は、全会一致をもって、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案は、多数をもって、いずれも原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、二法律案に対し、附帯決議を付することに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案（閣法第五八号）

#### 要旨

本法律案は、大都市地域を中心として住宅宅地需給が逼迫している現状等にかんがみ、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の増進等を図り、住宅供給を促進するため、次の措置を講じようとするものである。

#### 第一 都市計画法の改正

一、第一種住居専用地域及び第二種住居専用地域内の土地の区域で、良好な中高層の住宅市街地として開発整備を行うことが適切であると認められるものについては、都市計画に新たな地区計画として住宅地高度利用地区計画を定めることができることとする。

住宅地高度利用地区計画には、道路、公園等の公共施設の配置等を定めるとともに、容積率、第一種住居専用地域に係る高さ制限等の特例を定めることができることとする。

二、地区計画制度を拡充し、住居と住居以外の用途とを適正に配分することが特に必要であると認められるときは、容積率の最高限度を住宅を含む建築物に係るも

のとそれ以外の建築物に係るものとに区分し、住宅を含む建築物の容積率の特例を定めることができることとする。

三、おおむね五千平方メートル以上の遊休土地について、必要があるときは、都市計画に遊休土地転換利用促進地区を定めることができることとする。

四、遊休土地転換利用促進地区内の土地所有者等に対しては、有効利用の責務が課されることとなり、市町村長は、都市計画の決定から二年経過後において、依然として有効利用されていない一定規模以上の土地の所有者等に、遊休土地である旨を通知し、その通知を受けた者から届け出られた利用または処分に関する計画が適切ではないと認めるときは、計画の変更等を勧告できることとするとともに、勧告に従わない場合には、地方公共団体等が、買取りの協議を行うこととする。

## 第二 建築基準法の改正

一、住宅地高度利用地区計画の内容に適合する建築物で、特定行政庁が支障がないと認めるものについては、容積率、高さ等をそれぞれその特例の範囲内のものとすることができることとするとともに、特定行政庁の許可により斜線制限、用途の制限についての特例を設け

ることとする。

二、住宅を含む建築物の容積率の特例とともに敷地面積の最低限度が定められている等、一定の条件に該当する地区計画の区域内においては、住宅を含む建築物について、その地区計画において定められた容積率の特例を適用することとする。

## 委員長報告

一五七ページ参照

○予算委員会  
予算（一二件）

| 番号 | 件名                    | 提出月日 | 参議院         |            |            |            | 衆議院         |            |            |            | 備考                                         |
|----|-----------------------|------|-------------|------------|------------|------------|-------------|------------|------------|------------|--------------------------------------------|
| 1  | 平成元年度一般会計補正予算（第2号）    | 二、二八 | 二、二八<br>（予） | 二、二六<br>否決 | 二、二六<br>否決 | 二、二六<br>否決 | 二、二八<br>（予） | 二、二六<br>可決 | 二、二六<br>可決 | 二、二六<br>可決 | 衆へ返付<br>衆両院協議会請求<br>三、二六<br>同院協議会成案を得ず     |
| 2  | 平成元年度特別会計補正予算（特第2号）   | 二、二八 | 二、二八<br>（予） | 三、二六<br>否決 | 三、二六<br>否決 | 三、二六<br>否決 | 三、二八<br>（予） | 三、二六<br>可決 | 三、二六<br>可決 | 三、二六<br>可決 | 憲法第六〇条第二<br>項の規定により衆<br>議院協議会成案を得ず<br>三、二六 |
| 3  | 平成元年度政府関係機関補正予算（機第2号） | 二、二八 | 二、二八<br>（予） | 三、二六<br>否決 | 三、二六<br>否決 | 三、二六<br>否決 | 三、二八<br>（予） | 三、二六<br>可決 | 三、二六<br>可決 | 三、二六<br>可決 | 衆へ返付<br>衆両院協議会請求<br>六、七<br>同院協議会成案を得ず      |
| 4  | 平成二年度一般会計予算           | 二、二八 | 二、二八<br>（予） | 六、七<br>否決  | 六、七<br>否決  | 六、七<br>否決  | 三、二八<br>（予） | 五、九<br>可決  | 五、九<br>可決  | 五、九<br>可決  | 衆へ返付<br>衆両院協議会請求<br>六、七<br>同院協議会成案を得ず      |
| 5  | 平成二年度特別会計予算           | 二、二八 | 二、二八<br>（予） | 六、七<br>否決  | 六、七<br>否決  | 六、七<br>否決  | 三、二八<br>（予） | 五、九<br>可決  | 五、九<br>可決  | 五、九<br>可決  | 憲法第六〇条第二<br>項の規定により衆<br>議院協議会成案を得ず<br>六、七  |
| 6  | 平成二年度政府関係機関予算         | 二、二八 | 二、二八<br>（予） | 六、七<br>否決  | 六、七<br>否決  | 六、七<br>否決  | 三、二八<br>（予） | 五、九<br>可決  | 五、九<br>可決  | 五、九<br>可決  | 衆へ返付<br>衆両院協議会請求<br>四、四<br>同院協議会成案を得ず      |
| 7  | 平成二年度一般会計暫定予算         | 三、二八 | 三、二八<br>（予） | 四、四<br>否決  | 四、四<br>否決  | 四、四<br>否決  | 三、二八<br>（予） | 四、三<br>可決  | 四、三<br>可決  | 四、三<br>可決  | 衆へ返付<br>衆両院協議会請求<br>四、四<br>同院協議会成案を得ず      |
| 8  | 平成二年度特別会計暫定予算         | 三、二八 | 三、二八<br>（予） | 四、四<br>否決  | 四、四<br>否決  | 四、四<br>否決  | 三、二八<br>（予） | 四、三<br>可決  | 四、三<br>可決  | 四、三<br>可決  | 憲法第六〇条第二<br>項の規定により衆<br>議院協議会成案を得ず<br>四、四  |
| 9  | 平成二年度政府関係機関暫定予算       | 三、二八 | 三、二八<br>（予） | 四、四<br>否決  | 四、四<br>否決  | 四、四<br>否決  | 三、二八<br>（予） | 四、三<br>可決  | 四、三<br>可決  | 四、三<br>可決  | 衆へ返付<br>衆両院協議会請求<br>四、四<br>同院協議会成案を得ず      |



| 号 番   | 1 0                                                 | 1 1                                              | 1 2                         |
|-------|-----------------------------------------------------|--------------------------------------------------|-----------------------------|
| 件 名   | 平成二年度一般会計暫定補正予算<br>(第1号)                            | 平成二年度特別会計暫定補正予算<br>(特第1号)                        | 平成二年度政府関係機関暫定補正予算<br>(機第1号) |
| 提 出 日 | 五、一六                                                | 五、一六                                             | 五、一六                        |
| 参 議 院 | 委員会付託<br>五、一六<br>(予)                                | 委員会付託<br>五、一六<br>(予)                             | 委員会付託<br>五、一六<br>(予)        |
|       | 委員会議決<br>二、五、一八<br>否 決                              | 委員会議決<br>五、一八<br>否 決                             | 委員会議決<br>五、一八<br>否 決        |
|       | 本会議議決<br>二、五、一八<br>否 決                              | 本会議議決<br>五、一八<br>否 決                             | 本会議議決<br>五、一八<br>否 決        |
| 衆 議 院 | 委員会付託<br>二、五、一六                                     | 委員会付託<br>五、一六                                    | 委員会付託<br>五、一六               |
|       | 委員会議決<br>二、五、一七<br>可 決                              | 委員会議決<br>五、一七<br>可 決                             | 委員会議決<br>五、一七<br>可 決        |
|       | 本会議議決<br>二、五、一七<br>可 決                              | 本会議議決<br>五、一七<br>可 決                             | 本会議議決<br>五、一七<br>可 決        |
| 備 考   | 二、五、一八<br>衆 へ 返 付<br>衆両院協議会請求<br>五、一八<br>両院協議会成案を得ず | 五、一八<br>憲法第六〇条第二<br>項の規定により衆<br>の議決が国会の議<br>決となる |                             |

平成元年度一般会計補正予算（第2号）（閣予第一号）

平成元年度特別会計補正予算（特第2号）（閣予第二号）

平成元年度政府関係機関補正予算（機第2号）（閣予第三号）

#### 委員長報告

ただいま議題となりました平成元年度補正予算三案の委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

一般会計予算の補正は、歳出について、災害復旧等事業費、給与改善費、厚生年金等給付改定実施期日の繰り上げ等、予算作成後に生じた事由に基づき緊要となった事項について措置することとし、歳出の追加総額は六兆六千五百八十二億円となっております。

他方、規定経費の節減、予備費の減額によって七千六百五億円の修正減少を行っております。

歳入につきましては、最近までの収入実績を勘案し、租税及び印紙収入三兆二千百七十億円の増収を見込むとともに、前年度剰余金二兆三千三百六十三億円の受け入れ等を計上し、公債金については建設公債六千五百億円の追加発行を行う一方、特例公債を同額減額することとしております。

本補正の結果、平成元年度補正後予算の総額は、歳入歳

出とも当初予算に五兆八千九百七十七億円を追加し、六十六兆三千百十九億円となっております。一般会計予算の補正に関連して、交付税及び譲与税配付金特別会計等十七特別会計予算と国民金融公庫等三公庫の政府関係機関予算について所要の補正が行われております。

補正予算三案は、二月二十八日国会に提出され、三月七日大蔵大臣より趣旨説明を聴取し、衆議院からの送付を待って、三月二十三日及び二十六日の二日間、海部内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、国政全般にわたり熱心な質疑が行われました。

以下、質疑の若干につき、その要旨を簡単に申し上げます。

「政府は、ここ数年度にわたり、税収の過小見積もりを犯しており、財政運営上問題であるばかりか、本補正がまれに見る大型となった一因でもある。税収見積もりが狂う原因は何か。五十三年度に行った税収の年度所属区分改正をもとに戻すことは税収の適正見積もりに必要ではないか。この補正予算で芸術文化振興基金を初め、六つもの基金をつくるのは異常であり、これら基金の対象事業は重要な政策課題であって、短時日の補正審議になじまないし、財政法第二十九条の緊要性から見ても疑問がある。また、基金

の新設は政府の行政改革方針にも反するものではないか。厚生保険特別会計への繰り入れ一兆五千億円が計上されているが、年金勘定に繰り入れずに業務勘定に繰り入れようとしているのは筋違いではないか。これでは、厚生年金国庫負担の繰り延べ分は返済したことにはならないのではないか。」との質疑があり、これに対し、海部内閣総理大臣並びに関係各大臣より、「税収の見積もり違いについてはおわびをする。過去の税収動向から手がたく見積もったことのほか、円高、株高、土地高に原油安、金利安という三高二低の一時的な要因が税収増に寄与し、これらを見通すことが困難であった。今年度も経済活動の好調に支えられ、昨年末、政府経済見通しが上方修正されたことも影響しているが、今後は、情報の収集や推計方法の改善を行うなど適正な税収見積もりを行うべく努力したい。基金造成のための経費の計上は、内外の諸情勢の変化に対応するため、福祉、文化、農業等特に緊要となったものである。これらの施策を毎年度予算に計上するか、特定年度に基金をつくらせて行うかは、諸般の条件を勘案して適切に行うこととしたい。また、基金は、新たな特別会計や組織をつくるものではなく、既存組織を使用して創設するもので、行政改革に反するものとは考えていない。来年度に老人保健拠出金

の加入者按分率が一〇〇%に移行するので、被用者保険の拠出金負担増の緩和措置が緊急に必要なとなったが、一兆五千億円の財源を業務勘定で運用し、その運用益を充てることとした。これで厚生年金国庫負担分の過去の繰り延べ分の返済見合い財源を確保したという意味合いで一歩前進である。厚生省の立場は、厚生保険特別会計に繰り入れられた返済見合い財源を年金財政の運営に支障を来さないよう早期に返済をしてほしいと考えている。」旨の答弁がありました。

質疑は、このほか総選挙後の国内の政治経済の諸問題、消費税、リクルート問題、対米経済摩擦等、国際的な諸課題など広範多岐にわたって行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終局したところ、矢田部委員から、日本社会党・護憲共同を代表して、平成元年度補正予算三案中、一般会計補正予算及び政府関係機関補正予算の修正案が提出されました。

次いで、補正予算三案並びに修正案の討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同を代表して稲村委員が修正案に賛成、政府提出の補正予算三案に反対、自由民主党を代表して石原委員が修正案に反対、補正予算三案に賛成、

公明党・国民会議を代表して白浜委員が修正案並びに補正予算三案にいずれも反対、日本共産党を代表して吉岡委員が修正案並びに補正予算三案にいずれも反対、連合参議院を代表して池田委員が修正案に賛成、補正予算三案に反対、民社党・スポーツ・国民連合を代表して井上委員が修正案並びに補正予算三案にいずれも反対の旨、それぞれ意見が述べられました。

次いで、採決に入り、まず、日本社会党・護憲共同提出の修正案を採決いたしましたところ、賛成少数で否決されました。

次に、政府提出の平成元年度補正予算三案を一括して採決いたしましたところ、いずれも賛成少数をもって否決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

平成二年度一般会計予算（閣予第三号）

平成二年度特別会計予算（閣予第四号）

平成二年度政府関係機関予算（閣予第五号）

委員長報告

ただいま議題となりました平成二年度予算三案の予算委

員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。  
平成二年度予算の内容につきましては、既に、橋本大蔵大臣から、財政演説において説明されておりますので、これを省略させて頂きます。

平成二年度予算三案は、二月二十八日、国会に提出され、三月七日、橋本大蔵大臣より趣旨説明を聴取し、衆議院からの送付を待って五月十一日から審議に入りました。

以来、本日まで審査を行ってまいりましたが、この間、五月二十四日に公聴会を開き、また、委嘱審査及び集中審議をそれぞれ二日間行うなど、終始慎重かつ熱心な審査を行ってまいりました。

以下、質疑の主なもの若干につき、その要旨を御報告申し上げます。

まず、海部内閣の政治姿勢につきまして、「リクルート事件の反省に立って政治改革を進めることが、海部内閣の重要な課題であるが、具体的にどう取り組むのか。」との質疑に対し、海部内閣総理大臣から「一昨年の一連の不幸事件を厳しく反省し、国民から不信を招いている政治と政治資金の關係について、透明性を確保し、金のかかる選挙や政治を改めることが大切である。夏頃には、選挙制度審議会から答申が出るので、強い決意で政治改革に取り組ん

で行きたい。」との答弁がありました。

外交・防衛問題につきまして、「ソ連・東欧諸国の民主化の動きや、米ソ首脳会談における冷戦構造の終結など、国際情勢の劇的な変化並びにアジア情勢を政府はどう認識しているか。ソ連の我が国に対する軍事的脅威はなくなったのではないか。米ソの軍事費削減に対応して、我が国の防衛力整備を拡大から縮減に方向転換すべきではないか。」などの質疑があり、これに対し、海部内閣総理大臣並びに関係各大臣から、「ヨーロッパの劇的な変化は、冷戦時代の発想を乗り越えて、軍事レベルを必要な程度に下げて行うとするもので、こうした路線が変わらないことを願っている。ただ、この際、アジアにおいては、なお、不透明、不安定な問題が現存していることを認識する必要があるが、韓ソ国交正常化の合意や、カンボジア和平会議の開催など、アジアの平和と安定にとって、好ましい状況も出はじめており、こうした状況が、さらに前進することを望んでいる。以前に比べ、ソ連の潜在的脅威は薄まりつつあるが、なお存在していると認識している。我が国の防衛力は、憲法で定められた専守防衛に徹する中で、基盤的防衛力を整備しているもので、米ソの軍備管理交渉が成立した後においても、防衛力整備の大綱に基く整備を進めて行きたい。」と

の答弁がありました。

財政問題につきましては、「特例公債依存脱却達成後の財政運営の課題は何か。公共投資拡大要求など内外からの財政需要圧力が高まる一方で、財政の対応力を回復するという厳しい財政運営をどう進めて行くつもりか。公共投資の配分比率を産業基盤重視から国民生活重視に転換すべきではないか。」などの質疑があり、これに対し、海部内閣総理大臣並びに関係大臣から、「平成二年度においてようやく特例公債脱却の第一目標を達成できた。しかし、財政は、百六十四兆円の公債残高を抱えており、その累増の防止や、いわゆる隠れ借金、国鉄長期債務処理の問題もあり、依然として厳しい状況にある。一方において、公債依存度を五％以下に引き上げ、特例公債の早期償還を求める財政審答申もあり、財政健全化に向けた課題が山積している。今後は、建設公債の発行をできるだけ引き下げ、財政の対応力を回復する一方で、社会資本整備充実等の財政需要に対応しなければならぬ。公債の早期償還は、決算剰余金の全額、年度内財源に余裕が出た場合のほか、NTT株売却益の一部などで対応したい。公共投資の配分は、大きな変化は見られないが、長い期間で見ると、それなりに時代的要請に則った配分が行われたものと思う。内外の諸情勢

に十分配慮し、今後は一層、国民生活重視に向けて、豊かさを実感できる社会資本を増やすよう、公共事業十カ年計画策定に向けた調整を行っていききたい。」との答弁がありました。

消費税問題について、「政府の消費税見直しは、現行消費税に欠陥があることを認めたためではないか。消費税の納税事務負担軽減のため導入した免税点や簡易課税制度は、税の公平性、信頼性を損っているが、なぜ、これを見直し法案に入れなかったのか。この際、消費税を凍結して議論をすべきではないか。」との質疑があり、海部内閣総理大臣並びに橋本大蔵大臣から、「消費税は昨年四月から税制度の改革の一環として実施しているものであるが、実施後における食料品課税撤廃等の国民の声に十分耳を傾け、要望を受け止めて、見直し法案を国会に提出しているのであって、欠陥はあるから見直すというものではない。免税点や簡易課税については、帳簿方式のもとで可能な限りの公平性と事務負担の簡素化を図り、多少正確を欠く点は割り切って、制度を組み立てているものである。まもなく導入後一年が経過するので、その結果を集計し、分析を行い、一定の結論を得たならば、また改正について議論をお願いすることになるが、凍結して議論して行く考えには賛成

できない。」との答弁がありました。

経済問題につきまして、「景気動向は金利高、株価水準の下落などから設備投資が慎重になっており、十月頃から転換点にさしかかるのではないか。東西ドイツの通貨統合により、西ドイツにインフレが起きる危険性はないか。西ドイツが公定歩合を引き上げれば、我が国もそれに追随することになるのではないか。最近の外国為替市場の円高転換の背景は何か。我が国の経常収支黒字幅の縮小は急激で、今後の資金援助等を考えると問題が残るのではないか。政府は黒字幅の適正水準をどこに置いているか。」との質疑があり、これに対し、関係各大臣並びに三重野日銀総裁より、「景気の動向は、為替、債権、株式のトリプル安の影響を慎重に検討する必要があるが、国際収支、物価及び生産の各部門のファンダメンタルズはしっかりしており、先行指標もこのところ持ち直すなど、基調的には大きな変化はない。先行き心配ないとはいわないが、まず大丈夫なのではないかと思っている。東西ドイツの通貨統合が一对一で行われることで、西ドイツにインフレ懸念があることは事実であるが、西ドイツ通貨当局は、そうした心配は生じないことに自信を持った発言をしている。いずれにせよ、我が国の金融政策は、国際経済や景気、物価等を総合的に

判断して、自主的に運営する方針に変更はない。円レートについては、基本的には先進国の中で、最もバランスがとれた経済発展を続けている日本経済のもとで、円安になる理由はない。しかし、投機資金はファンダメンタルズを離れて動いたため、これが円安をもたらしてきた。最近、日米金利差の縮小などで円が見直されるとともに、行き過ぎた円安が修正に向かいつつあるとみている。経常収支の黒字幅は着実に減少傾向にあるが、なお巨額の貿易黒字を出している我が国は、日米構造協議においても、引き続き、着実に輸入を拡大しながら、我が国経済を内需中心に発展させて行く責務を負っており、黒字縮小努力が必要である。経常収支黒字の好ましい水準は一概に言えないが、我が国が負っている国際的責務と国内の経済運営に支障が生じないよう両者の調和のとれた水準をメドとして考えて行くことに尽きるのではないか。」との答弁がありました。

日米構造協議問題について「先の中間報告の内容は、米国の厳しい要求に一方的に譲歩したものではないか。米国は日米合意の実施状況を監視する機関の設置を求めていると聞くがどう対応するのか。大規模小売店舗法の運用改善は、通産省通達でなく、法律に明文化すべきではないか。中小小売商に対する救済措置を考えているか。」との質疑

があり、海部内閣総理大臣並びに武藤通商産業大臣から、「構造協議は日米双方がそれぞれの国の経済運営上の諸問題について率直に意見を交換し合う場で、押しつけられたとか、一〇〇%満足できたとかいう性格のものではない。日米の努力の積み重ねによって相互の協調性を深めるとともに、日本としては、市場を開放し、内外価格差を是正することによって国民生活の質的向上に役立つことになる。監視機関の設置について具体的な話はないが、双方とも、実行に責任を持ち、フォローアップすることは当然の方向だと思う。大店法の出店調整処理期間を一年半以内に短縮することとしているが、従来の通達などの運用でわかりにくい点は、法律が政令に明記するという考え方で取り組んでいる。中小小売商に対しては、より思い切ったいろいろの振興策を検討して、中小小売商の方々が努力さえすれば、十分に経営が成り立つように考えて行きたい。」との答弁がありました。

最後に、社会保障問題について「政府が福祉政策の目玉としている高齢者保健福祉推進十カ年戦略は、既存施策の羅列ではないか。この戦略の実現はマンパワーの確保にかかっているが求人難の折、目標達成は可能か。」との質疑があり、海部内閣総理大臣並びに津島厚生大臣から、「高

高齢者保健福祉十カ年戦略は、今年度から十年間に、二十一世紀に超高齢化社会を迎えても不安のない体制をつくるために打ち出したもので、その内容は、七つの柱から成っている。全体を貫く精神は、本格的な高齢化に備えて国民の意識改革を行うとともに、地域の創意工夫を国が育てあげて、日本型福祉を定着させようとするもので、決して、個別政策を羅列したものではない。ホームヘルパー十万人の確保は、計画推進にとって一番難しいが、待遇の改善、勤務形態の工夫などのほか、介護士制度の拡充、社会福祉協議会への委託なども考えていかなければならないと思う。」との答弁がありました。

質疑はこのほか、広範多岐にわたりましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終局した後、委員長から、政治倫理確立に関する委員長見解を申し述べ、これに対し、深谷郵政大臣並びに海部内閣総理大臣から、これに対する発言がありました。

次いで、討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同を代表して安恒委員が反対、自由民主党を代表して伊江委員が賛成、公明党・国民会議を代表して白浜委員が反対、日本共産党を代表して吉岡委員が反対、連合参議院を代表して池田委員が反対、民社党・スポーツ・国民連合を代表

して足立委員が反対の旨、それぞれ意見が述べられました。討論を終局し、採決の結果、平成二年度予算三案は、賛成少数をもって、いずれも否決すべきものと決定いたしました。以上、御報告申し上げます。

平成二年度一般会計暫定予算（閣予第七号）

平成二年度特別会計暫定予算（閣予第八号）

平成二年度政府関係機関暫定予算（閣予第九号）

#### 委員長報告

ただいま議題となりました平成二年度暫定予算三案の予算委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

今回の暫定予算は、平成二年度予算が年度内に成立していないため、国政運営に支障を来すおそれがありますので、四月一日から五月二十日までの期間について編成されたものであります。

一般会計暫定予算の編成は本予算成立までの応急措置であることにかんがみ、歳出については、暫定予算期間中における人件費、事務費等の経常的経費のほか、既定施策に係る経費については行政運営上必要最小限度の額にとどめ、



新規施策の経費は、教育及び社会政策上の配慮から特に措置することが適当と認められるものを除き、原則として計上しないこととしております。

なお、公共事業関係費は、一般公共事業及び災害復旧等事業に分け、それぞれ本予算の四分の一及び三分の一を目途に計上することとしております。

一方、歳入については、暫定予算期間中の税収及びその他収入、四条公債発行予定額を見込むほか、前年度剰余金を計上いたしております。

以上の結果、一般会計暫定予算の規模は歳入二兆九千五百三十六億円、歳出十兆二千億円で、七兆二千四百六十四億円の歳出超過となりますが、国庫の資金繰りについては、必要に応じ大蔵省証券を発行することができることとしております。

特別会計及び政府関係機関の暫定予算についても、一般会計に準じて編成されております。

暫定予算三案は、三月二十八日国会に提出され、四月三日衆議院からの送付を待って、本日、大蔵大臣から趣旨説明を聴取した後、質疑を行いました。

暫定予算に直接かわる質疑として、「本暫定予算の期間を五十日間とした理由は何か。五十日間では衆参の予算

委員会の審議日程から逆算して暫定補正の提出が避けられないのではないか。暫定予算では七兆二千億円の歳出超過分を大蔵省証券で賄っており、その利払いは巨額に達するが、昭和五十三年度に行われた税収の年度所属区分の変更を復元することで利払いを縮減できるほか、年度間を通じた税収見積もりの適正化も期せるのではないか。昨年度の暫定予算で九十億円の消費税収があったのに、今回計上されていない理由は何か。」との質疑があり、これに対し、橋本大蔵大臣から「平成二年度暫定予算の期間を五十日間としたのは、衆議院の解散総選挙等諸般の情勢を勘案し、最近における暫定予算で最も長い期間を採用した。また、予算審議の日数など国会運営上の問題については政府が口出しすべきことではないが、政府としては暫定の補正とならないよう一日も早い本予算の成立を願っている。大蔵省証券による割引料は八百三十一億円であるが、年度内の収支の調整を図るもので、長期の国債と違って後世に負担を残すものではない。現行の税の年度所属区分は十年ぐらい一貫して定着しているもので、事務方も作業に習熟してきている。これをもとに戻すと巨額の財源が必要であるほか、今日ようやく特例公債依存脱却ができ、今後巨額の公債残高の累増にどう歯止めをかけるかなど財政体質強化が政策

優先順位として先行し、現時点では年度所属区分復元ができる状況にはないが、将来の重要な課題と考えている。昨年度は消費税スタートの年で、輸入分に課税の消費税収を計上したが、今年度は輸出還付分が出るので税収が見込めないほか、国内分は決算の後、二カ月後納付となるためである。」との答弁がありました。

質疑はこのほか、深谷郵政大臣にかかわるリクルート問題、日米構造協議など広範多岐にわたりましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同を代表して神山委員が反対、自由民主党を代表して伊江委員が賛成、公明党・国民会議を代表して猪熊委員が反対、日本共産党を代表して吉岡委員が反対の旨、それぞれ意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、平成二年度暫定予算三案は賛成少数をもっていずれも否決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

平成二年度一般会計暫定補正予算（第1号）（閣予第一〇号）  
平成二年度特別会計暫定補正予算（特第1号）（閣予第一一号）

平成二年度政府関係機関暫定補正予算（機第1号）（閣予第一二号）

#### 委員長報告

ただいま議題となりました平成二年度暫定補正予算三案の予算委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

今回の暫定補正予算は、既定の暫定予算に追加し、六月八日までの期間に係る暫定予算として編成されたものであります。

一般会計につきましては、暫定予算が本予算成立までの応急的な措置であることにかんがみ、今回の暫定補正予算におきましても、既定の暫定予算に準じて、補正後暫定予算期間中における人件費、事務費等の経常的経費のほか、既定施策に係る経費については行政運営上必要最小限の計上にとどめております。

歳入については、税収等の補正後暫定予算期間中の収入見込み額を計上しております。

一般会計暫定補正予算の追加は歳入五千百七十億円、歳出一兆九千六百十一億円となり、既定の暫定予算に合わせた補正後暫定予算の規模は、歳入三兆四千七百七億円、歳出十二兆一千六百十一億円で、八兆六千九百四億円の歳出超過となりますが、国庫の資金繰りについては、必要に応じて大蔵省証券を発行することとしております。

特別会計及び政府関係機関の暫定補正予算についても、一般会計に準じて編成されております。

暫定補正予算三案は、五月十六日国会に提出され、十七日衆議院からの送付を待って、本日、大蔵大臣から趣旨説明を聴取した後、質疑を行いました。

暫定補正予算に直接かわる質疑として、「暫定補正という異常事態に追い込まれた海部内閣は政治責任をとるべきではないか。暫定期間を通ずる政府の税収見積もりは過小ではないか。特に、消費税収入をこの間全く計上していないのは意図的な消費税隠しではないか。自然成立を意図して十九日間の暫定補正を提出することは参議院軽視とともに、両院協議会の協議を制約するものではないか。」との質疑があり、これに対し、海部内閣総理大臣並びに橋本大蔵大臣より「政府としては、過去最長の五十日間の暫定予算を提出したが、諸般の事情から、この間に本予算の成

立が困難となったため、国民生活に支障を生じないよう十九日間の暫定の補正予算を提出した。国民生活並びに国民経済に悪影響を与えないためにも、平成二年度本予算の一日も早い成立を強く期待している。なお、今後は予算の年度内成立に努力したい。暫定補正に計上した税収見積りは、税目別に納付期日を精査して行っており、源泉徴収所得税は各月の十日、法人税は月末納付であるため、六月八日までの暫定補正に計上することはできない。暫定予算期間の消費税収入のほとんどは平成元年度の歳入に入ることになっている。また、同期間の平成二年度分に属する消費税は、輸入品の一部にかかる収入がある一方、消費税導入二年目に入り、還付が行われ、収入を上回る状況にあるため、歳入に消費税収入を計上しなかった。暫定補正の期間を十九日間としたのは、諸般の事情を総合的に判断し、従来の国会審議を参酌し、予算のもつ重要性にかんがみ、定められた憲法六十条の規定をも考慮して決定したものである。」との答弁がありました。

質疑はこのほか、情報公開の推進、国有林野事業問題、いわゆる在日米軍思いやり予算問題など広範多岐にわたりましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同を代表して穂山委員が反対、自由民主党を代表して下稲葉委員が賛成、公明党・国民会議を代表して猪熊委員が反対、日本共産党を代表して吉岡委員が反対、連合参議院を代表して池田委員が反対、民社党・スポーツ・国民連合を代表して足立委員が反対の旨、それぞれ意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、平成二年度暫定補正予算三案は賛成少数をもっていずれも否決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○決算委員会

・予備費等承諾を求めるの件（七件）

| 件名                                                 | 院議先 | 提出月日          | 参議院                  |       |       | 衆議院           |       |       | 備考 |
|----------------------------------------------------|-----|---------------|----------------------|-------|-------|---------------|-------|-------|----|
|                                                    |     |               | 委員会付託                | 委員会議決 | 本会議議決 | 委員会付託         | 委員会議決 | 本会議議決 |    |
| 昭和六十三年年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）              | 衆   | 二、<br>三、<br>二 | 二、<br>三、<br>二<br>(予) |       |       | 二、<br>三、<br>二 | 継続審査  |       |    |
| 昭和六十三年年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）              | 〃   | 三、<br>二       | 三、<br>二<br>(予)       |       |       | 三、<br>二       | 継続審査  |       |    |
| 昭和六十三年年度特別会計予算総則第十二条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書      | 〃   | 三、<br>二       | 三、<br>二<br>(予)       |       |       | 三、<br>二       | 継続審査  |       |    |
| 昭和六十三年年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2） | 〃   | 三、<br>二       | 三、<br>二<br>(予)       |       |       | 三、<br>二       | 継続審査  |       |    |
| 平成元年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）                 | 〃   | 三、<br>二       | 三、<br>二<br>(予)       |       |       | 三、<br>二       | 継続審査  |       |    |
| 平成元年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）                 | 〃   | 三、<br>二       | 三、<br>二<br>(予)       |       |       | 三、<br>二       | 継続審査  |       |    |
| 平成元年度特別会計予算総則第十二条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）    | 〃   | 三、<br>二       | 三、<br>二<br>(予)       |       |       | 三、<br>二       | 継続審査  |       |    |

決算その他（六件）

| 件名                                                                        | 提出月日                        | 参議院        |       |       | 衆議院         |       |       | 備考                                                      |
|---------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|------------|-------|-------|-------------|-------|-------|---------------------------------------------------------|
|                                                                           |                             | 委員会付託      | 委員会議決 | 本会議議決 | 委員会付託       | 委員会議決 | 本会議議決 |                                                         |
| 昭和六十二年度一般会計歳入歳出決算、昭和六十二年度特別会計歳入歳出決算、昭和六十二年国税収納金整理資金受払計算書、昭和六十二年度政府関係機関決算書 | 昭和六三、<br>一一、三〇<br>(第百十四回国会) | 二、<br>二、二七 | 継続審査  | 継続審査  | 平成二、<br>三、一 | 継続審査  |       | 第百十四回国会<br>第百十五回国会<br>第百十六回国会<br>第百十七回国会<br>大蔵大臣報告<br>了 |
| 昭和六十二年度国有財産増減及び現在額総計算書                                                    | 平成元、<br>一、二七<br>(第百十四回国会)   | 二、二七       | 継続審査  | 継続審査  | 三、一         | 継続審査  |       | 第百十四回国会<br>第百十五回国会<br>第百十六回国会<br>第百十七回国会<br>了           |
| 昭和六十二年度国有財産無償貸付状況総計算書                                                     | 一、二七<br>(第百十四回国会)           | 二、二七       | 継続審査  | 継続審査  | 三、一         | 継続審査  |       | 第百十四回国会<br>第百十五回国会<br>第百十六回国会<br>第百十七回国会<br>了           |
| 昭和六十三年度一般会計国庫債務負担行為総調書                                                    | 一一、二五<br>(第百十七回国会)          | 二、二七       |       |       | 三、一         | 継続審査  |       | 第百十七回国会<br>了                                            |
| 昭和六十三年度国有財産増減及び現在額総計算書                                                    | 二、一、一九<br>(第百十七回国会)         | 二、二七       |       |       | 三、一         | 継続審査  |       | 第百十七回国会<br>了                                            |
| 昭和六十三年度国有財産無償貸付状況総計算書                                                     | 一、一九<br>(第百十七回国会)           | 二、二七       |       |       | 三、一         | 継続審査  |       | 第百十七回国会<br>了                                            |

○議院運営委員会

衆議院議員提出法律案（二件）

| 番<br>号 | 件<br>名               | 提出者<br>(月日)         | 予備送<br>付月日 | 本院へ<br>提出  | 参<br>議<br>院          |                     |                     |  | 衆<br>議<br>院             |                     |       | 備<br>考 |
|--------|----------------------|---------------------|------------|------------|----------------------|---------------------|---------------------|--|-------------------------|---------------------|-------|--------|
| 14     | 国会議員互助年金法の一部を改正する法律案 | 議院運営委員長<br>(二、六、一四) | 二、<br>六、一四 | 二、<br>六、一四 | 委員会付託<br>六、一四<br>(予) | 委員会議決<br>二、<br>六、一五 | 本会議議決<br>二、<br>六、一五 |  | 委員会付託<br>委員会議決<br>委員会議決 | 委員会議決<br>二、<br>六、一四 | 本会議議決 |        |
| 15     | 国会議員の秘書の給与等に関する法律案   | 議院運営委員長<br>(六、一四)   | 六、<br>一四   | 六、<br>一四   | 六、一四<br>(予)          | 可決<br>六、一五          | 可決<br>六、一五          |  |                         | 可決<br>六、一四          |       |        |

国会議員互助年金法の一部を改正する法律案（衆第一四号）

要旨

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

- 一、昭和五十年三月三十一日以前に退職した国会議員等に給する互助年金について、その計算の基礎となる歳費月額を六十六万円（現行六十四万円）に引き上げる。
- 二、納付金及び互助年金の計算の基礎となる歳費月額の限度額を九十八万九千円（現行九十六万九千円）に引き上げる。
- 三、納付金率を歳費月額百分の九・九（現行百分の九・七）に引き上げる。
- 四、高額所得による普通退職年金の停止にかかる基準を、恩給法に準じたものに改定する。
- 五、本法律は、平成二年七月一日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました国会議員互助年金法の一部を改正する法律案及び国会議員の秘書の給与等に関する法律案について御報告申し上げます。

まず、国会議員互助年金法の一部を改正する法律案は、

本年七月から、昭和五十年三月三十一日以前に退職した国会議員等に給する互助年金の年額を改定するとともに、納付金率を歳費月額百分の九・九に改め、納付金及び年金計算の基礎となる歳費月額の限度額を改定することとし、また、高額所得による普通退職年金の停止にかかる基準を、恩給法に準じたものに改定する等所要の改正をしようとするものであります。

委員会におきましては、審査の結果、多数をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、国会議員の秘書の給与等に関する法律案は、従来の一官一給制を一官三給制に改めるとともに、秘書の在職期間に一定の民間期間等を加算すること等により、在職期間及び年齢に応じた給料制度を導入しようとするものであります。

なお、本法律は本年八月一日から施行し、四月一日から適用することになっております。

委員会におきましては、審査の結果、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。



国会議員の秘書の給与等に関する法律案（衆第一五号）

要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、国会議員の秘書の給与について、在職期間及び年令に応じた給料の級及び号給の制度を導入するものである。
- 二、本法律は平成二年八月一日に施行し、同年四月一日から適用する。

委員長報告

前ページ参照

○環境特別委員会

内閣提出法律案（三件）

| 番号 | 件名                      | 先議院 | 提出月    | 参議院       |        |        | 衆議院    |        |        | 備考 |
|----|-------------------------|-----|--------|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|----|
| 37 | 自然環境保全法等の一部を改正する法律案     | 衆   | 二、四、一〇 | 二、四、一〇（予） | 二、五、三〇 | 二、五、三〇 | 二、四、一〇 | 二、五、二五 | 二、五、二九 |    |
| 41 | 水質汚濁防止法等の一部を改正する法律案     | 々   | 四、一六   | 四、一六（予）   | 六、一三   | 六、一五   | 四、一六   | 六、一    | 六、一    |    |
| 63 | スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律案 | 々   | 五、八    | 五、八（予）    | 六、一五   | 六、一八   | 五、八    | 六、一    | 六、五    |    |

衆議院議員提出法律案（二件）

| 番号 | 件名                              | 提出者（月日）                  | 予備送付月日 | 本院へ提出 | 参議院           |        |        | 衆議院    |            |       | 備考 |
|----|---------------------------------|--------------------------|--------|-------|---------------|--------|--------|--------|------------|-------|----|
| 8  | 水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案 | 福島譲二君<br>外四名<br>（二、五、二二） | 二、五、二三 | 二、六、七 | 二、二、二、五、二三（予） | 二、六、二〇 | 二、六、二三 | 二、五、二三 | 二、六、五      | 二、六、七 |    |
| 12 | 空き缶、空き瓶等の回収に関する法律案              | 小川国彦君<br>外三名<br>（六、七）    | 六、一二   |       | 六、一二（予）       |        |        | 六、一二   | 環境<br>継続審査 |       |    |

## 自然環境保全法等の一部を改正する法律案（閣法第三七号）

### 要旨

本法律案は、優れた自然環境の保全を図るため、自然環境保全地域、自然公園等において、動植物を殺傷し、または損傷する行為を制限するとともに、自然景観や動植物の生息環境を保護する見地から、四輪駆動車やスノーモービル等の無秩序な乗り入れを防止しようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、自然環境保全法の一部改正

自然環境保全地域等において、動植物を捕獲し、または採取する行為と同様に、これらを殺傷し、または損傷する行為を制限するとともに、自然環境保全地域の道路等以外の地域のうち、環境庁長官が指定する区域内において、車馬の使用等の行為を制限する。

#### 二、自然公園法の一部改正

特別地域において、動植物を捕獲し、または採取する行為と同様に、これらを殺傷し、または損傷する行為を制限するとともに、特別地域の道路等以外の地域のうち、環境庁長官が指定する区域内において、車馬の使用等の行為を制限するほか、特別保護地区内において、動力船

の使用及び航空機の着陸を制限する。

#### 三、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の一部改正

鳥獣を捕獲し、または鳥類の卵を採取する行為と同様に、これらを殺傷し、または損傷する行為を制限する。

#### 四、その他

1 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行する。

2 罰金の額について、経済実勢に合わせて引き上げを行うほか、所要の規定の整理を行う。

3 関係法律（火薬類取締法及び銃砲刀剣類所持等取締法）について、所要の改正を行う。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、環境特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、優れた自然環境の保全を図るため、自然環境保全地域、自然公園等において、動植物を殺傷し、または損傷する行為を制限するとともに、自然景観や動植物の生息環境を保護する見地から、四輪駆動車等の無秩序な乗り入れを防止しようとするものであって、その主な内容は次のとおりであります。

第一は、自然環境保全法の一部改正であります。

自然環境保全地域等において、動植物を捕獲し、または採取する行為と同様に、これらを殺傷し、または損傷する行為を制限するとともに、自然環境保全地域の道路等以外の地域のうち、環境庁長官が指定する区域内において車馬の使用等の行為を制限しようとするものであります。

第二は、自然公園法の一部改正であります。

特別地域において、動植物を捕獲し、または採取する行為と同様に、これらを殺傷し、または損傷する行為を制限するとともに、特別地域の道路等以外の地域のうち、環境庁長官が指定する区域内において車馬の使用等の行為を制限するほか、特別保護地区内において動力船の使用及び航空機の着陸を制限しようとするものであります。

第三は、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の一部改正であります。

鳥獣を捕獲し、または鳥類の卵を採取する行為と同様に、これらを殺傷し、または損傷する行為を制限しようとするものであります。

また、附則において、火薬類取締法及び銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正を行うものであります。

委員会におきましては、新たな規制の実効性の確保と国

立公園の管理体制の拡充並びに環境教育の充実、かすみ網の不正使用の取り締まりと製造・販売の規制強化、絶滅のおそれのある野生動植物の保護対策等、自然保護行政の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決を行いましたところ、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。以上、御報告申し上げます。

水質汚濁防止法等の一部を改正する法律案（閣法第四一号）

#### 要旨

本法律案は、生活排水の排出による公共用水域の水質の汚濁の防止を図るため、生活排水対策の実施に関する国・地方公共団体等の責務等生活排水対策の実施に関する措置等を定めるとともに、総量削減基本方針に係る指定水域の水質汚濁の防止の一層の推進を図るため、指定地域における規制対象施設を追加する等の措置を講じるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、水質汚濁防止法の一部改正

## 1 目的の改正

目的に、生活排水対策の実施を推進することを加える。

## 2 生活排水対策に係る行政及び国民の責務の明確化

生活排水対策の実施について、市町村が生活排水処理施設の整備、生活排水対策に関する啓発等を行うことを中心に、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、国民の責務として、公共用水域の水質の保全に心がけること等の規定を定める。

## 3 生活排水対策推進計画の策定

都道府県知事が指定する生活排水対策重点地域に係る市町村は、生活排水対策の実施を推進するための計画を定めなければならない。

## 4 総量規制地域における規制対象施設の追加

総量規制地域において、政令で定める施設（指定地域特定施設）を規制対象施設として追加する。

## 二、瀬戸内海環境保全特別措置法の一部改正

瀬戸内海区域において、政令で定める施設については水質汚濁防止法の指定地域特定施設とみなし、同法の規定を適用する。

## 三、湖沼水質保全特別措置法の一部改正

湖沼指定地域に設置される一定の施設（みなし特定施設）を、水質汚濁防止法の指定地域特定施設とみなされる施設に改め、同法の規定を適用する。

## 四、施行期日等

1 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

2 関係法律（地方税法及び特定工場における公害防止組織の整備に関する法律）について所要の改正を行う。

## 委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、環境特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、第一に、生活排水による公共用水域の水質の汚濁の防止を図るため、生活排水対策の実施に関する国・地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、排水対策の推進に関する措置等を定めるものであります。

第二に、総量規制水域の水質汚濁の防止の一層の推進を図るため、総量規制地域における規制対象施設の拡大を図ろうとするものであります。

委員会におきましては、国民の責務の明確化の意義、洗

剤の環境に及ぼす影響や使い方、生活排水対策重点地域に対する財政援助、ゴルフ場農業の水質規制のあり方等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決を行いましたところ、本法律案は全会一致をもって、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、清水理事より各派共同提案による附帯決議案が提出され、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決しました。

以上、御報告申し上げます。

スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律案（閣法第六三号）

#### 要旨

スパイクタイヤ粉じんの発生の防止を図るため、スパイクタイヤの使用を規制するとともに、スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する対策の実施について定めるものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する国民及び

#### 行政の責務

国民は、スパイクタイヤ粉じんを発生させないように努めなければならないこととする。また、地方公共団体は、当該地域の自然的、社会的条件に応じたスパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する施策の実施に努めなければならないこととし、国は、スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する基本的かつ総合的な施策の推進に努めなければならないこととする。

二、地域の指定並びに指定地域内におけるスパイクタイヤの使用の禁止及び罰則

環境庁長官は、市街地及びその周辺の地域で、スパイクタイヤ粉じんの発生を防止することにより住民の健康保護と生活環境の保全が特に必要な地域を、指定地域として指定しなければならないこととし、また、その地域指定に当たっては、国家公安委員会その他行政機関の長と協議するとともに、関係都道府県知事の意見を聴かなければならないこととする。

指定地域内の舗装道路の積雪または凍結の状態にない部分においては、原則として、スパイクタイヤを使用してはならないこととし、その違反者については、十万円以下の罰金に処するものとする。

### 三、施行期日等

この法律は、公布の日から施行する。ただし、スパイクタイヤの使用の禁止の規定は平成三年四月一日から、罰則に係る規定は平成四年四月一日から施行するほか、大型車等については所要の規定を設けることとする。

### 委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、環境特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。本法律案は、スパイクタイヤの使用を規制し、スパイクタイヤ粉じんの発生の防止を図ろうとするものであって、その主な内容は次のとおりであります。

第一は、スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する国民並びに国及び地方公共団体の責務を定めるものであります。

第二は、スパイクタイヤ粉じんに関し、住民の健康保護と生活環境の保全が特に必要な地域を指定地域として環境庁長官が指定し、指定地域内の舗装道路の積雪または凍結の状態にない部分においては、原則として、スパイクタイヤの使用を禁止し、その違反者については、十万円以下の罰金に処するものであります。

委員会におきましては、本法におけるスパイクタイヤ使用の禁止の趣旨、地域指定の指定基準と手続、代替タイヤの普及啓発と安全運転教育、大型車に対する規制の適用等について、質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、日本共産党より修正案が提出されました。採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、附帯決議が全会一致をもって付されました。

以上、御報告申し上げます。

水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（衆第八号）

### 要旨

本法律案は、水俣病対策の推進に資するため、長期にわたる申請滞留者の速やかな解消を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、認定の申請期限の延長

水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法により、環境庁長官に対して水俣病に係る認定の申請をすることができる期限を、三カ年延長して平成五年九月三十日までとする。

## 二、認定の申請をすることができる者の範囲の拡大

同法により、環境庁長官に対して水俣病に係る認定を申請することができる者の範囲を、昭和五十七年八月三十一日以前に申請をしていた者で当該申請に関する処分を受けていないものまで拡大する。

## 三、施行期日

この法律は、平成二年十月一日から施行する。

## 委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、環境特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。本法律案は、衆議院提出に係るもので、その主な内容は次のとおりであります。

第一は、水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法による環境庁長官に対する認定の申請期限を、平成五年九月三十日まで三カ年延長することであります。

第二は、環境庁長官に対して申請できる者の範囲を、昭

和五十七年八月三十一日以前に申請をしていた者で、未だ処分を受けていないものまで拡大することであります。

委員会におきましては、水俣病対策に関する国の行政責任と基本姿勢、国への申請状況と臨時措置法の実効性、IPCS報告書と環境庁の対応、いわゆる重松委員会による検討結果の公開等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して沓脱委員より、本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、水俣病患者の早期救済等を内容とする附帯決議が、全会一致をもって付されました。

以上、御報告いたします。



○災害対策特別委員会

衆議院議員提出法律案（一件）

| 番号 |                                                                    | 提出者<br>(月日)               | 予備送<br>付月日 | 本院へ<br>提出  | 参議院                        |                     |                     | 衆議院                     |                         |                     | 備考 |
|----|--------------------------------------------------------------------|---------------------------|------------|------------|----------------------------|---------------------|---------------------|-------------------------|-------------------------|---------------------|----|
| 2  | 件名                                                                 |                           |            |            |                            |                     |                     |                         |                         |                     |    |
|    | 地震防災対策強化地域における<br>地震対策緊急整備事業に係る国<br>の財政上の特別措置に関する法<br>律の一部を改正する法律案 | 災害対策特別<br>委員長<br>(二、三、二七) | 二、<br>三、二八 | 二、<br>三、二八 | 委員会付託<br>二、<br>三、二八<br>(予) | 委員会議決<br>二、<br>三、三〇 | 本会議議決<br>二、<br>三、三〇 | 委員会付託<br>委員会付託<br>委員会付託 | 委員会議決<br>委員会議決<br>委員会議決 | 本会議議決<br>二、<br>三、二八 |    |
|    |                                                                    |                           |            |            |                            |                     |                     |                         |                         |                     |    |

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る  
国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案  
(衆第二号)

#### 要旨

本法律案は、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の実施の状況にかんがみ、その有効期限を平成七年三月三十一日まで五年間延長しようとするものである。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、災害対策特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の実施の状況にかんがみ、その有効期限を平成七年三月三十一日まで五年間延長しようとするものであります。

委員会におきましては、提出者衆議院災害対策特別委員

長代理、理事高鳥修君から趣旨説明を聴取した後、直ちに採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○ 沖縄及び北方問題に関する特別委員会

・ 内閣提出法律案（一件）

| 番 号 | 件 名                    | 議 院 | 提 出 日 月    | 衆 議 院                      | 衆 議 院            | 備 考 |
|-----|------------------------|-----|------------|----------------------------|------------------|-----|
| 20※ | 沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案 | 衆   | 二、<br>三、二三 | 委員会付託<br>二、<br>三、二三<br>(予) | 可<br>決<br>可<br>決 |     |
|     |                        |     |            | 委員会付託<br>二、<br>三、一三        | 可<br>決<br>可<br>決 |     |
|     |                        |     |            | 委員会付託<br>二、<br>四、一八        | 可<br>決<br>可<br>決 |     |
|     |                        |     |            | 委員会付託<br>二、<br>四、一九        | 可<br>決<br>可<br>決 |     |
|     |                        |     |            |                            |                  |     |

沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案（閣法第二〇号）

要旨

本法律案は、沖縄における産業の振興開発に資するため、沖縄振興開発金融公庫の業務について、資金の貸付対象設備が主務大臣の定める事業の用に供される場合には当該設備の取得等に関連する資金の貸付けを行うことができることとするほか、高度で新しい技術の研究開発等に必要な資金の貸付けを行うことができることとするものである。

委員長報告

ただいま議題となりました沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案につきまして、沖縄及び北方問題に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、沖縄における産業の振興開発に資するため、沖縄振興開発金融公庫の業務について、資金の貸付け対象設備が、主務大臣の定める事業の用に供される場合には、当該設備の取得等に関連する資金の貸付けを行うことができることとするほか、高度で新しい技術の研究開発等に必

要な資金の貸付けを行うことができることとする措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、沖縄振興開発金融公庫の出資業務の状況、立ち上がり支援資金及び研究開発資金の対象事業、同資金需要の予測、平成元年度の業務状況と平成二年度の事業計画、県内企業の育成に対する配慮等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○委員会付託に至らなかったもの  
・内閣提出法律案（四件）

| 号 番 | 件 名                     | 院議先 | 月 提 出          | 参 議 院      |       |       | 衆 議 院 |       |                | 備 考                |
|-----|-------------------------|-----|----------------|------------|-------|-------|-------|-------|----------------|--------------------|
| 10※ | 消費税及び租税特別措置法の一部を改正する法律案 | 衆   | 二、<br>三、<br>六  | 未<br><br>了 | 委員会付託 | 委員会議決 | 委員会付託 | 委員会議決 | 本会議議決          | 二、六、一一<br>衆本会議趣旨説明 |
| 18※ | 防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案 | 衆   | 二、<br>三、<br>一三 |            |       |       |       |       |                |                    |
| 67  | 医療法の一部を改正する法律案          | 〃   | 五、<br>二五       |            |       |       |       |       |                |                    |
| 70  | 地方自治法の一部を改正する法律案        | 〃   | 二、<br>六、<br>二  |            |       |       |       |       | 継続審査<br>（内閣）   |                    |
|     |                         |     |                |            |       |       |       |       | 継続審査<br>（社会労働） |                    |
|     |                         |     |                |            |       |       |       |       | 継続審査<br>（地方行政） |                    |

・衆議院議員提出法律案（四件）

| 号 番 | 件 名            | 提出者<br>（月日）                | 予備送<br>付月日    | 本院へ<br>提出 | 参 議 院 |       |       | 衆 議 院   |          |          | 備 考                |
|-----|----------------|----------------------------|---------------|-----------|-------|-------|-------|---------|----------|----------|--------------------|
| 4   | 消費税法を廃止する法律案   | 伊藤 茂君<br>外 七 名<br>（二、四、一五） | 二、<br>六、<br>二 |           | 委員会付託 | 委員会議決 | 本会議議決 | 委員会付託   | 委員会議決    | 本会議議決    | 二、六、一一<br>衆本会議趣旨説明 |
| 5   | 消費譲与税法を廃止する法律案 | 伊藤 茂君<br>外 七 名<br>（四、一九）   | 六、<br>二       |           |       |       |       | 六、<br>二 | 六、<br>二一 | 六、<br>二二 |                    |
|     |                |                            |               |           |       |       |       | 否決      | 否決       | 否決       |                    |
|     |                |                            |               |           |       |       |       | 否決      | 否決       | 否決       |                    |

| 号 番 | 件 名                   | 提出者<br>(月日)              | 予備送<br>付月日 | 本院へ<br>提出 | 参 議 院 |       |       | 衆 議 院 |             |             | 備 考                |
|-----|-----------------------|--------------------------|------------|-----------|-------|-------|-------|-------|-------------|-------------|--------------------|
| 6   | 地方交付税法の一部を改正する<br>法律案 | 伊藤 茂君<br>外 七 名<br>(四、一九) | 六、二        |           | 委員会付託 | 委員会議決 | 本会議議決 | 委員会付託 | 委員会議決       | 本会議議決       | 二、六、一一<br>衆本会議趣旨説明 |
| 7   | 税制再改革基本法案             | 伊藤 茂君<br>外 七 名<br>(四、一九) | 六、二        |           |       |       |       | 六、一一  | 六、二二<br>否 決 | 六、二三<br>否 決 |                    |

・ 本院議員提出案 (二件)

| 号 番 | 件 名                               | 提出者<br>(月日)               | 予備送<br>付月日 | 衆へ<br>提出 | 参 議 院 |       |       | 衆 議 院 |       |       | 備 考 |
|-----|-----------------------------------|---------------------------|------------|----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|
| 1   | 短時間労働者保護法案                        | 中西珠子君<br>外 三 名<br>(二、三、九) | 三、二二       |          | 委員会付託 | 委員会議決 | 本会議議決 | 委員会付託 | 委員会議決 | 本会議議決 |     |
| 2   | 労働保険の保険料の徴収等に関する<br>法律の一部を改正する法律案 | 木庭健太郎君<br>(三、三一)          | 四、二        |          | 未     |       | 了     |       |       |       |     |

・ 決算その他 (一件)

| 件 名                                                                        | 提出<br>月 日            | 参 議 院 |       |       | 衆 議 院 |       |       | 備 考           |
|----------------------------------------------------------------------------|----------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|---------------|
| 昭和六十三年度一般会計歳入歳出決算、昭和六十三年度特別会計歳入歳出決算、昭和六十三年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和六十三年度政府関係機関決算書 | 元、一二、二五<br>(第百十七回国会) | 委員会付託 | 委員会議決 | 本会議議決 | 委員会付託 | 委員会議決 | 本会議議決 | 第百十七回国会<br>未了 |
| 決 算                                                                        | 二、三、一                |       |       |       |       |       |       |               |
| 継 続 審 査                                                                    |                      |       |       |       |       |       |       |               |

(4) 本会議決議

| 番 号 | 件 名                         | 提 出 者            | 提 出 日         | 委 員 会<br>付 託 | 委 員 会<br>議 決 | 本 会 議<br>議 決    | 備 考 |
|-----|-----------------------------|------------------|---------------|--------------|--------------|-----------------|-----|
| 1   | 暴力行為の排除に関する決議案              | 下条 進一郎君<br>外 九 名 | 二、<br>三、<br>六 |              |              | 二、<br>三、<br>決七  |     |
| 2   | 第十八回オリンピック冬季競技大会長野招致に関する決議案 | 下条 進一郎君<br>外 八 名 | 六、<br>一四      |              |              | 六、<br>一五<br>可 決 |     |

暴力行為の排除に関する決議

近時、法秩序を無視して直接行動に訴えるがごとき危険な暴力行為の傾向が著しく台頭してきている。こうした風潮は、憲法の保障する自由と民主主義の原則に照らして憂慮にたえない。

殊に、言論及び政治活動の自由は公正な社会生活を確立する上で最も重要な基本的権利であり、これを暴力により封殺することは正に民主主義に対する挑戦であって断じて容認できない。特に最近頻発する問答無用といったテロ行

為は、国の内外に対し深刻な衝撃を与えた不祥事として誠に遺憾である。この際、テロの実態と背景を徹底的に調査し、その根源を速やかに一掃することは、法治国家として喫緊の課題である。

本院は、かかる事態にかんがみ、ここに、暴力が自由と民主主義の最大の敵であることを改めて表明するとともに、政府に対しては、言論の自由を保障し、あらゆる暴力の根絶を図り、遵法精神の高揚に努め、もって社会秩序の維持に最善の努力を尽くし、国民の不安を除去するよう、強く要請する。

右決議する。

#### 第十八回オリンピック冬季競技大会長野招致に関する決議

参議院は、来る平成十年（千九百九十八年）の第十八回オリンピック冬季競技大会を長野市に招致するため、その促進運動を強力に推進するとともに、その準備態勢を整備すべきものと認める。

右決議する。

#### 理 由

政府は、昨年六月六日、長野市が平成十年（千九百九十八年）の第十八回オリンピック冬季競技大会を招致することを了解し、長野市は、本年二月十二日、国際オリンピック委員会に正式に立候補した。

今日、我が国が国際交流を通じて世界に積極的に貢献していくことの必要性はますます高まっております、我が国でオリンピック冬季競技大会を再び開催することは、国際親善を一層深めるとともにスポーツの振興にとって極めて意義深いものがある。

この第十八回オリンピック冬季競技大会の開催都市は、来年六月、イギリスのバーミンバムで開催される国際オリ

ンピック委員会総会において決定されるが、長野市のほかソルトレークシティ（アメリカ）、エステルスンド（スウェーデン）、ハカ（スペイン）、アオスタ（イタリア）、ソチ（ソビエト連邦）の諸都市が立候補しており、長野市への招致実現のためには、強力な促進運動を推進するとともに万全の受け入れ態勢を整備する必要がある。

これが本決議案を提出する理由である。



# 四、請願の審議経過

(1) 請願件数表

| 計                | 沖縄・北方 | 環境 | 科学技術 | 議院運営 | 予算 | 建設 | 通信 | 運輸  | 商工 | 農林水産 | 社会労働 | 文教  | 大蔵  | 外務 | 法務  | 地方行政 | 内閣 | 委員 | 委員会 |    | 備考 |
|------------------|-------|----|------|------|----|----|----|-----|----|------|------|-----|-----|----|-----|------|----|----|-----|----|----|
|                  |       |    |      |      |    |    |    |     |    |      |      |     |     |    |     |      |    |    | 付託  | 採択 |    |
| 二二〇一             | 一     | 四二 | 七六   | 一四   | 一五 | 七  | 二  | 一二四 | 七  | 一五   | 一二四一 | 二七〇 | 二二三 | 四  | 一五五 | 四七   | 五八 |    |     |    |    |
| 二七〇              | 一     | 四一 | 〇    | 〇    | 〇  | 〇  | 〇  | 〇   | 〇  | 四    | 一八二  | 六   | 〇   | 一  | 一四  | 〇    | 二一 |    |     |    |    |
| 〇                | 〇     | 〇  | 〇    | 〇    | 〇  | 〇  | 〇  | 〇   | 〇  | 〇    | 〇    | 〇   | 〇   | 〇  | 〇   | 〇    | 〇  |    |     |    |    |
| 二〇三一             | 〇     | 一  | 七六   | 一四   | 一五 | 七  | 二  | 一二四 | 七  | 一一   | 一〇五九 | 二六四 | 二二三 | 三  | 一四一 | 四七   | 三七 |    |     |    |    |
| 二七〇              | 一     | 四一 | 〇    | 〇    | 〇  | 〇  | 〇  | 〇   | 〇  | 四    | 一八二  | 六   | 〇   | 一  | 一四  | 〇    | 二一 |    |     |    |    |
| 提出総数は二二〇二件、取下げ一件 |       |    |      |      |    |    |    |     |    |      |      |     |     |    |     |      |    |    |     |    |    |

(2) 本会議において採択された請願件名一覧

○内閣委員会

二一件

元日赤救護看護婦に対する慰労給付金に関する請願（第七五〇号外八件）

傷病恩給等の改善に関する請願（第八三〇号外一件）

○法務委員会

一四件

法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願（第九四三号外一三件）

○外務委員会

一件

在日韓国人の法的地位と待遇の安定に関する請願（第三三九号）

○文教委員会

六件

過疎地域私立高等学校に対する特別補助の継続及び充実に  
関する請願（第二一一号）

義務教育費国庫負担制度の堅持、教職員定数改善計画の計

画完成年度完結に関する請願（第二一二号）

私学助成の充実に関する請願（第二二三号）

私学助成の拡充強化に関する請願（第一二四六号外二件）

○社会労働委員会

一八二件

保育所制度の充実に関する請願（第二三号外一件）

脊（せき）髄神経治療の研究開発促進に関する請願（第一

二〇号外四〇件）

亜急性硬化性全脳炎の子供とその家族に対する医療と福祉

に関する請願（第二〇九号）

腎（じん）疾患総合対策の早期確立に関する請願（第五〇

六号外四五件)

国立腎(じん)センター設立に関する請願(第六五六号外七件)

肝炎の予防と治療対策及び医療費公費負担の拡充に関する請願(第七四七号外一九件)

障害者の所得保障の充実に関する請願(第一二九六号外一二件)

労働行政体制拡充強化のための大幅増員に関する請願(第一五九七号外一二件)

脊(せき)髄空洞症の特定疾患指定に関する請願(第一六〇六号外一〇件)

小規模作業所等障害者の地域生活援助対策に関する請願(第一七六二号外二五件)

第二次大戦における北千島関係戦没者の遺骨収集及び現地慰霊祭実施に関する請願(第二一九三号)

○農林水産委員会

四件

米の輸入自由化阻止、食糧管理制度の基本の堅持に関する請願(第七〇五号)

米の輸入自由化反対・食糧管理制度の堅持に関する請願(第一二四四号外二件)

○環境特別委員会

四一件

スパイクタイヤ使用禁止措置制定に関する身体障害者運転車両の除外に関する請願(第一一九号外四〇件)

○沖縄及び北方問題に関する特別委員会 一件

北方領土返還促進に関する請願(第六二五号)

# 五、委員会別国政調査概要

## ○内閣委員会

|                    |                                                                                                                                                                                              |
|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成二年<br>三月 三十日 金曜日 | 今期国会における本委員会関係の内閣提出予定法律案に関する件について坂本内閣官房長官から説明を聴いた。                                                                                                                                           |
| 四月二十六日 木曜日         | 総理府関係の施策に関する件及び平成二年度内閣、総理府関係予算に関する件について坂本内閣官房長官から、<br>総務庁の基本方針に関する件及び平成二年度総務庁関係予算に関する件について塩崎総務庁長官から、<br>防衛庁の基本方針に関する件について石川防衛庁長官から、<br>平成二年度防衛庁関係予算に関する件及び平成二年度皇室費に関する件について政府委員からそれぞれ説明を聴いた。 |

## ○地方行政委員会

|                    |                                 |
|--------------------|---------------------------------|
| 平成二年<br>三月二十六日 月曜日 | 長崎屋尼崎店の火災に関する件について政府委員から報告を聴いた。 |
| 三月二十九日 木曜日         | 派遣委員の報告は、これを会議録に掲載することに決定した。    |

四月二十六日 木曜日

地方行財政、消防行政、警察行政等の基本施策に関する件について奥田国務大臣から所信を聴いた。

平成二年度自治省関係予算及び警察庁関係予算に関する件について政府委員から説明を聴いた。  
地方行財政、消防行政、警察行政等の基本施策に関する件について奥田国務大臣、政府委員、厚生省、外務省、建設省及び通商産業省当局に対し質疑を行った。

六月 十二日 火曜日

平成二年度の地方財政計画に関する件について奥田自治大臣から概要説明を聴いた後、政府委員から補足説明を聴いた。

六月 十四日 木曜日

地方財政の拡充強化に関する決議を行った。

○法務委員会

平成二年

四月二十六日 木曜日

法務行政の基本方針について長谷川法務大臣から所信を聴いた。  
平成二年度法務省及び裁判所関係予算について政府委員及び最高裁判所当局から説明を聴いた。

五月二十四日 木曜日

法務行政の基本方針に関する件について長谷川法務大臣、政府委員、外務省、労働省、最高裁判所及び警察庁当局に対し質疑を行った。

○外務委員会

平成二年

六月 十四日 木曜日

国際情勢等に関する件について中山外務大臣、政府委員、防衛庁、法務省及び厚生省当局に対し質疑を行った。

○大蔵委員会

平成二年

三月 二十六日 月曜日

財政及び金融等の基本施策に関する件について橋本大蔵大臣から所信を聴いた。

○文教委員会

平成二年

三月 二十九日 木曜日

四月 十七日 火曜日

五月 二十四日 木曜日

派遣委員から報告を聴いた。

文教行政の基本施策に関する件について保利文部大臣から所信を聴いた。

平成二年度文部省関係予算に関する件について政府委員から説明を聴いた。

文教行政の基本施策に関する件について保利文部大臣、政府委員、運輸省、総理府及び厚生省当局に対し質疑を行った。

○社会労働委員会

平成二年

四月 十七日 火曜日

厚生行政の基本施策に関する件及び平成二年度厚生省関係予算に関する件について津島厚生大臣から所信及び説明を聴いた。  
労働行政の基本施策に関する件及び平成二年度労働省関係予算に関する件について塚原労働大臣から所信及び説明を聴いた。

四月二十四日 火曜日

厚生行政の基本施策に関する件について津島厚生大臣、政府委員、運輸省、建設省、郵政省、科学技術庁、文部省、法務省及び大蔵省当局に対し質疑を行った。

五月二十四日 木曜日

労働行政の基本施策に関する件について塚原労働大臣、政府委員、林野庁、人事院、労働省及び大蔵省当局に対し質疑を行った。

六月二十二日 金曜日

(育児休業制度検討小委員会)

育児休業に関する件について意見の交換を行った。

六月二十六日 火曜日

「ゆとり宣言」に関する決議を行った。

○農林水産委員会

平成二年

三月二十九日 木曜日

平成二年度の農林水産行政の基本施策に関する件について山本農林水産大臣から所信を聴いた。

畜産物等の価格安定等に関する件について山本農林水産大臣、政府委員、農林水産省及び厚生省当局に対し質疑を行った。  
畜産物価格及び繭糸価格に関する決議を行った。

※派遣委員から報告を聴いた。

六月 十九日 火曜日  
当面の農林水産行政に関する件について山本農林水産大臣、政府委員、厚生省及び環境庁当局に対し質疑を行った。

六月 二十六日 火曜日  
自然環境保全及び林業・国有林野事業の活性化に関する決議を行った。

# ○商工委員会

平成二年

四月 十七日 火曜日

通商産業行政の基本施策に関する件について武藤通商産業大臣から所信を聴いた。  
経済計画等の基本施策に関する件について相沢経済企画庁長官から所信を聴いた。  
平成元年における公正取引委員会の業務の概略に関する件について梅澤公正取引委員会委員長から説明を聴いた。

五月 二十四日 木曜日

通商産業行政の基本施策に関する件及び経済計画等の基本施策に関する件について武藤通商産業大臣、相沢経済企画庁長官、政府委員、建設省、法務省及び大蔵省当局に対し質疑を行った。



○運輸委員会

平成二年

四月 十七日 火曜日

運輸行政の基本施策に関する件について大野運輸大臣から所信を聴いた。  
平成二年度運輸省関係予算に関する件について政府委員から説明を聴いた。

六月 一日 金曜日

運輸行政の基本施策に関する件について大野運輸大臣、政府委員、郵政省、通商産業省、自治省  
当局及び参考人日本鉄道建設公団理事向井軍治君に対し質疑を行った。

○逓信委員会

平成二年

五月二十四日 木曜日

郵政行政の基本施策に関する件について深谷郵政大臣から所信を聴いた。

五月二十九日 火曜日

郵政行政の基本施策に関する件について深谷郵政大臣、政府委員、通商産業省、郵政省、法務省  
当局、参考人国際電信電話株式会社常務取締役奥田量三君、日本電信電話株式会社代表取締役常  
務取締役草加英資君及び同社取締役電話事業サポート本部長寺西昇君に対し質疑を行った。

○建設委員会

平成二年

四月 十七日 火曜日

建設行政、国土行政及び北海道総合開発の基本施策に関する件について綿貫建設大臣、佐藤国土

庁長官及び砂田北海道開発庁長官から所信を聴いた。

五月二十四日 木曜日

土地及び住宅問題に関する件について佐藤国土庁長官、綿貫建設大臣、政府委員、建設省、文部省、大蔵省、食糧庁当局、参考人日本銀行総務局長田村達也君及び住宅・都市整備公団理事渡辺尚君に対し質疑を行った。

六月 十二日 火曜日

公共投資十か年計画に関する件、公共施設の整備促進に関する件、土地税制に関する件、下水道整備に関する件、土地対策に関する件、駐車場整備に関する件、公団住宅の建替え問題に関する件、コンクリート構造物の劣化対策に関する件等について綿貫建設大臣、佐藤国土庁長官、政府委員、経済企画庁、警察庁、運輸省当局、参考人住宅・都市整備公団総裁丸山良仁君及び同理事渡辺尚君に対し質疑を行った。

○科学技術特別委員会

平成二年

四月 二十日 金曜日

科学技術振興のための基本施策に関する件について大島科学技術庁長官から所信を聴いた。  
平成二年度科学技術庁関係予算に関する件について政府委員から説明を聴いた。

五月 三十日 水曜日

科学技術振興のための基本施策に関する件について、大島科学技術庁長官、政府委員、通商産業省、環境庁、資源エネルギー庁、外務省当局及び参考人動力炉・核燃料開発事業団理事橋本好一君に対し質疑を行った。

六月 二十日 水曜日

地球環境保全と宇宙・海洋分野における研究開発の役割に関する件について参考人筑波大学教授

|  |                                                                                     |
|--|-------------------------------------------------------------------------------------|
|  | 吉野正敏君、東海大学情報技術センター所長坂田俊文君、神奈川大学理学部教授寺本俊彦君及び東京大学海洋研究所教授小池勲夫君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。 |
|--|-------------------------------------------------------------------------------------|

○環境特別委員会

|                       |                                                                                                                      |
|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成二年<br>四月二十五日<br>水曜日 | 公害対策及び環境保全の基本施策について北川環境庁長官から所信を聴いた。<br>平成二年度環境庁関係予算及び各省庁の環境保全関係予算について政府委員から説明を聴いた。<br>公害等調整委員会の事務概要について政府委員から説明を聴いた。 |
| 五月三十日<br>水曜日          | 公害対策及び環境保全の基本施策に関する件について北川環境庁長官、政府委員、環境庁、国土庁、法務省、厚生省、農林水産省及び水産庁当局に対し質疑を行った。                                          |

○災害対策特別委員会

|                      |                                                                         |
|----------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| 平成二年<br>三月三十日<br>金曜日 | 派遣委員から報告を聴いた。                                                           |
| 四月十七日<br>火曜日         | 災害対策の基本施策に関する件について佐藤国土庁長官から所信を聴いた。<br>平成二年度防災関係予算に関する件について政府委員から説明を聴いた。 |
| 六月十三日<br>水曜日         | 阿蘇山噴火に関する件、豪雪対策に関する件、長良川河口堰治水対策に関する件、国際防災協力                             |

に関する件、リゾート開発に関する件、土砂災害に関する件等について佐藤国土庁長官、政府委員、農林水産省、厚生省、林野庁、建設省、科学技術庁、大蔵省、気象庁、外務省及び消防庁当局に対し質疑を行った。

○選挙制度に関する特別委員会

平成二年

六月 二十日 水曜日

第三十九回衆議院議員総選挙の執行状況及び選挙違反取締り状況に関する件について奥田自治大臣及び政府委員から報告を聴いた。

○沖縄及び北方問題に関する特別委員会

平成二年

二月二十七日 火曜日

派遣委員から報告を聴いた。

五月二十五日 金曜日

平成二年度沖縄及び北方問題についての施策について砂田沖縄開発庁長官から所信を聴いた。

五月 三十日 水曜日

平成二年度沖縄及び北方問題についての施策に関する件について塩崎総務庁長官から所信を聴いた。

○外交・総合安全保障に関する調査会

平成二年

四月 十一日 水曜日

地球環境問題に関する件について政府委員から説明を聴き、参考人朝日新聞社科学部編集委員石弘之君及び社団法人海外環境協力センター理事長橋本道夫君から意見を聴いた後、両参考人、政府委員、農林水産省、厚生省、外務省及び環境庁当局に対し質疑を行った。

四月 十三日 金曜日

ソ連・東欧の情勢変化とアジアの政治情勢及び安全保障に関する件について政府委員から説明を聴いた後、政府委員及び防衛庁当局に対し質疑を行った。

日米経済摩擦と今後の両国関係に関する件について政府委員及び外務省当局から説明を聴いた後、政府委員、外務省、通商産業省及び国土庁当局に対し質疑を行った。

四月 十八日 水曜日

ソ連・東欧の情勢変化とアジアの政治情勢及び安全保障に関する件について参考人筑波大学助教授秋野豊君、財団法人日本国際フォーラム理事長伊藤憲一君及びジャーナリスト前田哲男君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

四月 二十日 金曜日

日米経済摩擦と今後の両国関係に関する件について参考人丸紅株式会社国際経済研究室長・多摩大学教授井上宗迪君、一橋大学教授野林健君及び朝日新聞社外報部長村上吉男君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

六月二十二日 金曜日

外交・総合安全保障に関する調査報告書（中間報告）を提出することを決定した。

○国民生活に関する調査会

平成二年

四月 十七日 火曜日

内外価格差問題に関する件について政府委員及び建設省当局から説明を聴いた後、政府委員、総務庁、国土庁及び建設省当局に対し質疑を行った。

四月 二十日 金曜日

内外価格差問題に関する件について政府委員、通商産業省、公正取引委員会、建設省、外務省、国土庁、自治省及び大蔵省当局に対し質疑を行った。

四月 二十七日 金曜日

内外価格差問題に関する件について政府委員、国土庁、建設省、総務庁、資源エネルギー庁、通商産業省、公正取引委員会、労働省、大蔵省、自治省及び厚生省当局に対し質疑を行った。

五月 二十八日 月曜日

内外価格差問題に関する件について東京都地域婦人団体連盟事務局長田中里子君、ビジネス・トゥキョウ編集次長ピーター・フックス君、財団法人建設経済研究所常務理事長谷川徳之輔君及び毎日新聞編集委員本間義人君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

六月 二十五日 月曜日

国民生活に関する調査報告書（中間報告）を提出することを決定した。

○産業・資源エネルギーに関する調査会

平成二年

四月 十八日 水曜日

我が国流通構造の直面する課題と対応に関する件について参考人社団法人流通問題研究協会専務理事三浦功君及び専修大学経済学部教授鶴田俊正君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

四月 二十日 金曜日

我が国流通構造の直面する課題と対応に関する件について参考人流通産業研究所所長小山周三君、社団法人日本自動車販売協会連合会会長上野健一郎君、日本チェーンストア協会理事菊地照雄君、全国商店街振興組合連合会理事長山本勝一君及び主婦連合会常任委員加藤真代君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

四月 二十五日 水曜日

我が国農業の直面する課題と対応に関する件について参考人千葉大学法経学部教授唯是康彦君、東京大学農学部教授今村奈良臣君及び日本放送協会解説委員加倉井弘君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。  
派遣委員から報告を聴いた。

五月 二十五日 金曜日

我が国流通構造の直面する課題と対応に関する件について参考人日本コダック株式会社代表取締役社長澤田卓也君、ワーナー・ランバート株式会社専務取締役斎藤豊君、日本アイ・ビー・エム株式会社常務取締役竹中蒼君及びボルボ・ジャパン株式会社上級副社長山岡国秀君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

六月 二十二日 金曜日

産業・資源エネルギーに関する調査報告書（中間報告）を提出することを決定した。

## (付) I 参議院役員一覧

| 役 員                   |           | 召 集 日    | 会 期 中 選 任         |
|-----------------------|-----------|----------|-------------------|
| 議 長                   |           | 土 屋 義 彦君 |                   |
| 副 議 長                 |           | 小 野 明君   | 小 山 一 平君 (2・4・25) |
| 常<br>任<br>委<br>員<br>長 | 内 閣       | 板 垣 正君   | 井 上 孝君 (2・6・26)   |
|                       | 地 方 行 政   | 渡 辺 四 郎君 | 野 田 哲君 (2・6・26)   |
|                       | 法 務       | 黒 柳 明君   | 矢 原 秀 男君 (2・6・26) |
|                       | 外 務       | 山 東 昭 子君 | 岡 野 裕君 (2・6・26)   |
|                       | 大 蔵       | 藤 井 孝 男君 | 大河原 太一郎君 (2・6・26) |
|                       | 文 教       | 柳 川 覺 治君 | 下稲葉 耕 吉君 (2・6・26) |
|                       | 社 会 労 働   | 浜 本 万 三君 | 福 間 知 之君 (2・6・26) |
|                       | 農 林 水 産   | 仲 川 幸 男君 | 吉 川 博君 (2・6・26)   |
|                       | 商 工       | 倉 田 寛 之君 | 名 尾 良 孝君 (2・6・26) |
|                       | 運 輸       | 中 野 鉄 造君 | 中 川 嘉 美君 (2・6・26) |
|                       | 通 信       | 青 木 薪 次君 | 一 井 淳 治君 (2・6・26) |
|                       | 建 設       | 対 馬 孝 且君 | 矢田部 理君 (2・6・26)   |
|                       | 予 算       | 林 田 悠紀夫君 | 平 井 卓 志君 (2・6・26) |
|                       | 決 算       | 千 葉 景 子君 | 及 川 一 夫君 (2・6・26) |
|                       | 議 院 運 営   | 下 条 進一郎君 |                   |
|                       | 懲 罰       | 赤 桐 操君   | 久 保 亘君 (2・6・26)   |
| 特 別<br>委 員<br>長       | 科 学 技 術   | 中 西 珠 子君 | 和 田 教 美君 (2・6・25) |
|                       | 環 境       | 大 森 昭君   | 上 野 雄 文君 (2・6・25) |
|                       | 災 害 対 策   | 佐 藤 三 吾君 | 糸 久 八重子君 (2・6・25) |
|                       | 選 挙 制 度   | 前 田 勲 男君 | 鈴 木 貞 敏君 (2・6・25) |
|                       | 沖 縄 ・ 北 方 | 田 代 由紀男君 | 田 沢 智 治君 (2・6・25) |
| 調 査 会 長               | 外 交 ・ 安 保 | 中 西 一 郎君 |                   |
|                       | 国 民 生 活   | 遠 藤 要君   |                   |
|                       | 産 業 ・ 資 源 | 小 山 一 平君 | 田 英 夫君 (2・4・25)   |
| 事 務 総 長               |           | 佐 伯 英 明君 |                   |



## (付) II 参議院会派別所属議員数表

(会期終了日 平2・6・26現在)

| 会 派           | 議員数      | ①平4・7・7任期満了 |        |          | ②平7・7・22任期満了 |         |          |
|---------------|----------|-------------|--------|----------|--------------|---------|----------|
|               |          | 比 例         | 選 挙    | 計        | 比 例          | 選 挙     | 計        |
| 自 由 民 主 党     | 110 (6)  | 23 (2)      | 51 (2) | 74 (4)   | 15 (2)       | 21      | 36 (2)   |
| 日本社会党・護憲共同    | 73 (16)  | 9 (1)       | 12 (2) | 21 (3)   | 20 (6)       | 32 (7)  | 52 (13)  |
| 公明党・国民会議      | 21 (3)   | 7 (1)       | 4      | 11 (1)   | 6 (2)        | 4       | 10 (2)   |
| 日 本 共 産 党     | 14 (6)   | 5 (1)       | 4 (2)  | 9 (3)    | 4 (2)        | 1 (1)   | 5 (3)    |
| 連 合 参 議 院     | 12 (2)   | 0           | 1      | 1        | 0            | 11 (2)  | 11 (2)   |
| 民社党・スポーツ・国民連合 | 10       | 3           | 2      | 5        | 3            | 2       | 5        |
| 参 院 ク ラ ブ     | 4        | 1           | 1      | 2        | 1            | 1       | 2        |
| 税 金 党 平 和 の 会 | 4        | 2           | 0      | 2        | 1            | 1       | 2        |
| 各派に属しない議員     | 4 (1)    | 0           | 1      | 1        | 0            | 3 (1)   | 3 (1)    |
| 欠 員           | 0        | 0           | 0      | 0        | 0            | 0       | 0        |
| 合 計           | 252 (34) | 50 (5)      | 76 (6) | 126 (11) | 50 (12)      | 76 (11) | 126 (23) |

※ ( ) 内は婦人議員数